

点検・評価報告書



東京国際大学

自己点検・評価委員会

目 次

序章	p.1
第1章 理念・目的	p.3
第2章 内部質保証	p.9
第3章 教育研究組織	p.29
第4章 教育課程・学習成果	p.33
第5章 学生の受け入れ	p.62
第6章 教員・教員組織	p.73
第7章 学生支援	p.81
第8章 教育研究等環境	p.95
第9章 社会連携・社会貢献	p.107
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	p.113
第2節 財務	p.121
終章	p.124

序章

現下の大学を取り巻く環境は、大変厳しいものとなっている。18歳人口は、2040年には82万人となることが予想され、大学の志願者、入学者数は、少子化の影響をまともに受け、極めて厳しい局面に向かっていくと思われる。

大学は厳しい選抜にさらされ、真に評価される大学となり、志願者から選ばれる大学とならなければ、大学の存続すら危うくなる。今、大学は、真の実力が問われ、教育研究について社会から高い評価を受ける大学となることが強く求められている。

大学の教育の質の改善、改革を進めていくに当たっては、こうした大学を取り巻く社会の状況を的確に認識し、改革の必要性及び改革が求める方向性を、全学のすべての関係者が共有し、一丸となって取り組むことが不可欠である。

そのためには本学のすべての関係者の意識の確立と一体感の醸成が不可欠であり、様々な機会にこうした意識を啓発し、教育の質の改善、強化の重要性、必要性を全学で確認するとともに、これに向けた各人の取り組みへの努力を求め、意識の高揚を図っている。

教育の質の向上は、外部から基準を与えられ達成していくものではなく、大学が、また、大学の関係者の一人一人が、自ら、学生、学生の家族、社会に対して負っている責任を認識し、その存在意義を果たすために特色を生かして達成していくものでなくてはならない。現在行われている状況に係る課題、問題点の抽出、改善という観点だけではなく、特色の強化充実、新たな戦略的取り組みの企画、実践という積極的な観点からの改善、改革にも意欲的に取り組むことが極めて重要である。

本学では、実効性のある改革を達成できるよう、内部質保証を実現する自己点検・評価体制、これに基づくPDCAサイクル体制を確立している。その体制の下に、「公德心を体した真の国際人の養成」という建学の精神を軸に、「大志」、「勇氣」、「知性」の涵養という教育の理念・目的を基本として策定された3つのポリシーに基づき、教育の質の充実強化を図るべく取り組んでいる。

具体的な取り組みとしては、改革認識の全学的な共有を図るとともに、現在行われている教育の質の向上について、FD活動、自己点検・評価活動を中心として丁寧に、自発的、自律的に多くの議論を重ね、3つのポリシーの改定、TLO(Target and Learning Outcomes)の改定、ルーブリックの活用などの多くの改善を進めてきた。

「公德心」を背景とする真のコミュニケーション力を具現して国際性を育む「英語力」の獲得、多くの留学生との交流を生み出す国際性豊かな日常のキャンパス環境の確保を図るとともに、「大志」を掲げ、行動する「勇氣」を持ち、これらを支える「知性、技能」の強化を日々実践し、高い精神力と豊かな人間性を育むスポーツの力を活かした教育、特に日常に触れ合う仲間のスポーツの活躍がもたらす感動や刺激が教育へ与える影響を重視し、「英語力のTIU」、「スポーツのTIU」を本学の大きな特色として打ち出している。

2017年の認証評価では、本学では、改善勧告として1項目、努力課題として5項目の指摘を受けた。これらの指摘された項目について、指摘を受けるに至った背景、その要因、要因がもたらす問題を除去する方策について自己点検・評価体制において検討を重ね、改善に努めてきた。その内容は第2章を参照していただきたい。

序章

しかし、この間、池袋キャンパスの開設という戦略的投資なども含め、改革・改善を進める中で、これまでに全く予想しなかった COVID-19 の感染拡大という未曾有の混乱に見舞われた。大学運営に大幅な修正が必要となり、志願者数、入学者数の的確な予測、計画的な獲得にも支障をきたす状況となった。COVID-19 の影響は解消しつつあるが、定員管理や財政面では新たな対応を迫られている。新たな状況に適切に対応し、可能な限りの適正な大学運営を図っていきたいと考えている。

「特別実習（現スポーツパフォーマンス実習）」への改善勧告は真摯に受け止め、改善活動を継続的に行っている。そのうえで、若干の説明を加えさせていただきたい。

スポーツ競技者は、具体性のある高い目標を設定し、それに向けた強い精神力に支えられた厳しい鍛錬により、技能を磨き、強固なチームワークの中で、自分を高めている。競技者相互間、競技者を支える競技関係者、さらには競技者を応援する周囲との信頼と協力により成果を上げていく。こうした競技者の活躍は周囲に感動と刺激をもたらす。周囲の「大志」、「勇氣」を生み出す。ここで形成され、体得する人間性、社会性は、スポーツ競技者のみならず、周囲の関係者の人格形成に大きな効果をもたらす。

「スポーツパフォーマンス実習」は、スポーツの有するこうした力を獲得、波及させることを教育の意義、目的として、強い精神力、自立心を育て、豊かな社会性、人間性を獲得する本学の特色ある教育として展開しようとするものである。

スポーツを通じた教育の意義とその波及効果について、改善活動を通じて、社会から理解を得る努力を行うことも、本学にとっての取り組むべきことであると考えている。

2024 年の認証評価を受審するに当たり、日ごろから取り組んでいる教育の質の向上について外部からの評価という視点で自ら見直し改善する重要な機会とするとともに、本学の特色を含めその取り組みを社会がどのように受けとめ評価するのかを検証する機会とし、尚一層、社会の期待に応えられる大学への改革を進めていきたいと考えている。

東京国際大学 学長
自己点検・評価委員会 委員長
浅野 善治

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

【点検・評価項目④】

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点

- ①学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
- ②大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

■東京国際大学の教育理念・目的

- ・建学の精神および教育理念・目的の内容

東京国際大学は「公德心を体した真の国際人の養成」を建学の精神としている。本学では、公德心を「人類の普遍的な価値観に立ち『公（おおやけ）』のために貢献する心」と定義し、この心をもった「真の国際人」を養成するための教育理念・目的として、大志（Vision）、勇気（Courage）、知性（Intelligence）の涵養を掲げている（資料1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。それぞれの資質の具体的な内容を以下に示す。

（表1 東京国際大学の教育理念・目的）

大志（Vision）：

未来に向かって常に理想を掲げ、到達を目指し高い志をもつ

勇気（Courage）：

細心の注意をもち大胆に行動する勇気を養う

知性（Intelligence）：

国際的視野に立った的確な理解力と心の豊かさからなる知的教養を修得し、知恵を身につけ、世界を舞台に活躍できる知性を磨く

これらの資質をもつ人材の養成、すなわち、未来に向かって大志を掲げ、行動する勇気を持ち、知性を磨くことで世界を舞台に活躍できる者を育てることが本学の教育理念・目的である。

- ・建学の精神および教育理念・目的の成り立ち

創学者である金子泰藏は太平洋戦争後、GHQの通訳者として働いた経験を持ち、その過程で日本人の国際化の必要性を強く感じていた。本学を創学した1965年当時、高度経済成長期にある日本と世界の距離は交通や通信網の発達によって急速に縮まっていた。金子は、国際化していく社会の中では語学力や高度な専門的知識、国際

第1章 理念・目的

性や社会性、未来志向性を備えている人材こそが日本や世界から必要とされる存在であると考えた。そして、この信念に基づき、「大志」「勇気」「知性」を身につけ国際社会で活躍する人材を養成する、という本学の教育理念・目的を定めた。

また、様々な価値観が共存・対立する国際社会においては、多様性や異文化の理解、他者への配慮、人間性の重視等の普遍的な価値観に立ち、社会へ貢献していく姿勢が必要とされる。そのため、「大志」「勇気」「知性」を身につけ国際社会で活躍する人材に不可欠な姿勢を「公德心」と捉え、建学の精神を「公德心を体した真の国際人の養成」としている。

・各学部、学科、研究科の目的との連関

上述してきた大学全体の教育理念・目的と、各学部、学科および研究科の目的との連関について述べる。いずれの学部、学科、研究科も、「社会への貢献」や「国際社会での活躍」といった建学の精神や教育理念・目的に準拠して教育研究上の目的を設定している（資料1-4【第1条、第7条の2】、1-5【第1条2項、第3条の2】）。

例えば、商学部では教育理念・目的で掲げる資質のひとつである国際的視野に立った知性を踏まえ、その目的を定めている。

（表2 商学部の教育研究上の目的）

商学部は、多様な国内・ <u>国際ビジネスの仕組みを理解し</u> 、 ビジネス上の諸課題に実践的に対応できる能力を備えた人材を養成する

また、研究科においては、社会への貢献という建学の精神を踏まえ、大学院全体として共有する目的を定めている。

（表3 研究科の教育研究上の目的）

本大学院は、専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を きわめて、 <u>人類の福祉と文化の進展に寄与</u> することを目的とする

以上のように、各学部、学科および研究科の目的は建学の精神および大学全体の教育理念・目的という原理に基づいて策定し、全体として一貫性をもった内容としている。

・教育理念・目的の適切性評価

本学が定めている教育理念・目的は「大志」「勇気」「知性」といった国際社会へ貢献し得る資質の涵養を目指すものであり、高等教育機関として相応しい内容だと考える。また、各学部、学科および研究科の目的は大学全体の教育理念・目的に立脚して定めており、全体としての整合性をもっている。以上を踏まえ、教育理念・目的の設定は適切だと評価する。

【点検・評価項目②】

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点

- ①学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
- ②教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

■教育理念・目的の浸透

・学則での明示

本学の学則には、各学部、学科および研究科の教育研究上の目的を明示している（資料1-4【第1条、第7条の2】、1-5【第1条2項、第3条の2】）。学部については、「東京国際大学学則」第1条に学部全体の目的を記し、第7条2項に学部、学科ごとの目的を示している。研究科については、「東京国際大学大学院学則」第1条2項に研究科全体の目的を記し、第3条の2に研究科ごとの目的を示している。

・学生、教職員、社会への発信

教育理念・目的や建学の精神については、本学ウェブサイトでの掲示や新聞でのメッセージ掲載等によって、学生や教職員を含めた社会全体への浸透を図っている（資料1-6）。また、各学部、学科、研究科の教育研究上の目的についても、本学ウェブサイト上で明示している（資料1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。学生に対しては、受験時に配布している大学案内、入学後に閲覧する学生ガイドブックや要覧、大学ポータル等々の多様な媒体でも教育理念・目的を示し、周知に努めている（資料1-7【p.3】、1-8【p.2】、1-9【p.3】、1-10【p.1】、1-11【p.1】、1-12【pp.1-2】、1-13【p.4】、1-14【p.3】、1-15【p.3】、1-16【p.3】、1-17【ウェブ】）。

加えて、教育理念・目的を体現するイベントとして、最新の国際問題をテーマとした国際シンポジウムを毎年開催している（資料1-18）。2023年度は「日本と世界の在り方を問う」をテーマに識者による講演とパネルディスカッションを行い、本学のYouTube公式アカウントでも動画を公開している（資料1-19【ウェブ】）。研究者や専門家ではない一般の方へも参加の門戸を開き、「大志」「勇気」「知性」として示す資質が社会全体へと行き渡るような機会としている。

【点検・評価項目③】

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点

- ①将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
- ・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

■学校法人東京国際大学中期計画

・ 策定のプロセス

本学では、事業の中期的な方向性を定め推進するにあたり、中期計画を定めている（資料 1-20）。前回の認証評価受審時は単年の事業計画のみを設定していたが、大学評価（認証評価）結果において「中長期の大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定め、教職員で共有することが期待される」と評されたことを踏まえ、中期計画を策定することとした。寄附行為に定めるとおり、中期計画は理事長が編成し、理事会において3分の2以上の議決を得た上で決定している（資料 1-21【第 24 条 2 項】、1-22）。

・ 計画の内容

現行の中期計画は 2019 年 12 月を始期とし、2024 年 12 月までの 5 年間で計画期間としている。具体的な内容として、①スポーツの東京国際大学：スポーツを通じた全人教育の推進、②英語力の東京国際大学：国際教育体制の強化、③新学部・学科設置による理学療法士養成教育の開始、④キャリア開発支援体制の充実の 4 点を重点的に取り組む事業として掲げている。

事業活動の基本的な方針として、建学の精神「公德心を体した真の国際人の養成」を踏まえ、社会の負託に応える教育事業の発展的展開を企図している。例えば、「スポーツの東京国際大学」を重点的な事業として設定している意図としては、我が国のスポーツ立国戦略（およびスポーツ基本計画）を一つの背景とし、社会から要請されているスポーツに関わる人材の養成を図るためである。スポーツについて学ぶ学生やスポーツに取り組む学生に対して、必要とされる支援を全面的に行い、より充実した教育活動を行っていく。このように、中期計画内容の策定にあたっては、社会から求められる教育事業へと注力して有為な人材を養成し、社会に貢献することを目指している。

また、現行計画中には組織・体制の変革として、これまで本学には設置していなかった医療分野学部・学科の新設、既存学部・学科の収容定員増員、新キャンパス開設およびそのための資金調達、新キャンパスへの移転と既存キャンパスの再編といった大きな改革を実施している。特に、2023 年 9 月に開校した池袋キャンパスは、国際都市東京の要衝に位置するキャンパスとして、世界からより多くの学生や教員が集う知の交流拠点となることを目指している（資料 1-23【ウェブ】）。川越、坂戸の既存キ

第1章 理念・目的

キャンパスに加えて、グローバル教育機能を高めた池袋キャンパスを新たな学びの場とし、建学の精神や教育理念・目的の実現を図っていく。

現行の中期計画には上記のような組織・体制の変革を定めており、本学が次なる発展に向け、その足場を築く重要な期間として今期を位置付けている。

・計画の共有

現状、中期計画および単年の事業計画については文書として学内全体へ共有していないが、事業計画を踏まえた「学長方針」を作成し、重点的に取り組む施策等を理事長・副理事長・学部長・事務局長が参加する大学執行部打ち合わせにて共有した上で、各学部教授会で説明を行うとともに、POTI（学内ポータルサイト）で学長から教職員へ発信している（資料 1-24【項目 2】、1-25）。

・計画の達成状況

中期計画は毎年度、事業報告として振り返りを行い、進捗を踏まえて単年の事業計画を策定している（資料 1-26【ウェブ】、1-27）。なお、事業報告書は毎年度、本学ウェブサイト上で公表している。

現行の中期計画については、医療健康学部理学療法学科の新設や池袋キャンパスの開設、収容定員の増員等、主要な事項を完遂できたと評価している。しかし、財務基盤強化については、収益構造を改革する中で発生した COVID-19 の影響により、引き続き本計画終了後も継続して取り組む必要があることから、次期中期計画においても推進していく。次期中期計画は現在、策定を進めており、2024 年 12 月までに学内への共有を行う予定である。

(2) 長所・特色

■社会に向けた教育理念・目的の発信

建学の精神や教育理念・目的が広く社会へ浸透することを目的に新聞へのメッセージ掲載を行っている（資料 1-6）。多様な人へと伝わるよう複数の新聞へ出稿を行い、教育活動を通じて本学が達成したいビジョンを発信している。内容としては、建学の精神や教育理念のみならず中期計画で定めた事業等についても概説し、本学の現在の取り組みや目指す方向性が社会から認知、理解されることを目指している。

(3) 問題点

■教職員全体への中期計画、事業計画の共有

年度初頭に学内ポータルサイトで掲示する「学長方針」において事業計画に基づいた施策等を教職員へ示しているが、中期計画や事業計画を文書として学内に公開していないことは、本学が目指す具体的な方向を教職員が深く理解することに支障を生じさせかねない。今後策定する中期計画や事業計画については、教員、職員全体に対してその内容を共有し、本学が目指す方向の共通理解を図った上で諸施策に取り組んでいくことを目指す。

(4) 全体のまとめ

本学の建学の精神は「公德心を体した真の国際人の養成」であり、未来に向かって大志を掲げ、行動する勇気を持ち、知性を磨くことで世界を舞台に活躍できる者を育てることを教育理念・目的としている。これを基に学部、学科、研究科の教育研究上の目的を設定し、学則に定めている。建学の精神や教育理念・目的、取り組んでいる事業内容については社会へ向けて様々な媒体で発信しており、本学のビジョンが浸透するよう努めている。加えて、中期計画を策定し、教育理念・目的の実現に向けて着実に遂行している。

以上を踏まえ、「基準1：理念・目的」に係る取り組みは、概ね適切であると考えている。

今後の課題としては、中期計画、事業計画の内容を学内全体に向けて共有し、本学の事業の具体的な方向性について教職員が共通の認識をもった上で教育活動に取り組んでいくことがある。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点

- ①下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示
- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
 - ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
 - ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

■内部質保証とその方針

- ・学則での自己点検・評価に係る規程

本学は、「寄附行為」において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」を目的として定め、学則第1章「大学の目的及び使命」において、「教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めている（資料1-21【第3条】、資料1-4【第1条の2】）。これは、大学の目的及び使命を達成するためには、自己点検・評価が最重要事項であることの認識に基づいている。

- ・内部質保証の方針

学則を受けて本学では内部質保証の方針を以下のように定め、ホームページに公開している（資料2-1【ウェブ】）。

（表1 内部質保証の方針）

東京国際大学は、建学の精神、理念・目的の実現に向けて内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組むものとする。

1. 自己点検・評価活動を統括し、全学に亘り内部質保証を推進する責任部署として、自己点検・評価委員会を置く。
2. 内部質保証の質を維持・向上させるため、定期的に第三者評価及び認証評価機関による大学評価を受け、その妥当性・客観性を担保する。
3. 社会に対する説明責任を果たすため、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表する。

■内部質保証に係る規程

・自己点検・評価規程

内部質保証の方針を根拠に、現在の自己点検・評価を担う組織とその権限を「東京国際大学自己点検・評価規程」と「東京国際大学自己点検・評価規程施行細則」に定めている（資料2-2【第2条、第4条】、2-3【第5条】）。

前者にて自己点検・評価委員会を「自己点検・評価活動を統括し、全学に亘り内部質保証を有効に機能せしめる責任部署」と定めている。その自己点検・評価委員会は、以下の事項を任務としている。

（表2 自己点検・評価委員会の任務）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 点検・評価実施の企画・運営(2) 点検・評価の基本方針の策定(3) 点検・評価項目及び評価基準の設定(4) 点検・評価結果の検証(5) 点検・評価報告書の編集・作成(6) 評価結果に基づく改善状況の検証(7) 認証評価及び第三者評価に関わる事項(8) 前各号の他、点検・評価及び内部質保証に係る必要事項 |
|--|

・自己点検・評価委員会の独立性の確保

2020年度以前は、自己点検・評価の主眼は「教育研究の質向上」、「教育研究及び管理運営の改善」にあるとの認識のもと、自己点検・評価の組織はFD委員会の下に位置付けられていた。現在では、自己点検・評価委員会に「全学に亘り内部質保証を有効に機能せしめる責任部署」という役割を付与し、FD委員会からは独立した組織として運用を行っている。

・自己点検・評価の実施主体

自己点検・評価委員会の下には、学部等自己点検・評価実施部会を置いている。具体的には、以下の組織となる（資料2-2【別表】）。

(表3 学部等自己点検・評価実施部会)

- ・ 商学部
- ・ 経済学部
- ・ 国際関係学部
- ・ 人間社会学部
- ・ 言語コミュニケーション学部
- ・ 医療健康学部
- ・ イングリッシュ・トラック・プログラム
- ・ 商学研究科
- ・ 経済学研究科
- ・ 国際関係学研究科
- ・ 臨床心理学研究科
- ・ 図書館
- ・ 事務局

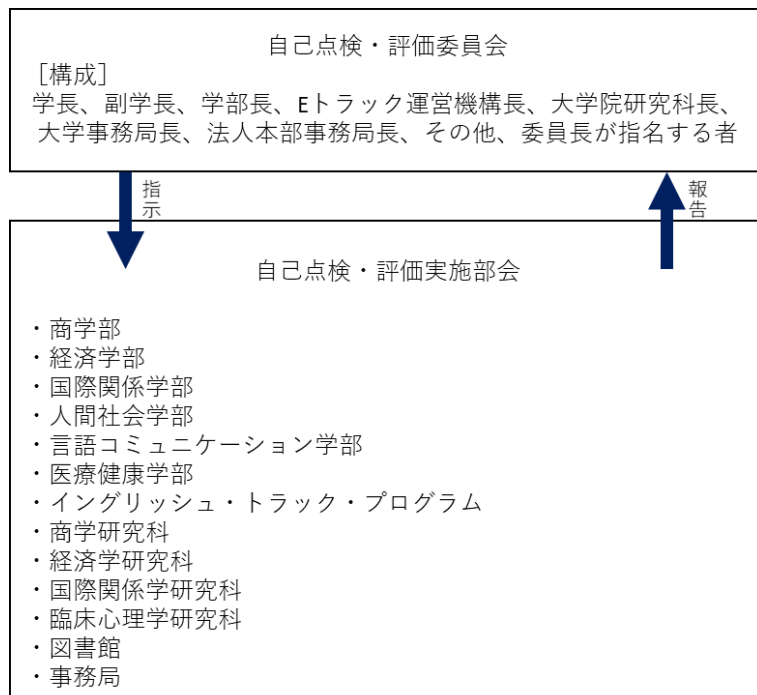
上記の組織は、自己点検・評価委員会の命を受けて以下のことを実施する（資料2-2【第4条】）。

(表4 学部等自己点検・評価実施部会の業務)

- (1) 当該各組織に係る自己点検・評価に関する資料収集，調査研究及び啓蒙活動
- (2) 当該各組織に係る自己点検・評価の実施計画の策定
- (3) 当該各組織に係る自己点検・評価の実施及びその報告書の作成

特に、学部と研究科については、学位プログラムごとの活動に対する自己点検・評価を担っている。規程上の改善活動の体制は下記の表にまとめられる。

(表5 自己点検・評価の構造)



■自己点検・評価活動の拡大

・教育組織の多様化

「東京国際大学自己点検・評価規程」では、自己点検・評価活動に関わる組織を上述のように定めているが、そこに明示されていない組織も教育活動に関わっているため、これら組織も自己点検・評価活動を行っている。

例えば、英語教育では、姉妹校であるアメリカのウィラメット大学と連携して設置された英語教育組織 GTI (Global Teaching Institute) が実践的なコミュニケーションスキルを身につけるための教育を全学的に行っている。そのため、GTI は全学的な観点から、英語教育を自己点検・評価している。この他にも留学生に日本語教育を行う JLI (Japanese Language Institute) などがある。

教育活動は、垂直的な学部の活動と水平的な教育活動を行う組織体の活動を合わせて、行っている。そのため、前掲の自己点検・評価実施部会の点検・評価活動だけではなく、教育活動に携わる組織（例えば、上述の GTI 等）は、自己点検・評価活動を実施している。

・個々の教員の自己点検・評価活動

また、個々の教員は、授業設計であるシラバス作成 (P) から始まり、授業の実施 (D)、授業評価アンケートによる学生からの教員へのフィードバック (C)、それを受けた教員が作成した振り返りシートの学生への共有 (A)、新年度のシラバス作成といった改善活動を行っている。

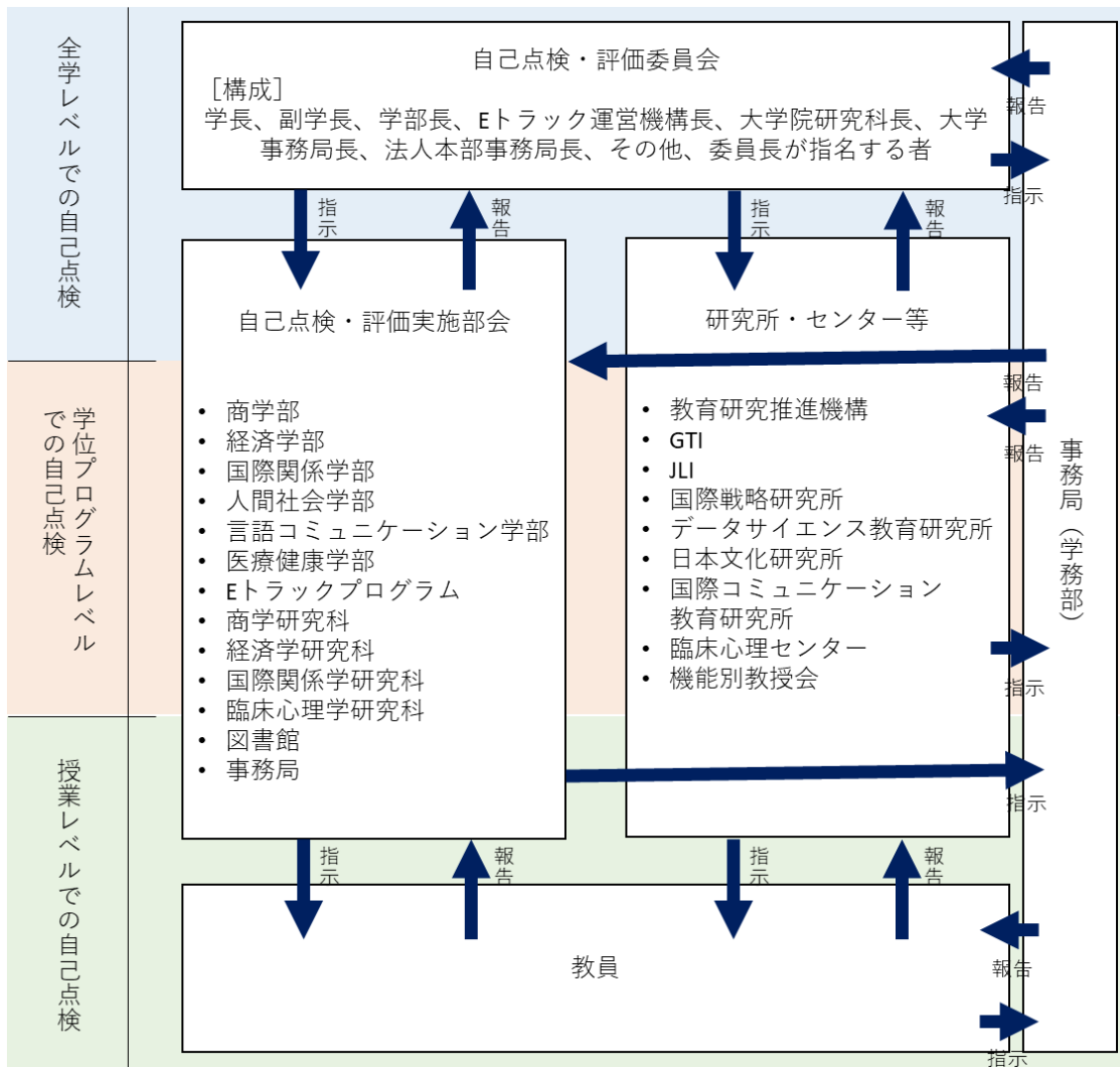
・ 自己点検・評価委員会作業部会（作業部会）

自己点検・評価委員会の下には、学長の命を受け、特定の課題に取り組む作業部会を設けることができる。2021年度からは学修成果の可視化に取り組むための作業部会を設置している（資料2-4【議題4】）。

これまで、既に全学の学位授与方針（DP）と全学の教育課程の編成・実施の方針（CP）の改定案は自己点検・評価委員会に提出し採用され、授業評価アンケートの改善案、初年次演習のルーブリックの改善案も2024年度から採用される（資料2-5、2-6、2-7、2-8、2-9）。

このように、多様な組織が教育の改善活動に関わるようになっており、現状の教育改善活動の体制は表6のようになっている。

（表6 教育改善活動の体制）



■内部質保証の方針の適切性

・方針の共有状況

自己点検・評価委員会には、全ての学部、研究科の長に加えて、事務局の局長も参加している。自己点検・評価委員会は定められた活動内容に基づき、自己点検・評価実施部会に自己点検を行うことを指示している。実施部会の長は、自己点検・評価委員会のメンバーと重なっているため、自己点検・評価委員会の指示は、実施部会には須らく周知される仕組みとなっている。

2021年の自己点検・評価委員会で確認した「東京国際大学の教育目的と各種方針」は、自己点検の時に使用するワークシートにも、実施部会が常に意識できるように記載している（資料2-10、2-11）。毎月、教職員に係る重要事項を学長が報告している「学長報告」でも、全教職員にあらためて「東京国際大学の教育目的と各種方針」を年度初めに周知したほか、ポータルサイト（POTI）にも掲出している（資料2-12【項目18】）。

また、前掲の通り、ホームページに内部質保証の方針を掲出することで、本学の様々なステークホルダーに、内部質保証の取り組みを公表、周知している（資料2-1【ウェブ】）。

・方針の評価

自己点検・評価委員会を責任部署とする内部質保証システムが稼働し始めてから数年であり、また、方針を作成してからも2年しか経過していない。方針の共有については実践できているため問題はないと評価しているが、方針の内容についての評価を行うには早計と判断している。しかしながら、本学を取り巻く外部環境の変化、池袋キャンパスの設置など内部環境の変化もあり、仕事の進め方や自己点検・評価の方法に改善を加えていることから、方針についても数年内に評価を行い改善する必要があると認めるところである。

【点検・評価項目②】

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点

- ①全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- ②全学内部質保証推進組織のメンバー構成

■全学の内部質保証推進組織

・内部質保証推進組織の設置規程とその組織

現在の内部質保証推進組織は、2020年に「東京国際大学自己点検・評価規程」を改正することで整備した（資料2-2）。この規程において、「自己点検・評価活動を統括し、全学に亘り内部質保証を有効に機能せしめる責任部署」、すなわち全学の内部質保証推進組織として、自己点検・評価委員会を置いている。

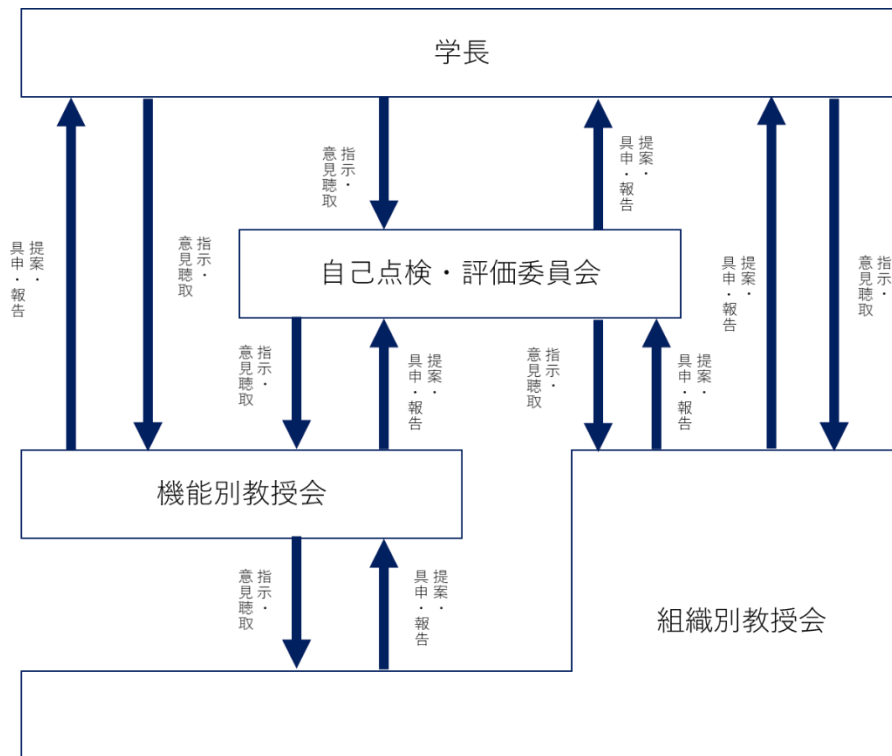
自己点検・評価委員会が活動し始めて3年目であり、その評価はまだ適切に行える状況ではない。しかしながら、内外環境の変化もさることながら、内部質保証システムが改善のプロセスを内包するため、自己点検・評価委員会自体も適宜改善を行う。

また、自己点検・評価委員会は、機能別教授会の一つではあるものの、内部質保証に責任を負うことになっている（資料2-13）。そのため、自己点検・評価委員会の下に学部や事務局の自己点検の実施部会を置き、実施部会の自己点検・評価結果の報告を受け、改善指示を出している。

例えば、機能別教授会の一つである就学管理委員会が中心として検討していた学生の受け入れ方針（AP）の改定については、自己点検・評価委員会が就学管理委員会に検討の指示を出し、就学管理委員会の案をもって成案を得た（資料2-14、2-15）。

なお、自己点検・評価委員会と他の会議体との関係は表7の通りとなっている。自己点検・評価委員会が方針を作成したのち、検討を他の会議体で行うなどしたものは、自己点検・評価委員会に報告される仕組みを作っている。

（表7 自己点検・評価委員会と他の会議体との関係）



・自己点検・評価委員会の構成員

「東京国際大学自己点検・評価規程施行細則」において、自己点検・評価委員会の委員長に学長を据え、副委員長を副学長のうち点検評価・内部質保証推進を担当する者としている。自己点検・評価委員会の構成員は学長、副学長、学部長、Eトラック運営機構長、大学院研究科長、大学事務局長、法人本部事務局長、その他、委員長が指名する者としている（資料2-3【第2条】、2-16）。

学長がリーダーシップを発揮し、全学に影響力を発揮できるように、自己点検・評価委員会に学部長や研究科長等が参画している。また、自己点検・評価委員会のメンバーとして学部長や研究科長等が参画することで、学部や研究科での取り組みを全学的な取り組みとして取り入れることを可能にしている。

・内部質保証体制への評価

自己点検・評価委員会の下に学部等自己点検・評価実施部会を置き、指揮命令系統を明確にした上で、学部や事務局ごとに具体的な自己点検・評価を行っていること、その評価結果を自己点検・評価委員会で評価していることから、本学の内部質保証は円滑かつ適切な自己点検・評価を行える体制になっていると評価できる。また、学部長や研究科長が自己点検・評価委員会に参画しており、この委員が自己点検・評価実施部会の責任者となっていることで、全学と学部等別の自己点検・評価を一貫して行うことを可能たらしめている。

一方で、自己点検・評価実施部会の評価を自己点検・評価委員会で行う際に、評価を行う組織の委員に被評価組織の長が入っている点が検討課題になっている。

課題はあるものの、実施部会の点検・評価結果を、他の委員と相互評価でき、好事例を参照できることが、この体制のもっとも優れたところといえる。

【点検・評価項目③】

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点

- ①学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- ②方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- ③全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- ④学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- ⑤学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- ⑥行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- ⑦点検・評価における客観性、妥当性の確保

■全学の方針が依拠する前提

・建学の精神

本学の建学の精神「公德心を体した真の国際人の養成」自体が、入学した学生に対する約束であり、学生の育成方針となっている（資料2-17【ウェブ】）。

本学のいう「真の国際人」とは、語学力に秀でただけの人材をさすものではなく、民族、宗教、国境をすべて俯瞰的に見うる見識を持ち、公德心を体した、心身ともにバランスの取れた健全な社会人である（資料 2-18【ウェブ】）。

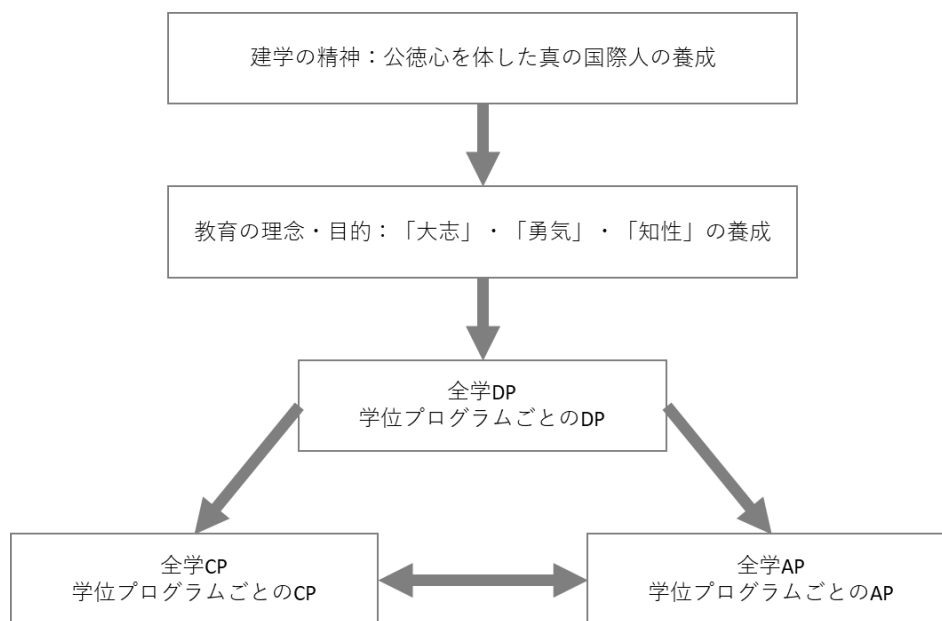
3つのポリシーすなわち、DP、CP 及び AP は、全て、この建学の精神から導き出されている。

■3つのポリシー相互の関係

・ 3つのポリシーの一貫性

本学の3つのポリシーは、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会が平成28年にまとめた「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインにある通り、全体的に一貫性のあるものとなるように配慮している。

（表8 3つのポリシーの一貫性）



また、DP は建学の精神を達成するためにあり、CP は DP を学生が達成することができるようにするための道標となっている。なお、AP については、DP を達成することができる学生であるか、その潜在的な資質を測る指針としている。

・ 3つのポリシーの見直し

2021年に設置した自己点検・評価作業部会（作業部会）が DP の検討と改定案の提示を行い、自己点検・評価委員会に諮ったうえで DP の改定を決定した。2022年には全学の DP をもとに、学部等が学位プログラムごとの DP 改定案を作成し、自己点検・評価委員会に諮ったうえで決定した（資料 2-19、2-20）。

DPの見直しを受けて、DPを達成するためのCPにも変更を加えている。自己点検・評価委員会の指示の下、全学部分は作業部会で、学位プログラム部分については学部等が検討と改定案の提示を行った。この結果を自己点検・評価委員会に諮ったうえで、本学のCPとしている。この一連の活動から、DPとCPには一貫性を担保することができていると判断している。

■自己点検・評価のプロセス

・大学全体の意思決定プロセス

教学に関する事項の一般的な意思決定プロセスは表9のようになっている。「東京国際大学教授会設置規程」では第1条(1)で機能別教授会について、「学部横断的に全学的見地から学長及び大学執行部の業務執行を補佐することを目的とし、各項目について学長に意見を具申する」、と定めている。また、同第1条(2)で「組織別教授会は、大学各学部及び大学院各研究科固有の教育研究に関する重要事項について、学長等の求めに応じ、意見を具申することができる」、と定めている(資料2-21【第1条】)。このほか、教授会審議事項に係る学長裁定では、以下の2点を教授会の意見を徴する必要があるものとして定めている(資料2-22)。

1. 教育課程の編成に関する事項
2. 教育研究業績の審査に関する事項

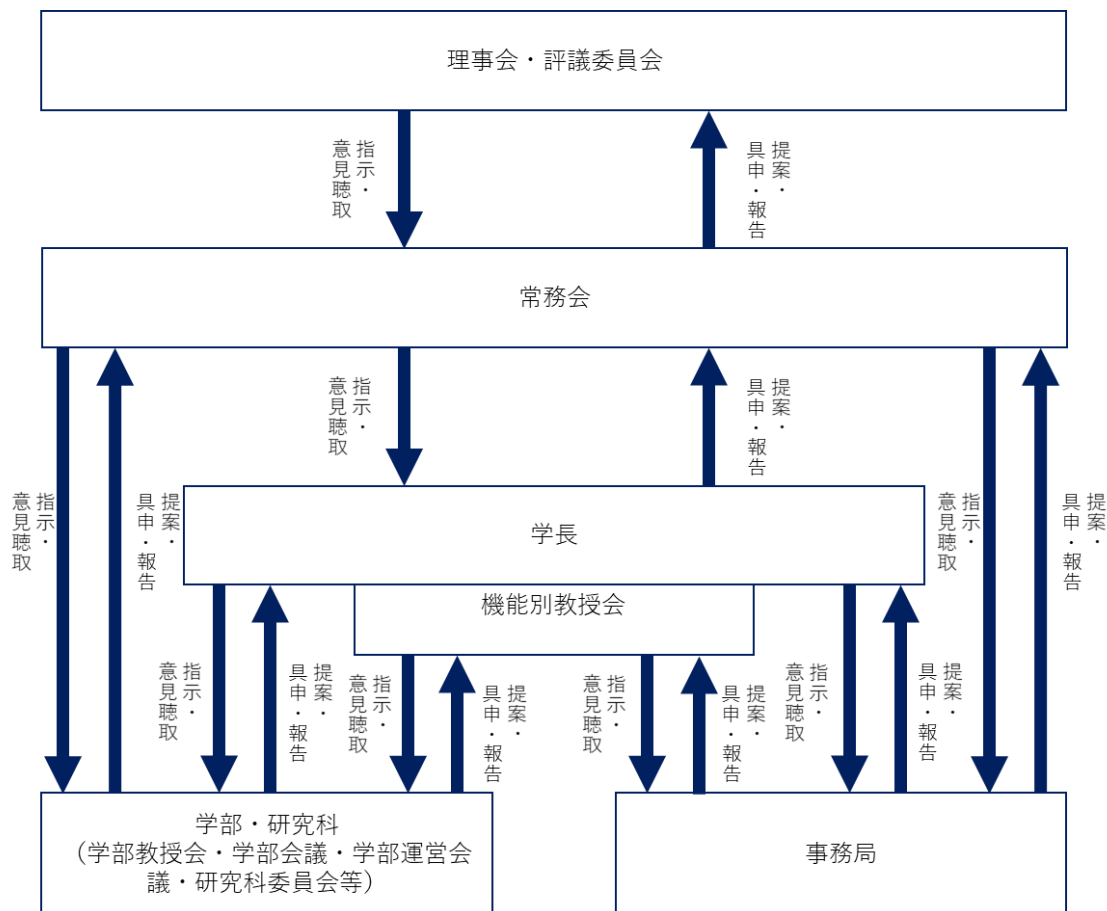
学長の意思決定を補佐し、学長がリーダーシップを発揮できるように、機能別教授会ならびに組織別教授会を設置している。

・大学の自己点検・評価活動の評価と法人の意思決定との整合性

教学に関する重要事項については、先述の通り、学部・研究科に意見を求めながら、学長が判断をする体制を築いている。また、学長は常務会、理事会の構成員でもあるため、法人としての方針を大学に伝え、執行する機能を持つとともに、大学での決定、執行状況を報告する機能も有している。

そのため、常務会に大学の自己点検・評価活動を報告するとともに、理事として評価するため、法人の意思決定と教学の意思決定の整合性を保つことが可能になっている(資料2-23)。

(表9 意思決定プロセス)



■方針に基づく自己点検・評価活動

・ 内部質保証の方針に基づく活動

本学は、「建学の精神、理念・目的の実現に向けて内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組むもの」としている。毎年度、内部質保証の責任機関である自己点検・評価委員会の下、学部等自己点検・評価実施部会が自己点検評価活動を行っている。その結果は公表している。それとともに、7年に一度、認証評価機関によって評価されている。

・ 3層構造の自己点検・評価

教学の自己点検・評価は、全学レベル、学位プログラムレベル、授業レベルの三層で実施している。

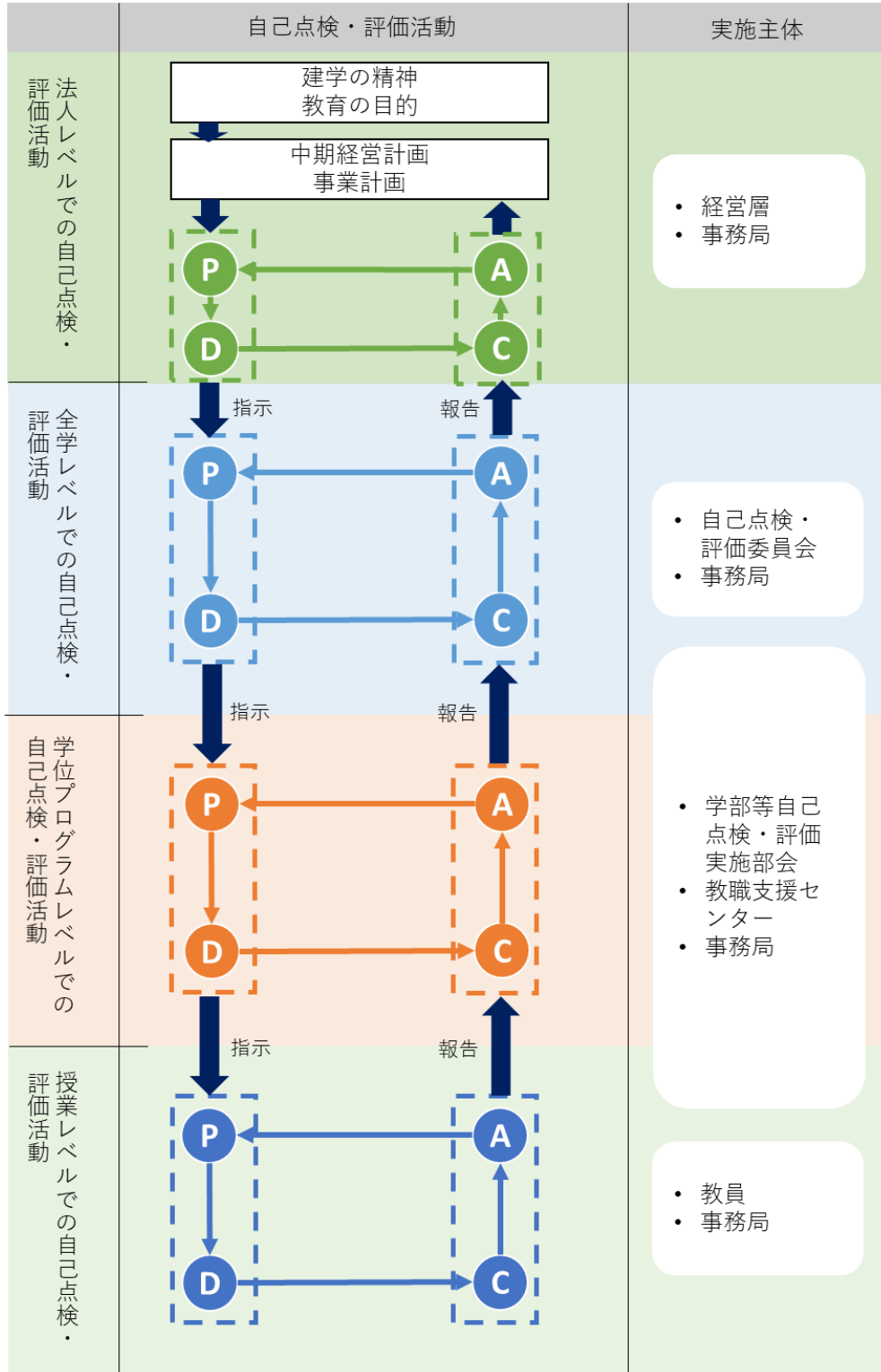
全学レベル、学位プログラムレベルの自己点検・評価活動は、自己点検・評価規程に、その実施主体と役割を記載している。

授業レベルの自己点検・評価は、FD委員会を中心に行っている。シラバスの作成をP、授業の実施をD、FD委員会が主管する授業評価アンケートをC、学生へのフィードバックがAとなるPDCAサイクルを回している。

第2章 内部質保証

この授業レベルでの自己点検・評価結果は、FD委員会で取りまとめ、各学部長などにフィードバックすることで、教育課程の改善につなげている。

(表-10 自己点検・評価活動の構造)



■2022年度自己点検・評価

・2022年度自己点検・評価実施方針

2022年度の自己点検・評価は、2023年2月の自己点検・評価委員会で、実施方針と実施方法を確認し、実施に至っている（資料2-24【pp.15-18】）。なお、2022年度の教学については、特に教育課程、学修成果の可視化についての自己点検・評価を求めている。具体的には下記の通りである。

2022年度、自己点検・評価委員会は実施方針を下記のように定めた。

- ① 法令等で求められている基礎的な事項の状況を確認する
- ② 2022年度の計画・目標の実施状況と結果を点検・評価する
- ③ 点検・評価結果を自己点検・評価委員会で全学的な観点から検証し、検証結果を各部署の2023年度の計画・目標策定に活用することで内部質保証システムを機能させる
- ④ 2024年度は大学基準協会による認証評価の年度になるため、認証評価の資料は今回取り組む自己点検を基に作成する

・方針の具体化

方針を実施に移すために、自己点検・評価委員会が、自己点検・評価シートを作成している。このシートは二種類あり、一つは法令などを順守しているかを確認している基礎要件の確認をするためのシート、もう一つは2022年度のPDCAサイクル活動を記載できるシートとなっている（資料2-25、2-26）。

このシートに必要な事項を記入することによって、2022年度の取り組み事項の振り返りと2023年度の実施事項を明確にすることができるようになっている。

学部等自己点検・評価実施部会は、基礎要件の確認と自己点検・評価委員会が作成したシートに基づき、自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会に結果を報告している。学部等自己点検・評価実施部会で行われた自己点検・評価は、自己点検・評価委員会で評価し、自己点検・評価委員会から学部等自己点検・評価実施部会に2023年度の活動について推進するように指示を出している。

■各組織での自己点検・評価活動

・授業レベルでの自己点検・評価活動

シラバスの作成を始まりとする授業レベルでの自己点検・評価活動は、FD委員会を中心に行っている。

この自己点検・評価活動のチェックのプロセスでは、学生には、授業評価アンケートを通じて教育改善を行うことを目的としていることを伝え、授業評価アンケートを実施している（資料2-27）。

また、教員は授業に対する評価および学生コメントを踏まえ、実施した授業について振り返り、次期以降の科目で行う改善策等を検討することが求められる。この内容はすべての学生に公開している（資料2-28）。

- ・ 研究所、センターの自己点検・評価活動

2023年度、国際戦略研究所では、研究所で行ったイベント（研究会等）の振り返りを行うとともに、Eトラックプログラムの教育課程・学修成果について自己点検・評価を行っている（資料2-29）。

GTIとJLIは毎年度実施しているFD（Faculty Development）の内容と、English PLAZAとJapanese PLAZAの利用状況、学生スタッフによるイベントを自己点検・評価活動で振り返っている（資料2-30、2-31）。

また、教職支援センターでは自己点検・評価活動を実施し、自己点検・評価委員会に内容を報告したうえで「一般社団法人全国私立大学教職課程協会」に自己点検・評価報告書を提出している（資料2-32）。なお、一般社団法人全国私立大学教職課程協会から自己点検・評価完了書を受領している（資料2-33）。

このように、学部等自己点検・評価実施部会に規定されている組織以外にも自己点検・評価活動は広がっている。

■特色や長所の確認

- ・ 作業部会メンバーによるピアレビュー

2022年度の自己点検では、学部等自己点検・評価実施部会が作成した自己点検・評価シートを基に、作業部会が、各学部の資料をチェックし、各学部の特色や長所を洗い出した（資料2-34）。

その結果については、自己点検・評価委員会で報告し、共有している（資料2-35）。

このピアレビューでは、作業部会のメンバーが、自己が所属する組織以外の資料をチェックしている。そのため、当該組織に所属するメンバーでは気づきにくかった特色や長所を把握することができた。

- ・ 事務局での特色や長所の確認

学部等自己点検・評価実施部会のうち事務局は、自己の活動をSABCの4段階で評価しており、特にSは「効果がでており、本学の長所としてアピールできる」ことを基準としている。

この自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会に自己点検・評価シートと共に報告している（資料2-36）。

■自己点検・評価の実施頻度

- ・ 年に1度の点検評価報告書作成

東京国際大学自己点検・評価規程第6条において、自己点検・評価委員会が学部等自己点検・評価実施部会に自己点検を求める頻度は、1年に1度と定めている（資料2-2【第6条】）。なお、自己点検・評価委員会が学部等自己点検・評価実施部会が行った自己点検に対して評価結果を伝えるのは、自己点検・評価を提出してから約2か月後となっている。

自己点検・評価委員会はPDCAサイクルを回すことを学部等自己点検・評価実施部会に求めることから、学部等自己点検・評価実施部会は、評価結果を踏まえて、活動内容をあらためて検討する機会を持ち、実行段階へと移る。自己点検・評価シート作成は年に1度であるが、活動は通年で行われている。

■自己点検・評価の客観性、妥当性

・社会的説明責任

東京国際大学自己点検・評価規程第7条第2項にて、点検・評価の結果は、ホームページ等を通じて学内外にこれを公表する、としている。点検・評価結果を公表することによって、社会的な説明責任を果たしている（資料2-2【第7条第2項】、2-1【ウェブ】）。

・外部評価

また、この他にも毎年、外部の企業に本学の事業について、評価を依頼している。2022年度には、本学の近年取り組んでいる学修成果の可視化について、その成果とプロセスについて、評価を依頼した。評価結果は、すべて高評価だったが、「引き続き努力してほしい」という声もあった（資料2-37、2-38）。

外部評価は、本学の改善活動を促進させるものであるとともに、本学の自己の取り組みに対して行っている評価を、メタ評価するものになっている。そのため、本学の自己点検・評価の客観性、妥当性を確認するための活動にもなっている。

なお、2023年度の外部評価は、本自己点検・評価結果をもって、評価を依頼することを検討している。

■行政機関などへの対応

・大学基準協会からの指摘事項

本学では、2017年度に受審した認証評価で、大学基準協会より、改善勧告として1件、努力課題として5件指摘を受けている。指摘内容は以下の通り。

(表11 第Ⅱ期認証評価受審時の指摘事項)

改善勧告	
1	「特別実習」(8科目・各2単位)は、貴大学の指定する強化クラブに所属する学生のみが履修できる科目であり、授業内容をクラブ活動としているが、クラブ活動は正課外の活動であり、教育として位置付けられているものではない。さらに、当該授業科目の科目担当者が指導を行っていないことから、大学設置基準に「実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする」と規定している授業に当たるものではないため、科目のあり方及び授業内容そのものについて見直すよう是正されたい。
努力課題	

第2章 内部質保証

1	各学部・研究科のシラバスは統一された書式で作成されているものの、「授業計画」などの記述には精粗が見られるため、改善が望まれる。
2	商学研究科、経済学研究科及び臨床心理学研究科の博士課程（後期）において、研究指導の方法及び内容は『大学院要覧』に掲載し、個々のスケジュールを指導の際に策定しているものの、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。
3	2017（平成29）年度において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、商学部経営学科が1.25、人間社会学部スポーツ科学科が1.23と高いので、改善が望まれる。
4	収容定員に対する在籍学生数比率について、商学研究科博士課程（後期）が0.22と低く、経済学研究科博士課程（後期）には在籍学生がいないので、改善が望まれる。
5	第1キャンパス及び第2キャンパスの図書館には、専門的な知識を有する専任職員が配置されていないので、改善が望まれる。

これら指摘については、当時の全学自己点検・評価実施部会（現：自己点検・評価委員会）に報告し、現状の確認と速やかな指摘内容の改善を試みることを決定した（資料2-45）。2021年度には、全ての項目に改善を行い、改善報告書を大学基準協会に提出している。

しかしながら、大学基準協会による改善報告書の検討結果にて、さらなる改善を求められている。改善勧告1について、「特別演習」を「スポーツパフォーマンス実習」に改め、科目担当者は各々のクラブ部長である教員とし、内容も、学生のスポーツ競技活動に対し、自ら立案した計画を実践させるものに変更したが、改善報告書の検討結果では、「履修者が指定する強化クラブに所属する学生に限られる」ことが依然として問題であるとされた。

スポーツと真摯に向き合い、高い目標を設定し、それを実現するためには、強い精神力を身に付け、厳しい鍛錬をする必要となる。

「スポーツパフォーマンス実習」は、学生のスポーツ競技活動のそのような特性に鑑み、学生のスポーツ競技活動を初年次における大学の学修の導入として捉え、「目標管理シート」の作成と振り返りを通じて、自己を実現することを学ばせる科目として設計している。

その目的を達成するためには、担当教員である部長と競技の指導に当たる監督、コーチが協働して学生たちにしっかりと目配りをし、学生の成長を促すように指導する必要がある。その条件が整っているのは、本学では、強化クラブであり、受講者を強化クラブの学生のみとしているのは、そうした事情による。

努力課題1については、シラバスの記載内容が「一部科目で「授業計画」等の記述がまだまだ不十分」との指摘を受けた。しかし、毎年度、シラバスを作成するにあたっては、その記載事項および内容についての注意事項を記した「シラバス作成要領」を配布し、特に「授業計画」について学生が履修する授業を選択する際や履修している授業の

事前事後学習をする際に役立つように配慮を行っている。また、各教員から提出された原稿を、第三者によるチェックとして、教務部が主として形式面のチェックを行い、不十分な場合には担当教員に修正を求めたうえで、さらに各学部において学部長を中心とする教員が確認のうえ、最終的に学長が確認する体制をとり、改善に努めている。

努力課題4では、経済学研究科博士課程（後期）の収容定員に対する在学生比率が低いことを指摘されている。入学センターを中心に募集活動を強化するとともに、学内の成績優秀者を推薦できるように制度改定を行っている（資料2-40）。

努力課題5では図書館各館に専任の職員を配置するように指摘を受けている。本学の図書館は、2024年度から、池袋キャンパスと川越第1キャンパスに付設する。それぞれのキャンパスに図書館司書の資格取得者である専任の職員を1名ずつ配置するとともに、業務委託契約の専属の図書館員を配置する予定になっている。

・文部科学省からの指摘事項

医療健康学部を設置する際に、文部科学省から指摘された事項はあるものの、ACを受審する中で、全て指摘事項は解消している（資料2-41【p.30】、2-42）。

【点検・評価項目④】

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点

- ①教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- ②公表する情報の正確性、信頼性
- ③公表する情報の適切な更新

■情報公表の方針

・情報公表事項

本学は、学校教育法施行規則第172条の2第1項に則り、教育機関としての説明責任ならびに社会的責任を果たし、教育の改善や質の向上に資するために、教育・研究の内容について積極的に情報を公表している（資料2-43【ウェブ】）。法に規定された情報以外にも、学生調査の結果や学生支援の種類なども公表し、入学希望者が本学での学生生活をイメージすることができるように工夫を施している（資料2-44【ウェブ】）。

また、自己点検・評価規程第7条で定めている通り、ホームページにて自己点検・評価結果を開示するとともに、大学基準協会から受けた評価結果も公表している（資料2-1【ウェブ】）。

■公表情報の正確性、信頼性

・多層的なチェック体制の構築

公表情報は、所管する事務局が作成している。公表する前には、学事・IR課がとりまとめ、公表情報に誤りがないかをチェックしたうえで、最終決裁者を事務局長として、多層的なチェックを行っている。

■公表する情報の更新

- ・自己点検・評価プロセスへの組み入れ

学事・IR課が自己点検・評価を行うための統計資料を作成するタイミングに合わせて、毎年度更新資料を作成するように関係部署に依頼を行い、稟議を経て、入学センター（ウェブサイト更新の担当部署）が公開している。そのため、確実な情報更新を行っている。

【点検・評価項目⑤】

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ①全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
- ②点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
- ③点検・評価結果に基づく改善・向上

■常務会／理事会の役割

- ・教学の意思決定に対するチェック機能

教学に関する日常的な意思決定は、前述したとおり、学長を中心に行っている。この意思決定は、常務会の構成員である学長が、常務会に報告することによって、内容の適切性、有効性を点検・評価している（資料 1-22 【第 13 条 2 項】）。

- ・自己点検・評価活動に対するチェック機能

また、自己点検・評価委員会が出した自己点検・評価結果を公表する際には、理事会の議を経て行っている。自己点検・評価委員会が回している PDCA サイクルに対して、理事会が点検・評価を行う仕組みを整えている。

■自己点検・評価委員会の改善活動

- ・自己点検・評価委員会の点検・評価

自己点検・評価委員会の事務は学務部が所管している（資料 2-2 【第 9 条】）。その学務部は学部等自己点検・評価実施部会の一組織であるため、事務組織の立場から、自己点検・評価委員会の活動、すなわち全学の内部質保証の仕組みを動かす PDCA サイクルを点検・評価している。

また、前述の通り、作業部会では、学部、研究科の点検評価結果を対象にピアレビューを実施し、自己点検・評価委員会に報告している。

・ 2021 年度外部評価

2020年に始まった COVID-19 感染発生期からの本学の COVID-19 対策の取り組みをまとめ、外部評価を受審している。2020年4月は Zoom を用いたオンライン授業を主として行っていたものの、秋学期には一部の演習科目で対面授業を行った。これは学生アンケートから得られた大学での関心事「友人を作ること」や対面でしか得られない教育効果を求めてであった。

2021年度からは教室内が「密」にならないようにすることと対面授業での教育効果を両立させるため、オンデマンド授業を取り入れ学生の学内の滞在時間を減らすように努めた。なお、オンデマンド授業は、各学部から選抜された教員が知見を持ち寄り「オンデマンド授業の質を保証するための指針」を取りまとめたうえで実施した。

このような一連の取り組みについて外部評価を受審し、その結果を自己点検・評価委員会に報告し、2022年度の授業のあり方、教育の質の担保の仕方の参考にした。

(2) 長所・特色

内部質保証の責任機関を自己点検・評価委員会と定め、規程に基づき自己点検・評価活動を行っている。それに加えて、本学では、環境の変化に合わせて、教育活動も変化させており、自己点検・評価委員会の下、柔軟に自己点検・評価活動の対象を拡大させている。

(3) 問題点

改善活動に対する評価については外部機関を通じて行っており、かつ、常務会で自己点検・評価結果の内容も吟味している。しかしながら、内部質保証システム自体の評価については、明示的には行っていないため、今後内部質保証システムの適切性を評価する必要がある。

また、COVID-19 禍を経て外部環境が変化し、池袋キャンパスが稼働し始めた今、過日定めた「各種方針」については改定の俎上に載せる必要があると考えている（資料 2-12）。

(4) 全体のまとめ

内部質保証の方針を定め、学内に共有するとともにホームページでも共有している。また、内部質保証の責任部署を自己点検・評価委員会と定め、自己点検・評価委員会の下で学部等自己点検・評価実施部会が自己点検を行う仕組みを有している。

この実施部会が PDCA サイクルを回し、その結果を自己点検・評価委員会に報告し、さらなる改善を進める仕組みは十分に機能しているところである。加えて、学位プログラムのカリキュラムを踏まえて、シラバスを学習計画（P）にとらえ、授業を実行（D）、学生の授業評価アンケート結果をチェック機能（C）にし、それを受けて教員が「振り返りシート」を作成し学生に共有する（A）プロセスは、授業改善の仕組みとして機能している。

これらのことから、基準を満たすシステムを本学は持ち得ていると判断している。

第2章 内部質保証

他方で、内部質保証システム自体の適切性を評価すること、新しくキャンパスを設置したことを踏まえた「各種方針」の改定は今後の課題であると考えている。

第3章 教育研究組織

(1)現状説明

【点検・評価項目①】

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点

- ①大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
- ②大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
- ③教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
- ④教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

■東京国際大学の教育研究組織

・設置状況

本学は建学の精神を基調として、広い教養及び社会に密接な専門学術を教授・研究し、人類の福祉と文化の発展に貢献し得る知性と勇気と先見性豊かな人材を育成することを、目的及び使命としている。この目的、使命を達成するため現在6学部（商学部・経済学部・言語コミュニケーション学部・国際関係学部・人間社会学部・医療健康学部）、4研究科（商学研究科・経済学研究科・国際関係学研究科・臨床心理学研究科）を設置している（資料1-4【第7条】、1-5【第3条】）。

また教員組織では、学生の英語運用能力向上を目的としてGTI（Global Teaching Institute）、英語のみの学修で学位取得可能なイングリッシュトラックプログラム（Eトラックプログラム）及び、JSP（Japan Studies Program：日本研究プログラム）に在籍する留学生の日本語運用能力向上を目的としてJLI（Japanese Language Institute）を組織している（資料3-1、3-2）。

このほか附置研究所として、日本文化研究所、国際戦略研究所、国際コミュニケーション教育研究所、データサイエンス教育研究所を設置している（資料3-3、3-4、3-5、3-6）。また関連施設として臨床心理センターを設置している（資料3-7）。

・教職支援組織の設置状況

教職課程教育を行う上での全学的な組織として、本学で開設する英語科教員免許課程と保健体育科教員免許課程の全般を管理する教職支援センターを2018年度に設置し、教職課程を有する各学部・学科や大学事務局と連携・協働を図りながら運営している（資料3-8、3-9）。2023年度現在、教職支援センター構成員は教職支援センター長1名、センター担当教員4名（専任教員）及びセンター指導員3名の計8名でいずれも教職経験者である。

教職支援センターは、本学の教職課程に関する事項全般を円滑、効果的に運営するとともにその充実を図ることを目的とし、主に以下の事業を行っている（資料 2-32【p.6】）。

- 1：教職課程に関する基本方針策定
- 2：教職に関する科目のカリキュラム調整、科目担当者の推薦等、課程認定申請と運用
- 3：複数学部にまたがって設置・開設される教職課程の全学的調整
- 4：教育実習に関する事項の全学的調整
- 5：教職分野を目指す学生に対する進路、学習に関する相談・援助
- 6：教育委員会・学校等との連携によるインターンシップ・校務補助体験等の企画・運営
- 7：教職課程に関する研究・調査
- 8：その他目的達成に必要な事業

- ・教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は1965年の創学以来、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を踏まえて、学部改組等を行っている。

近年では、スポーツを通じた全人教育を行う教育研究組織として2011年、2012年に人間社会学部に人間スポーツ学科、スポーツ科学科の2学科を設置したことは、スポーツ立国戦略というわが国の方針とも一致している。2014年春からは英語のみの授業で学位を取得することができる、Eトラックプログラムを開設した。これは、本学の建学の精神「公德心を体した真の国際人の養成」に基づいた施策であり、大学の世界展開力や、グローバル人材を育成することが求められていることとも方向性を一にしている。また超高齢社会における健康寿命延伸といった課題への本学としての取り組みとして2021年度には医療健康学部を開設した（大学基礎データ表1）。

以上のことから、本学の建学の精神、大学の理念・目的に照らして教育研究組織を設置しており適切と評価できる。

【点検・評価項目②】

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ①適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
- ②点検・評価結果に基づく改善・向上

■適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

本学では全学的な組織である自己点検・評価委員会が、学部、研究科、事務局等部門ごとの自己点検・評価を学部等自己点検・評価実施部会に指示（P）、実行させ（D）、そ

の結果を全学的観点から検証（CA）している。この結果は、学長が常務会に報告している（資料 2-23）。

なお、学問の動向、社会的要請、国際的環境、経営面等の総合的な観点からの教育研究組織の発展的な改組、新学部設置等については常務会、理事会にて審議している。

■点検・評価結果に基づく改善・向上

第Ⅱ期認証評価受審後では、志願者数の動向や社会的要請を踏まえて、収容定員充足率などを点検・評価し商学部、経済学部、言語コミュニケーション学部、国際関係学部、人間社会学部において収容定員の変更を行った。

また、教育組織を新たに開設した際は完成年度を迎えるまで設置時等に付された留意事項について当該組織で改善に取り組み、設置計画履行状況等報告書において履行状況を報告している。

教職支援センターでは、2022年度より、教職課程についての自己点検・評価を実施している。2021年度に「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」が公布、施行され、教職課程を設置する大学は、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備すること、及び教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けて実施することが義務化された。これを受けて、教職支援センターは教職課程についての自己点検・評価を実施し、報告書を作成して自己点検・評価委員会に報告している。また「一社）全国私立大学教職課程協会」による外部評価をこの報告書をもって受審し、報告書は本学ホームページに公表している（資料 2-32、3-10【ウェブ】）。2023年度も教職支援センター会議内の教職課程自己点検・評価作業部会において自己点検・評価を行い、今後は毎年実施することとしている。

(2) 長所・特色

本学は「公德心を体した真の国際人の養成」という建学の精神を基調とし、グローバル社会における多様性や異文化への理解、他者への配慮と行った普遍的な価値観に立つて公のために貢献する心を育む環境を整えている。

特に近年は中期計画（資料 1-20）にあるように「英語力の東京国際大学」「スポーツの東京国際大学」を事業の柱としている。

英語教育のためには、アメリカのウィラメット大学と連携して GTI を設置している。GTI は、アメリカの語学教育で広く実践されている 65 分×週 3 回の授業を取り入れている。GTI はネイティブの教員で構成しており、英語の学習を通じてグローバルな感覚を身に付けられるようになっている。

また、本学で学ぶ留学生への日本語教育のための組織として、JLI を設置している。JLI の教育では、留学生の日本語能力が、第一に日常生活を送るために不自由しないレベルになること、第二に日本で働く際にも十分なコミュニケーションをとることができる状態にまで習熟すること、を目的としている。

加えて、英語で学ぶ学位プログラムとして、経済学部経済学科に 2 専攻、国際関係学部国際関係学科に 1 専攻、E トラックプログラムを開設している。カリキュラムの質を担保しているのは、国際戦略研究所である。

スポーツを通じた全人教育を実践する学びと成長の場としては、人間社会学部に人間スポーツ学科、スポーツ科学科の2学科を設置し、収容定員数の拡充、坂戸キャンパス(総合グラウンド)の施設増強など学生受入れ環境を充実させている。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神を基調として、広い教養及び社会に密接な専門学術を教授・研究し、人類の福祉と文化の発展に貢献し得る知性と勇気と先見性豊かな人材を育成すること」を目的及び使命と定め、1965年に商学部のみ単科大学として創学して以来、教育研究組織を拡充し、現在では6学部4研究科、その他附置研究所を擁する大学へと発展している。

特に近年は、「スポーツの東京国際大学」「英語力の東京国際大学」を柱とする教育事業展開を継続しており、これらは「スポーツ立国戦略」や「グローバル人材の育成」といった国の政策とも整合している。

教育研究組織の点検・評価は、学問の動向、社会的要請、国際的環境、経営面等を踏まえて常務会、理事会で行い、継続的な検証により適切性を保証している。

以上を踏まえ、教育研究組織を適切に設置し、点検・評価していると判断できる。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- ①課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

■学位授与方針（DP）の設定

- ・学部における DP

学部における DP は、全学の DP と学位プログラムごとの DP に分かれている（一部は学部としての DP も作成されている）。学位プログラムごとの DP は、全学の DP を土台として、各学位プログラム（学部・学科）の特性や実情に合わせて設定しており、両者は一体的なものである。

(1) 全学の DP

全学の DP は、建学の精神および教育理念を基盤として、本学のすべての卒業生に求める要件として、各学部の専門分野を問わず全学共通のものであり、学位プログラムごとの DP の土台となっている。

この全学 DP は、2023 年度から改定、実施したものである。それまでの全学の DP も、建学の精神をもとに策定されたものであったが、そこに示していた「5つの基礎力」という概念がやや抽象的であるとともに、その相互の関係も明確ではないという難点があった。改定後の DP は、建学の精神（公德心を体した真の国際人の養成）および教育理念（「大志」を掲げ、行動する「勇気」を持ち、「知性」を磨く）をもとにしつつ、それを6つの項目に再構成することで、より具体的に学生にとっても分かりやすく、学修成果の可視化につなげる出発点となりうるものとなっている。

(表1 全学 DP)

・全学の学位授与方針

1. 社会人として活躍するための教養を身に付けている。
2. 専門分野に関する知識を身に付けている。
3. 必要なデータを収集したうえで、それをもとに論理的に思考し、問題の解決を図ることができる。
4. さまざまな文化や価値観等の多様性を受け容れ、グローバルな視点から俯瞰的に考えることができるとともに、他者と協働して、互いにコミュニケーションをとることができる。
5. 社会に対する関心と志を高くもち、社会に貢献する態度を有している。
6. 社会人としての責任感・倫理観を有し、勇気をもって、新しい可能性にチャレンジできる。

(2) 学位プログラムごとの DP

学位プログラムごとの DP は、全学の DP を土台に作成しており、一貫性を保っている（資料 4-1【ウェブ】）。

例えば、経済学部では、1 学科（経済学科）に J トラック※として 2 専攻（現代経済専攻、ビジネスエコノミクス専攻）があり、その専攻ごとに DP を定めている（後述のように、別途、イングリッシュトラックプログラム（E トラックプログラム）として BE 専攻、DBI 専攻があり、そこでも専攻別に DP を定めている）。

※ J トラックプログラムという語は正式な用語ではないが、便宜上、E トラックプログラム以外のプログラムを指すものとして使う

① 経済学科の教育目的の反映

全学の DP をベースに、「経済学科は、経済学を基軸とした知識をもとに、経済社会のさまざまな現場において、論理的に考え、問題解決を図る実践力を備えた人材を養成する」という経済学科の教育目的を反映させている（資料 1-4【第 7 条の 2】）。

② 専門性と建学の精神の反映

カリキュラムの対象となる専門分野につき、経済学の分野をコアに据えながらも政治、法律、歴史などの隣接分野を含むものとして捉えており、DP の 2. および 3. においてそのことを明示している。他方、経済学を学ぶうえで、経済活動における市場メカニズム（およびその限界）を理解することを 2. において強調している。また、4. のように内外における経済社会問題について、一方の立場からではなく、多様な立場からバランスの取れた見方ができるようにすることは、大志（Vision）や知性（Intelligence）といった資質の一部であり、ひいては建学の精神である公德心を体した真の国際人につながるものである。

③ 専攻間の差異の反映

2つの専攻に関して、両専攻は「経済学を基軸とした知識をもとに、経済社会のさまざまな現場で活躍すること」を目指す点で共通であるが、ビジネスエコノミクス専攻ではより戦略的な思考や企画立案に着目しているという特徴があり、それが同専攻のDPに反映されている。

別の例として、言語コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科のDPでは、学科の特性を反映して、学科のDPにおいて、論理的思考やコミュニケーションについて「日本語および英語」で示す力を求めることを明示するとともに、新しい可能性へのチャレンジについて「海外留学」を明示するなど、全学のDPをより具体化している。

・ 大学院における DP

大学院では、大学院学則に定める各研究科の人材養成及び教育研究上の目的に対応して、授与する学位・課程ごとにDPを定め、修得すべき能力を的確に示している（資料4-2【ウェブ】）。

例えば、国際関係学研究科の修士課程では、修得すべき能力を「国際関係の変動過程を総合的・科学的に分析する能力、異文化社会理解のための学際的研究能力、国際社会の現場において理論と実践とを有機的に結合できる国際実務能力」として明示している。

以上のDPは、修了にあたって学生が身に付けているべき能力（学修成果）を具体的に示している。また、学部における全学のDPと学位プログラムごとのDPは連関し、全体として一貫性を担保していると評価できる。

■DPの公表の状況

これらのDPは、適切に公表している。すなわち、広く周知するためにDPはいずれもホームページで公表しているほか、学内の学生のために「学生ガイドブック（履修編）＜学部＞」や「大学院要覧＜大学院＞」に掲載している（資料1-10【p.2他】、1-11【p.2】、1-12【pp.11-12】、1-13【p.36他】、1-14【p.4】、1-15【p.4】、1-16【p.4】）。

また、学部では入学前のオリエンテーション及び初年次演習の授業において、大学院では入学ガイダンスにおいて、それぞれDP、教育課程編成・実施の方針（CP）をとりあげて、徹底を図っている（資料4-3）。

【点検・評価項目②】

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- ①下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
 - ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- ②教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

■CPの設定、DPとの関連性

- ・学部におけるCPの設定

学部のCPは、DPと同様、全学の方針と学部・学科ごとの方針に分かれて設定している。このCPは、DPの改定を受けて、改定を行い、DPと同様、2023年度から実施している（資料2-6）。

(1) 全学のCP

全学のCPは、全学のDPが規定している要素を「知識・理解」、「論理的思考力・問題解決能力等」、「グローバルな視点・コミュニケーション能力」、「関心・意欲・態度等」の4つにまとめ直し、それぞれに対応するCPを設定している（表2）。

そこでは、幅広い教養と専門分野の学修の基礎力を身に付けるための全学共通の基礎教育分野と各学部における専門教育分野という体系のもと、少人数・対話型教育としての演習科目や課題解決型のプロジェクト科目を設置するほかアクティブ・ラーニング方式を採用することなどを定めている。また、ネイティブ教員による少人数英語教育、TIU COMMONS/English PLAZAでの国際交流、自己の可能性を広げ、勇気をもってチャレンジする場としての海外留学、スポーツ等のクラブ活動などの機会を提供するとしている。

(表2 全学CP)

DPの能力	教育方針と課程編成
知識・理解 DP① DP②	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い教養と専門分野の学修の基礎力を身に付けるため、全学共通の基礎教育分野に初年次教育としてのTIUコア科目および教養コア科目、言語スキル科目を設置する。 ・学生が自らの個性と専門性とを融合し、自己の可能性を広げられるように、専門分野について体系的かつ段階的な履修が可能なカリキュラムとする。

<p>論理的思考力・ 問題解決能力等 DP③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学んだ知識を活かし、グローバル社会に柔軟に対応する能力を向上させる基盤として、演習科目を設置し、少人数・対話型教育を実践する。 ・思考力、分析力、判断力など実践的な力を修得できるように、演習をはじめとする多くの授業でアクティブ・ラーニング方式を採用するとともに、課題解決型のプロジェクト科目を設置する。
<p>グローバルな視点・コミュニケーション能力等 DP④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ネイティブ教員による少人数英語教育、TIU COMMONS/English PLAZA での国際交流、E-Track（英語による教育プログラム）などグローバルな視点を育てるプログラムを充実させる。 ・文化や価値観等の多様性を受け容れ、グローバルな視点から俯瞰的に考える力、コミュニケーション能力、他者と協働する力をつけるため、異文化交流を推進するプログラムを取り入れるほか、演習をはじめとするアクティブ・ラーニング方式の授業においてグループワークを積極的に採用する。
<p>関心・意欲・規律 DP⑤ DP⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的な授業内容を通じて社会に対する関心と志を高くもち、社会に貢献する態度を育成するとともに、学んだ知識を社会に活かすことができるよう様々な現場での体験型プログラムや課題解決型のプロジェクト科目を設置する。 ・社会人としての責任感、倫理観を涵養し、自己の可能性を広げ、勇気をもってチャレンジする場として、海外留学、スポーツ等のクラブ活動、国内外のボランティア活動・インターンシップのほか多様な国際交流活動の機会を提供する。

(2) 学位プログラムごとの CP

また、学部・学科ごとの CP は、全学の CP を基盤として、各学部・学科の教育目的を踏まえて、設定している。

例えば、商学部では、①初年次演習（1年次）、基礎演習（2年次）・専門演習（3年次および4年次）を教育の柱とし、とくに2年次以降の演習において少人数・対話型学修を通じて、学部の専門分野の多様な学修・研究を可能とすること、②各分野の科学的、学問的な伝統の教授を基本としつつ、「実学」である点を重視し、現代社会における適用、応用に重きを置いた教育課程とするほか、③「複数の履修コース」を提示し、各自の関心に応じて、バランスよく関連諸分野を横断的に学びながら、専門性を深めることも規定している（表3参照のこと）。

(表3 商学部 CP)

<p>商学部は、全学 CP を共通基盤とし、その上に、次の方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 初年次に大学での学修の基礎を身につけるための必修科目を配置し、基礎から専門へ体系的に学ぶカリキュラムを設定します。2. 専門課程で学修する多くの科目の中から、学生の関心・進路に応じたテーマを中心に学べる「複数の履修コース」を提示します。3. 基礎演習（2年次）・専門演習（3年次および4年次）において、商学および関連分野の多様な学修・研究を可能にします。4. 地域と連携した講義や実践的な学修・活動を通じて、社会とつながる学修を進めます。5. 多くの専門科目および演習・実践的な学修において、社会の現場における課題に果敢に取り組む実践力を磨く学修を行います。 <p>上記 CP に加え、学科ごとに次の方針を定めます。</p> <p>〔商学科〕</p> <ol style="list-style-type: none">1. 専門課程への導入のために、商学科の学科内専門共通科目を選択必修科目として定めます。2. マーケティング、国際ビジネス、地域・公共、データサイエンスの専門分野を中核とし、教養コア科目、言語スキル科目、関連する専門科目を包摂した複数の履修コースを提示して、体系的履修を可能とします。 <p>〔経営学科〕</p> <ol style="list-style-type: none">1. 専門課程への導入のために、経営学科の学科内専門共通科目を選択必修科目として定めます。2. 経営、会計・ファイナンス、情報、データサイエンスの専門分野を中核とし、教養コア科目、言語スキル科目、関連する専門科目を包摂した複数の履修コースを提示して、体系的履修を可能とします。
--

・ 大学院における CP の設定

大学院においては、各研究科の DP と整合性をもって、授与する学位・課程ごとに、人材養成及び教育研究上の目的や DP の達成に向けた CP を定めている。

例えば、臨床心理学研究科では、次のような CP を定めている。

(表4 臨床心理学研究科 CP)

臨床心理学研究科は、ディプロマポリシーの実現を目指し、次のような狙い・内容・特色をもったカリキュラムを編成する。

臨床心理学研究科 博士課程(前期)

1. 臨床心理学全体を俯瞰し学べる科目、及び幅広く臨床心理の世界を学べるようにするための科目を配置する。
 2. 臨床心理の現場で必要とされる心理検査について学ぶ科目を配置する。
 3. 臨床心理センターにおける事例指導、学外の病院・クリニック等における実習、及び少人数教育の場である演習等を通じ、実践経験を背景とした心理臨床の広い視野を育成するための科目を配置し、ディスカッションやスーパービジョン等を通じ丁寧に指導する体制を採る。
 4. 専門性を深め、偏りない知識を養成できるようにするため、基礎の上に、選択科目として「臨床心理学分野」「精神医学分野」「基礎心理学分野」の3つの分野の科目を配置する。
 5. 心理学系以外の学部出身者のために、基礎心理分野を充実させ、研究法を含め、専門分野の科目を学ぶことができるように授業科目を編成する。
 6. 国家資格「公認心理師」養成大学院として公認心理師の受験資格を得られるように科目を整備する。*
 7. 臨床心理士資格認定協会による第1種指定の養成大学院として、臨床心理士の受験資格を得られるように科目を整備する。(必修5科目及びA～E群に分かれた選択必修科目に対応するように科目を編成する。)
- *公認心理師の資格を得るためには、4年制大学において省令で定められた科目を履修していることが必要条件となる。

臨床心理学研究科 博士課程(後期)

1. 臨床心理学の実践と研究を統合できる専門的且つ創造的な研究者を育成するための科目を設置する。
2. 高度な専門的知識を身につけ、研究者としての裾野を広げる科目と、演習を設置し研究指導・論文作成指導を綿密に行う。

以上のように学部における全学および学部・学科ごとのCPならびに大学院における研究科ごとのCPは、整合性をもって一体的に作成され、一貫性を持つものと評価できる。

■CPの公表

これらのCPは、DPと同様、いずれもホームページで公表しているほか、学内の学生向けの「学生ガイドブック(履修編)」<学部>や「大学院要覧」<大学院>に掲載されており適切に公表している(資料4-4、4-5、1-10【p.3他】、1-11【p.3】、1-12【pp.10-11】、1-13【p.35他】、1-14【p.4】、1-15【p.4】、1-16【p.4】)。

【点検・評価項目③】

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点

- ①各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
 - ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
 - ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
 - ・授業期間の適切な設定
 - ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - ・個々の授業科目の内容及び方法
 - ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
 - ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】）
 - ・教養教育と専門教育の適切な配置
 - ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
 - ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
- ②学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

■各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・ 授業期間
本学では、春、秋の2学期（セメスター）からなるセメスター制を採用している。
- ・ 単位制度、ナンバリング等
1単位について授業時間外の学修時間も含めた45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするという単位制度の趣旨にそって、講義及び演習については15時間、外国語及び外国書講読については30時間、実験、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位としている（資料1-4【第14条】、1-5【第12条】）。
授業時間の確保のために適切な授業期間を設定している。すなわち、時間割上1回の授業の時間を100分とし、1セメスターにおいて、週2回4単位（外国語、実習は2単位）の授業は27回、週1回2単位の授業（外国語、実習は2単位）は14回の授業を行っている（このほか英語科目の一部で1回65分、週3回2単位の授業がある）。多くの学部では、週2回4単位の授業が過半を占め、学生が1学期に履修する科目を少なくすることで教育効果の向上を目指している。
また、授業科目を学問分野や難易度などのレベルで分類し、ナンバーを付番することで、授業科目の位置付けや教育課程の体系を分かりやすく示すナンバリング制度を導入している。ナンバリングでは、その授業の属する分野を大分類および小分類として示すとともに、科目の100番台、200番台等の履修のレベルを示している。学生

は、100番台は1年次（第1 Semester）から、200番台は2年次（第3 Semester）からというように、在籍しているSemester以降に配置されている授業科目のみ履修することができる。

このような履修のための仕組みは、「学生ガイドブック（履修編）」において、説明している（資料1-10【pp.9-10、42-43】）。

なお、本学では、いわゆるLMS（学習管理システム）として、「学内ポータルサイト（POTI）」およびMoodleを利用している。前者は主として履修の登録、成績等の記録、学生との連絡など個別の科目を超えた管理全般に利用するのに対し、後者は、主として個別の科目における連絡、教材の提供、課題の提出などに利用している。なお、2つのシステムは、例えば学生がPOTIで履修科目の登録を行うと当該学生のMoodleに当該科目のコースが設定されるなど、両方で連携している。

■学部の教育課程の体系と内容

・教育課程の改定

本学では、一部学部の池袋キャンパスへの移転を受けて、科目の変更や、ナンバリングの見直しを含む順次性および体系性の向上のため、2022年度から2023年度にかけて各学部で教育課程の改定を行った。その検討は、2023年度からのDPおよびCPの改定の検討と平仄を合わせ、整合性に留意しながら行った。

いずれの学部・学科においても教育課程は、授業科目区分として全学共通の基礎教育科目と学部・学科ごとの専門科目に分かれている。

・基礎教育科目

基礎教育科目は、大学生としての学びの基礎と幅広い教養を身に付け、真の国際人への土台となる科目と位置付けられるものであり、TIUコア科目（初年次の必修科目）、教養コア科目、言語スキル科目および自由選択科目からなる。自由選択科目は、キャリア形成支援科目（インターンシップ等）およびプロジェクト科目（「観光まちおこし」関連のPBL（問題解決型プロジェクト）科目や海外ゼミナール）に分かれている。

これらの基礎教育科目のほとんどはナンバリングが100番台で、初年次（第1 Semester）から履修することが可能である。第1 Semesterでは、初年次教育としてのTIUコア科目（初年次演習、大学生生活デザイン演習、ICT基礎の3科目）を必修科目として履修することにより、4年間の学びのスタートを切ることになる。

教養コア科目には、各学部の専門分野の枠を超えた広範な学問分野を「人間と文化」、「現代社会」、「自然科学と環境」、「健康とスポーツ」の4分野に分けて提供し、幅広い教養を身につけ、総合的な思考力や問題解決能力の基礎をつくることが可能となっている（資料1-10【p.67】）。

言語スキル科目においては、「英語力の東京国際大学」として英語スキル科目を強化しており、言語コミュニケーション学部、国際関係学部、経済学部ビジネスエコノ

ミクス専攻、商学部のうちデータサイエンスコースおよび医療健康学部では、ネイティブ教員による少人数の英語授業科目が必修となっている。

・ 専門科目

専門科目は、学部・学科の CP に基づきそれぞれの専門分野について、ナンバリング制度のもと、入門・基礎から応用へ、知識から実践へと学んでいくように順次性と体系性を踏まえた設定としている。その中で学位プログラムごとの DP に定める能力等を身に付けるために重要な科目については、必修または選択必修として設定している。また、学部・学科では、基礎教育科目のうち当該学部・学科の専門分野に属する科目と専門科目とのつながりを考慮した教育課程を編成している。

例えば、経済学部経済学科では、専門科目として経済学およびその隣接分野をカバーしている。100 番台の「基礎」のうえに、200 番台以上の科目として「理論・戦略」、「ファイナンス」、「国際」、「地域・公共」、「スポーツ」「歴史」と7つの分野に分類して、これらの専門科目を設定している(資料 1-10【p.117】)。

学生は、初年次第1セメスターに、教養コア科目である「経済学」を必修の科目として履修する。この科目は全学共通の基礎教育科目の位置付けであるが、経済学部の初年次生だけが履修するクラスを設けている。それに合格した者が第2セメスターに、専門科目 100 番台科目として選択必修である「基礎ミクロ経済学」、「基礎マクロ経済学」、「現代の経済」を履修することができる。そのうえで第3セメスター以降に200 番台、第5セメスター以降に300 番台の専門科目を履修していくことになる。

以上のように各学部・学科の教育課程は、各学位プログラムにふさわしい教育内容となっている。

■履修モデルとロードマップ等

学生が自己の学修目標に沿って授業を履修できるよう履修モデルを学位プログラムごとに複数設定し、学生が自分の選好・興味に沿って学修を進めていく際の参考にすることができるようになっている。

こうした教育課程の内容を示し、DP に示す能力等を身に付けていく道筋を可視化するものとして、表6のようなロードマップ等を作成し、学内のポータルサイト (POTI) に掲載するなどして、学生の便に供している (資料 4-6、2-43【ウェブ「教育と研究 (学部学科・大学院)】】)。また、「学生ガイドブック (履修編)」では、これらを利用して、教育課程の詳細を分かりやすく説明することとしている (資料 1-10【pp.116、130-131 他】)。

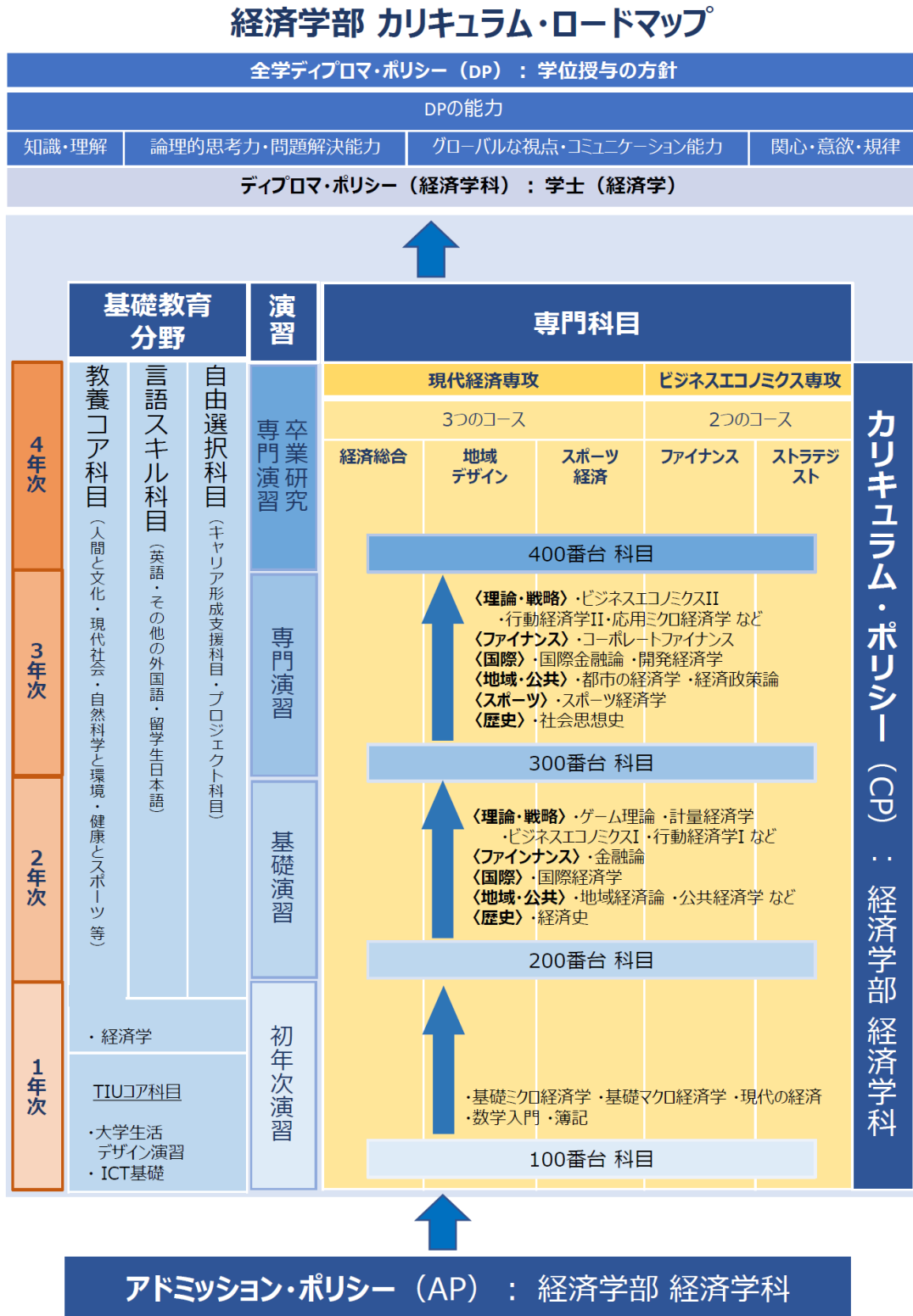
(表5 教育課程の内容を説明する資料)

名称	目的・内容	掲載場所
カリキュラム・ロードマップ	各学科の教育課程の全体を図示する	POTI、学生ガイドブック（履修編）
履修ロードマップ	各コース等の履修モデルとして、 Semesterごとに履修していくことが望ましい科目のモデル例を示す	大学HP、POTI、学生ガイドブック（履修編）
TLO (Target of Learning Outcomes)	各授業科目が、DP（基礎教育科目は全学、専門科目は学位プログラム）の示す能力等とどのように対応するかを示す	大学HP、POTI、シラバスからのリンク※

※ WEBシラバス（資料4-7【ウェブ】）では、当該科目のシラバスから当該科目を設置している学部（基礎教育科目は全学）のTLOに遷移することができる。

経済学部経済学科を例に、カリキュラム・ロードマップを以下に示す（表6参照※ただし、最新の2024年度版の内容を掲載）。

(表6 経済学部_カリキュラム・ロードマップ)



■初年次教育、高大接続への配慮

本学において初年次教育の中心は、TIU コア科目（初年次演習、大学生生活デザイン演習、ICT 基礎の3科目8単位、必修）である。このうち6単位を「学部の教育課程の体系と内容」で示したように初年次の第1セメスターに履修する。なお、医療健康学部では初年次演習に代え、基礎理学療法学演習を設置している。

初年次演習の狙いは、(a) 大学生生活をより有意義に過ごすための基礎作りをする、(b) 人間関係の形成、課題への取り組みなどを通じて、自律性と主体性を磨く、(c) キャリアを視野に入れた学びの目標を考える＝学修プランを立てる、(d) 公德心を体した真の国際人」として社会規範、倫理観、人間性を養う、(e) グローバルな視点から国や地域の問題を考え、日本や世界が抱える課題を学修する、ところにある（根拠資料1-10【p.29】）。

また、新入生が期待していた大学生生活と現実とのギャップ（リアリティショック）を埋め、今後の大学生生活への不安を取り除くため、初年次第1セメスターの前半において、初年次演習・基礎理学療法学演習の担当教員が学生と個別面談を行い、その記録を残し、その後の指導に役立てるようにしている。また、必要に応じて学内で連携を取り、大学生生活を順調に送ることができるように支援している（資料4-8）。

入学前の段階では、早期に入学が決まった学生の学習意欲の維持および入学後の大学の学習への動機付けのため、各学部において入学前の1月末から2月にかけて Moodle を利用した入学準備プログラムを実施している（根拠資料4-9）。

この入学準備プログラムの内容について、人間社会学部を例に説明する。福祉心理学科では、「発達障害」などに関する映像を視聴させたうえで小テストや簡単な課題に取り組みさせている。人間スポーツ学科、スポーツ科学科ではクイズ形式で身体の構造や筋肉の機能についての質問に答えさせて身体への関心を高め、入学後の学習への動機づけを行っている。学部全体として、「入学前の学習としてお薦めする本や映画」を示すとともに、各教員の紹介映像を Moodle にアップして教員への親近感を高めるようにしている。

■大学院でのコースワークとリサーチワークを組み合わせた教育

大学院では、各専門領域の高度専門的職業人、研究者の養成といった教育目的を踏まえ、コースワークとリサーチワークの科目を適切に設置し、バランスのとれた履修要件を定めている。

例えば、経済学研究科では、実証・応用・政策の3つの側面を重視し、経済学の諸分野を、経済理論・歴史・実証基礎(第1学群)、経済政策研究(第2学群)、国際経済研究(第3学群)の3分野に分け、体系的な専門教育を行っている。博士課程(前期)では、3つの学群から一つを主専攻として選択する。修了要件32単位のうちリサーチワークは8単位以上である。博士課程(後期)では修了要件20単位のうち、リサーチワークは12単位以上となっている（資料1-13【pp.54-57】）。

リサーチワークの共同演習には、全学生が参加し、毎回1、2名の学生が自らの研究発表を行い、学生と指導教員だけでなく、経済学研究科や他研究科の教員が参加し、学生に対してアドバイスしている。

■学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生が卒業後の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力に関しては、「公德心を体した真の国際人の養成」という建学の精神や DP において重視されているところである。

・キャリア設計

基礎教育科目では、既述の TIU コア科目、特に「初年次演習」および「大学生活デザイン演習」において、将来のキャリア設計について意識させる教育内容としているほか、キャリア形成科目として「ボランティア活動」などを設定している。

・資格取得

専門科目でも全学の CP において「実践的な授業内容」とすることが定められており、それぞれの専門分野の中で、実践力をつけるための授業が行われている。

特に、人間社会学部では、資格取得のために必要な科目の設置を CP に定めており、福祉心理学科においては公認心理師、人間スポーツ学科・スポーツ科学科においては保健体育科教職免許のほか健康運動指導士、トレーニング指導者、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等の資格の受験に必要な科目を履修しやすいように配慮している。

例えば、従来、4 単位科目であった「スポーツ生理学」を「スポーツ生理学Ⅰ」と「スポーツ生理学Ⅱ」の各 2 単位科目に分割し、Ⅱの履修にはⅠを履修済みであるとの先修条件を付したうえで、Ⅱは資格取得のために必要な内容・レベルの科目とすることで健康運動指導士、トレーニング指導者、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等の資格取得希望者のニーズに込えている。

また、公認心理師の資格の受験に必要な学外実習（病院、福祉施設などでの現場実習）については、教員が実習機関と連携をとりながら、学生に対して実習前後、および実習中の指導を行い、学生の学外実習を支えている（資料 1-10 【pp.183-193】）。

・留学

なお、アメリカンスタディーズ・プログラム（ASP）など充実した留学制度は、英語力の向上とともに異文化のなかで新しい自分を発見するなど貴重な海外経験を積む機会を与えるものであり、学生のキャリア形成に重要な役割を果たしていることは言うまでもない（資料 1-10 【pp.245-257】）。

【点検・評価項目④】

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点

- ①各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
 - ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
 - ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
 - ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
 - ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
 - ・学習の進捗と学生の理解度の確認
 - ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
 - ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
 - ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
 - ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施
 - ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

■各学部・研究科において授業内外の学生の学修を活性化し効果的に教育を行うための措置

・ キャップ制

本学では、各セメスターで履修できる単位の上限を最大20単位とするキャップ制を導入している。これにより学生は過剰な単位数の履修登録を行うことができず、履修した科目に必要な学修時間を確保することができるようになっている（資料4-10【第7条】）。

この20単位の上限は卒業間近の第7・8セメスターを含めすべてのセメスターに適用している。例外として、前の学期のGPAが3.50以上かつ、履修科目を全て修得した学生が希望する場合、キャップ制を一部緩和し、1セメスターの上限を24単位とすることを認めている（資料4-10【第7条の2】）。

・ シラバス

(1) シラバスへの記載事項

シラバスは、学生が履修する授業を選択する際やセメスターで実際に授業を受ける際に必要な情報を得るためのものである。主な記載内容は、当該授業を特定

するための情報（授業科目名、担当教員名、開講学期等）のほか、授業内容、到達目標、授業方法、各回の授業計画・事前事後学習、成績評価方法・基準、関連科目、履修上望むことなどである（資料4-7【ウェブ】）。

授業方法については、グループワーク、ディスカッション、PBL（課題解決型学習）などの別のほか、Moodleの小テスト、課題、投票等の機能のうちどの機能を使用するかも示される。また、シラバスから先述のTLOにリンクを貼って、当該授業科目とDPの関係を見ることを容易にしている。

(2) シラバスの内容の適切性

各教員がシラバスを作成するにあたっては、その記載事項および内容についての注意事項を記した「シラバス作成要領」を配布し、シラバスの内容の適切性を確保している（資料4-11）。また、各教員から提出された原稿を、第三者によるチェックとして、教務部が主として形式面のチェックを行い、不十分な場合には担当教員に修正を求めたうえで、さらに各学部において学部長を中心とする教員が確認のうえ、最終的に学長が確認する体制をとっている。前回の認証評価において、「授業計画などの記述には精粗が見られる」との指摘を受けたが、その点は十分に改善されていると考えている。

授業は原則としてシラバスに沿って行っている。実際の授業期間中に授業の内容、方法等を変更する必要がある場合には、担当教員は必ず、シラバスの記載事項の変更となることを明示して、その変更内容を授業時間中やMoodleを利用して学生に伝えることにしている。

また、授業評価アンケートにおいて、シラバスの内容と実際に行われた授業内容が一致していたかについての問いを設けており、シラバスの内容の適切性の確保などの改善に役立てている（資料4-12）。

・学生の主体的参加を促す授業形態等

(1) 学生の主体的参加

全学のCPにあるように、演習（初年次演習、基礎演習、専門演習）だけでなく、講義形式の授業においても、多くはアクティブ・ラーニング方式を採用するほか、PBL（課題解決型プロジェクト）科目を設置することで、学生の主体的参加を促すことにしている（資料4-13）。アクティブ・ラーニングとしては、グループワーク、プレゼンテーション、ディスカッション、反転型授業などを想定している。また、Moodleのフォーラム、フィードバック、投票などの機能も利用している。

PBL（課題解決型プロジェクト）科目としては、基礎教育科目の「観光まちおこし」関連の科目がある。専門科目においても、PBLの手法を取り入れている。

例えば、商学部では「企業研究」/「企業実践研究」、「ビジネスソリューション」をPBL科目と位置付け、そのプロジェクトの成果は対外的に公表している（資料4-14【ウェブ】）。言語コミュニケーション学部の「ビジネスプロジェクトJ」「Business Project E」は企業から提示された現場の課題について学生がグル

ープ討論を重ね、解決法を提案するプレゼンテーションを行い、それに対し課題を提示してくれた企業に評価とコメントしてもらった授業となっている。経済学部では、「都市経済論」の授業で、都市・都市圏の魅力度ランキングをチームで作成するPBLの手法を用いている（資料4-15）。

また、国際関係学部では、学科共通分野の専門科目として特別教育プログラムという科目区分を設け、理論と現場を結びつける「現場学習プログラム」（異文化交流、学外実習など）に参画して、一定の要件を満たすことで単位認定（国際教育プログラムⅠ～Ⅲ各2単位）を行う仕組みを設けている（資料4-16）。

(2) 学習の進捗と学生の理解度の確認および履修指導等

後述の成績評価等の適切性とも関連するが、学修の進捗と学生の理解度の確認のためにも平常点評価を成績評価の基準に取り入れることを担当教員に求め、そのためにMoodleを利用して、準備学習として各回の授業の事前または事後の学習課題の提示やそのフィードバックを行うことを奨励している（資料4-17）。

学生に対する履修指導として、新入生に対しては入学直前の時期に教務部および初年次演習・基礎理学療法学演習の担当教員によるガイダンスを行い、履修登録の手助けを行う。在学生に対しては、全学年を対象としたガイダンスを春学期に実施している（資料4-18、4-19）。

また、初年次生には、先述のとおり初年次演習・基礎理学療法学演習の担当教員が学生全員に個別面談を行うほか、春学期の出席率が高いにもかかわらず成績不良である学生に対して、別途ヒアリングと指導を行っている。

演習の担当者は、セメスターごとに所属する学生について、身上調書を作成し学内ポータルサイト（POTI）に入力している。その記録は次の演習担当者も閲覧できる仕組みとなっている（資料4-20）。もっとも、基礎演習、専門演習が必修ではなくなっているために、それを履修しない学生の身上調書は作成されないほか、身上調書の記載内容にばらつきがあるため、情報の質を担保することが、今後の課題となっている。

Eトラックプログラムでは、各学生に教員1名がアカデミックアドバイザーとして割り当てられており、各セメスターの履修登録にあたって履修指導するほか、学修全般に関する相談に応じている（資料4-21）。また、後述するアカデミックプロベーション制度は、学生が学業基準を満たすための支援と助言を提供する仕組みとして機能している（資料4-22【第9条】）。

(3) 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

本学では、言語スキル科目および演習科目について少人数となるよう授業を配置しており、教育効果の向上を図っている。言語スキル科目のうち、例えば、GTI（ネイティブの英語教員 Global Teaching Institute）による英語の授業では、入学前プレイスメントテストによるクラス分けをしたうえで、履修者数は1クラス平均約13名程度となっている（2023年度クラス数382）ほか、それ以外の英語の科目でも平均約17名となっている（同63クラス）。また、演習科目では、初年次

演習の履修者数が平均約 20 名（150 クラス）、基礎演習が平均約 12 名（92 クラス）、専門演習が平均約 15 名（138 クラス）となっている（資料 4-23）。

講義科目（言語スキル科目、演習科目以外の科目）においては、現在では特に 1 クラスの履修者の上限を設定しているわけではないが、全体の 1354 クラスのうち、履修者数が 20 名以下のクラスが 407 クラス（30.1%）、20 名～40 名以下が 341 クラス（25.2%）となっている一方、80 名を超えるクラスは 232（17.1%）、うち 160 名を超えるクラスは 56（4.1%）に留まっており、全体として適正なサイズが保たれている。

(4) 大学院における研究計画書による指導

大学院では、いずれの研究科も「研究指導は、年度開始に先立ち学生が提出する研究計画書に基づき、指導教員が策定し学生に明示する研究指導計画書に沿って行う」ことになっている。例えば、学生による研究計画書提出前の段階から指導教員から学生に対して履修科目や論文作成に関する指導を行ったうえで、学生が研究計画書を作成・提出し、研究指導計画書を確定することになっている（資料 1-13【p.56 他】）。研究計画書は Moodle を通じて提出され、指導教員と学生だけでなく研究科長や教務部とも共有される仕組みとなっている。

また、商学研究科では、第 2 セメスターと第 4 セメスターに前セメスターで作成された研究指導計画書の進捗度合いを評価するための中間レビューを実施しているほか、経済学研究科では、第 4 セメスターに学生に中間報告会での発表を義務付けている（資料 4-24）。

■国際教育

本学では、「英語力の東京国際大学」をスローガンとして、以下のような国際教育に重点的に注力している。

・ E トラックプログラム

本学では、英語による授業により学位を取得できる E トラックプログラムを開設している。学部では、経済学部経済学科に BE 専攻（Business Economics Major）、DBI 専攻（Digital Business & Innovation Major）、国際関係学部国際関係学科に IR 専攻（International Relations Major）の 3 専攻がある。また、大学院では、経済学研究科の英語プログラムとして Economics（Master's および Doctoral）、商学研究科の英語プログラムとして Digital Business & Innovation（Master's および Doctoral）、国際関係学研究科の英語プログラムとして International Relations（Master's）を置いている。これらは、それぞれ個別に学位プログラムとしての DP と CP を策定・公表している。

歴史的には、経済学研究科の英語プログラムに起源があり、2014 年に学部の E トラックプログラムを開設後、徐々に在籍者が増え、現在では、約 75 の国と地域の学生が在籍している（資料 4-25）。

なお、Eトラックプログラム以外に、広く英語圏の複数国から外国人学生を受け入れるものとして、1セメスター期間で日本語・日本事情・日本の社会／文化等を学ぶJSP(Japan Studies Program:日本研究プログラム)がある(資料4-26【ウェブ】)。

・英語教育と留学制度

本学の学部教育のうち、言語コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科は、教育目的の「英語力を基軸に、国際コミュニケーションの知識と実践を統合的に探求し、国際社会に貢献できる人材」を育てるため、単に英語を学ぶだけでなく、「英語で学ぶ」ことを目指した教育課程としている。

また、学生の英語運用能力向上を目的として、アメリカ式英語教育を英語母語話者が推進するGTI(Global Teaching Institute)を組織し、GTIに属する英語ネイティブ教員による授業を行っている(資料4-27【ウェブ】)。

英語教育の拠点としてTIU COMMONS/English PLAZAを設け、GTI教員や留学生スタッフが常駐し、リラックスした雰囲気では英会話を楽しめるEnglish Lounge、留学生と英語で会話をするPeer English Practice (PEP)、英語の指導をGTI教員から1対1で受けられるAcademic Advising、テーマごとに参加できるGTI Workshopsなどを提供し、「日本にいながら、アメリカの空間」でネイティブの英語に触れることや英語学習に関する指導を受けることができる環境をつくっている。これは本学の学生であれば誰でも利用できる。

なお、Eトラックプログラムを含む留学生のために日本語能力の向上を目指すJapanese PLAZAを設けている。

本学では、姉妹校であるウィラメット大学で約1年間または半年間学ぶASPやウィラメット大学における2年間の長期留学、その他の海外姉妹校・提携校に対する長期留学の制度、ISEP(International Student Exchange Program)に加盟し、ISEPを通じて交換留学生の受入及び派遣を行う制度、姉妹校・提携校以外のセメスター留学制度(一学期を本学での学修に代えて、海外の大学ないし英語教育機関で単位を取得する制度)など、他大学に比べ、非常に充実した留学プログラムを提供している。

・EトラックプログラムとJトラックプログラムの学生交流

Eトラックプログラムの学生とJトラックプログラムの学生が授業のほか様々な機会に交流をすることで文化や価値観等の多様性を受け容れるとともに、コミュニケーション能力、他者と協働する力をつけることができる。

授業については、一定の語学力の要件のもと、Jトラックプログラムの学生がEトラックプログラムにおける英語による授業科目を履修すること、Eトラックプログラムの学生がJトラックプログラムによる日本語の授業科目を履修することが可能となっている。

また、英語による授業科目の中には、言語コミュニケーション学部とEトラックプログラムの双方の科目として設置されているものがあるほか、言語コミュニケーション学部の英語科目をEトラックプログラムの学生が他学部科目として履修することが

あり、それにより約20単位分についてJトラックプログラムとEトラックプログラムの双方の学生が履修するE-J合同の授業が実現している。

授業外の交流の場として、国際関係学部では「現場学習プログラム」の一環として「異文化交流プログラム」を実施しているほか、「E-Jトラック交流活動」というE-J双方の学生が共同企画し、教員がサポートしてイベントを開催する活動を行っている（資料4-28）。

また、国際交流課が学生をSLI（Student Leadership Internship）のスタッフとして採用し、海外からの新入生等への支援のほか、TIU COMMONS / English PLAZA、Japanese PLAZAなどを利用してイベントを開催するなどして、交流を進める活動もある（資料4-29）。

もっとも、以上のようなJトラックプログラムとEトラックプログラムの交流を行っている学生の数は全体からみると必ずしも多いとはいえない（特にJトラックプログラムの学生）。今後、交流のさらなる拡大を図ることが課題となっている。

■COVID-19への対応

本学では、各学部・研究科の教育活動に関してCOVID-19の感染拡大に対して、次のような対応をとった（資料4-30）。

・2020年度

COVID-19感染拡大の当初（2020年3月）、「社会全体の健康、命を守ることを最優先するとともに、学生に学修・研究機会を提供し続ける」ことなどを要点とする理事長・総長のメッセージを発出した。

同時に、ライブ配信型のオンラインでの授業により学生の学修機会を確保することを決定し、3月の中旬からオンライン（Zoom）授業の開始に向けて、全教員がITシステム課や教務課のサポートを受けながら遠隔授業の技術を身に付けるトレーニングを行った。また、Zoomの利用方法などを中心に参考となる資料や動画を学内ポータルサイトにて共有した。その結果、他大学に比較して極めて早い4月第3週から春学期の授業を開始することができた。

秋学期の開始前には入学以来一度もキャンパスに通学したことのなかった新入生に対面でのオリエンテーションを実施した。秋学期の授業では、COVID-19の感染状況を勘案しつつ、「友人をつくり、よい人間関係を拓げる」ことが難しいというオンライン授業の短所を軽減するため、演習科目および実習科目を対面授業とし、それ以外はオンライン授業とした。

・2021年度

高い教育効果を実現し、対面授業の時間をできるだけ確保しながら、学生の感染リスクを下げる観点から、①A) 対面のみの授業、②B) 対面+オンデマンドの複合授業、③C) オンデマンドのみ授業の3形態で行うことにした。なお、③C) のオンデマンドのみ授業は、総数1194のうち24授業（2%）であった。

対面授業を行う一方でライブ配信型のオンライン授業をオンデマンド授業に切り替えた理由は、学生の学内での滞留数を、平時の1/2以下にするためであった。対面授

業とライブ配信型のオンライン授業が併存すると、例えば、学生は対面で授業を受けた後に学内でオンライン授業を受講することになり、学内での学生の滞在時間が増えて学内の人口密度が上がってしまう。そうした事態を回避するため帰宅してから受講可能なオンデマンド授業の採用が必要だった。一方で、感染状況を鑑み、感染拡大防止対策を講じた上、直接交流することで学びを深め、より充実したキャンパスライフを提供できるよう対面での授業を増やしもした。

なお、留学生の一部では新入生を中心に日本に入国ができないために対面授業に出席できない学生が生じた。そうした学生には対面授業の場を Zoom で中継することで授業に参加できるように配慮した。

他方、教育効果の確保の観点からは、オンデマンド授業の採用にあたっては、ライブ配信型のオンライン授業とは異なる点に留意する必要があると考えられた。そのため各学部から参加する委員で構成されるオンデマンド授業について検討する作業部会を設置し、2021年2月中旬に「オンデマンド授業の質を保証するための指針」を策定した。「質保証をめざしたオンライン授業」実施に向けた、全教員対象のFDを実施したうえ、さらに学部を中心にFDを行い、学内ポータルサイトに参考となる資料や動画を共有した。その結果、指針に沿った授業を4月の当初から開始することができた。

また、2021年度の全学FD研修会では、5名の教員からオンデマンド授業の実施上の注意点や質保証のための授業における教員の工夫につき報告を受けることで情報を共有し、各学部、各教員において、対面授業の効果を活かしつつオンデマンド授業のメリットやノウハウを織り交ぜることで授業の改善を図る一助とした。

■授業評価アンケートなどにみる学生の反応

オンライン授業に対する学生からの評価を授業評価アンケートに基づいてみると、オンライン授業を開始した2020年春学期の総合満足度（Q18「総合的に判断して、この授業に満足できましたか？」）は2019年秋学期と比べ、0.2ポイント低下していた（資料4-31【p.3】）。しかし、その後は、前項で記した教員の研修活動（遠隔授業の技術の習熟）や一部授業の対面授業化により、2021年度秋学期の総合満足度はCOVID-19以前の水準へと回復することができた。また、この間にはオンライン授業における学習実態を把握するための調査も実施しており、対面授業と比べた学習行動の差異や学生がオンライン授業に求めること等を把握し、授業運営等の参考としていた（資料4-32、4-33）。

なお、2022年度以降は、学生や教員が直接交流することで学びを深めることを目指し、対面授業を中心とした授業形式へと移行している。

【点検・評価項目⑤】

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

- ①成績評価及び単位認定を適切に行うための措置
 - ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
 - ・既修得単位等の適切な認定
 - ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
 - ・卒業・修了要件の明示
 - ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
- ②学位授与を適切に行うための措置
 - ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
 - ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
 - ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
 - ・適切な学位授与
 - ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

■成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・評価方法と基準の明示

成績評価について、学部においては学則第19条、第20条に試験及び評価について定め、学生ガイドブック（履修編）に評価方法を明示している。全ての科目について、学期末の試験結果だけで評価するのではなく、授業における発言等のほか準備学習における課題などを含めた平常点評価も行うこととし、シラバスには、平常点、定期試験、レポート、その他(その他詳細)に分けて、その評価割合を明示している（1-10【p.55-56】）。

成績評価基準は、各授業科目の成績は100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、不合格科目には単位の認定は行っていない。教員は、シラバスに明示した平常点、定期試験、レポート、その他の割合にしたがい、それを総合して成績評価を行う。

(表7 成績評価、評価点及び得点)

成績 評価	評価点 (G P)	得点 (総合点)
A	4.0	96-100
A-	3.7	92-95
B+	3.3	88-91
B	3.0	84-87
B-	2.7	80-83
C+	2.3	76-79
C	2.0	72-75
C-	1.7	68-71
D+	1.3	64-67
D	1.0	60-63
F	0.0	0-59

・成績評価の運用

学生が成績に疑義がある場合は、「成績評価確認」を申し立てることができる。その場合、教員は、成績評価の理由を学生に文書で説明することが求められる（資料1-10【p.57】）。

成績評価の厳格運用として、Eトラックプログラムでは、アカデミックプロベーション(Academic Probation=学生の学習状況を観察し改善を促す期間)を定め、学期のGPAが1.0を下回った場合に、最高履修制限単位の制限などの措置を講じることとしている（資料1-12【pp.45-46】）。

大学院においても、大学での学修はすべて単位制とし、各授業科目の単位数は大学設置基準に従い適切に設定し、大学大学院学則第11条、第12条、第13条に明示している（資料1-5）。なお、国際関係学研究所のEトラックプログラムにおいては、アカデミックプロベーションの制度を採用している。

本学が設置する授業科目の履修の他、公的な資格試験に合格することによる資格取得等及び社会的体験等を含む学外における現場での実習等をもって、特定の授業科目の履修とみなし、当該科目の修得単位として認定することがあるが、これに係る基準は学部ごとに別途定めている（資料1-4【第21条1項（1）】）。

既修得単位認定について、学部は、本学が教育上有益と認めれば、学生が入学前に他の大学等で修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができるとし、学則第16条に明示している（資料1-4【第16条】）。認定手続きは、希望者が所定の期間内に認定を希望する単位が記載された成績証明書を教務課に提出し、事務局において内容を確認の上で認定案を作成し、事務局長、学部長(またはEトラック運営機構委員長)を経て、学長が承認を行うことにより適切性を確保している。大学院においては、大学院学則第16条に、入学前の既修得単位は15単位を超えない範囲で本学研究所において修得したものとみなすことができると定めている（資料1-5【第16条】）。その認定手続きは、学部と基本的に同じである。

各学部、学科、研究科、専攻の卒業要件、修了要件は、学則（第21条および別表2）、大学院学則（第19条および別表2）に定めており、それを「学生ガイドブック（履修編）」または「大学院要覧」に明記している（資料1-10【pp.90-91他】、1-11【p.64】、1-13【p.44他】）。

■学位授与の手続き

・学部の学位授与の基準と手続き

学部における学位授与の基準及び手続きは、DP及び卒業要件の形でガイドブック・履修編に明示している（資料1-10【p.64】、1-11【p.9】）。学部での学位の授与にあたっては、学則、学部履修規程、学位規程に定める卒業要件の充足について、教務部が作成する判定資料に基づき、就学管理委員会で審議のうえ最終的に学長が学位授与の認定を行っている（資料1-4【第21条】、4-10【第20条】、4-34【第3条】）。

・大学院の学位授与の基準と手続き

大学院では、学位授与の基準及び手続きについて、大学院学則、大学院履修規程、学位規程、学位審査基準等が設けられ、それらは大学院要覧に掲載するとともに、大学HPでも公表している（資料1-13【p.44他】、4-35【ウェブ】、4-36【ウェブ】、4-37【ウェブ】、4-38【ウェブ】、4-39【ウェブ】、4-40【ウェブ】、4-41【ウェブ】）。学位授与にあたり、これらの規程に基づいた学位論文の審査を中心とした最終試験について、研究科長から学長に意見具申がなされ、就学管理委員会で審議のうえ、最終的に学長が学位授与の認定を行っている（資料4-34【第16-17条】）。

学位論文の審査については、いずれの研究科においても、次のようなプロセスによることで厳格性及び客観性を確保している。

例えば、経済学研究科では、博士課程(前期)においては、主査・副査の2名からなる審査委員会を設け、中間報告会を経て提出される修士論文の審査を行う。審査には、修士学位審査基準および修士学位論文審査ルーブリックを用いる（資料4-42、4-43、4-44、4-45、4-46）。博士課程(後期)では、指導教員を含む審査員3名からなる予備審査委員会の審査の後、公聴会によるコメントを経て、指導教員を含む審査員3名からなる審査委員会により博士論文の審査を行う。審査には、博士学位審査基準および博士学位論文審査ルーブリックを用いる（資料4-47、4-48）。修士論文、博士論文いずれの場合も審査員の結果のみならず、研究科委員会で合否について協議する（資料4-49）。以上のことで客観性、厳格性を確保している。

【点検・評価項目⑥】

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点

- ①各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）
- ②学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
 ≪学習成果の測定方法例≫
 - ・ アセスメント・テスト
 - ・ ルーブリックを活用した測定
 - ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
 - ・ 卒業生、就職先への意見聴取
- ③学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学 内部質保証推進組織等の関わり

■DP に明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法の開発

・ 学修成果の把握

本学では、学修成果を成績評価・GPAのほか、大学生生活・卒業時調査、授業評価アンケートなどの調査・アンケート、各種外部試験実績、留学状況などにより把握することとしている。このうち、各種外部試験（例えば、言語コミュニケーション学部における TOEIC 等、医療健康学部の理学療法士試験、人間社会学部福祉心理学科の公認心理師試験）の実績は、学修成果の直接的かつ定量的に把握する指標となるが、それ以外の多くは間接的かつ定性的な指標といえる。

・ 調査・アンケート

本学では、学修成果の把握のために表8のような調査・アンケートを実施し、授業満足度、理解度、他人への推奨度とともに DP の達成度などを測定している。授業評価アンケート、大学生生活・卒業時調査などのアンケートの集計結果は、学務部学事・IR 課にてとりまとめ、それを各学部等にフィードバックしている。授業評価アンケートでは自由記述欄の学生のコメントを対象に、共起分析（出現数の多い単語の図示とその相関の把握）も行っている（資料4-50）。

2023年度から DP をより具体的なものへ改定するに際し、DP の各項目の達成度を測る基準（表形式にはなっていないがルーブリックといえるもの）を作成し、それを学生に問うかたちで大学生生活・卒業時調査に組み込んだ。2022年度に行ったこの調査は、試行的なものであり、また、第1回目なので時系列データではないが、回答を見ると学年が上がるにつれ、達成度が上がる傾向があることが確認できた（資料4-51）。

なお、授業評価アンケートの設問について自己点検・評価委員会作業部会（作業部会）において学修成果の可視化の観点から検討を行い、改定の試案を作成した。今

後、授業評価アンケートを主管するFD委員会で内容を検討のうえ決定する予定である。

(表8 学生調査・アンケート)

名称	対象	実施時期	主な設問
新入生調査	学部新入生	入学時	入学理由、高校時代の学習態度など
授業評価アンケート	学部・大学院生	春・秋 学期末	学修時間、理解度、授業の進め方・質問対応、推奨度、自由記述など
大学生生活調査	学部1～4年生	毎年度末	学修時間、DPの達成度、学生生活上の悩みなど
卒業時調査	学部卒業予定 4年生	卒業時	推奨意向、大学生生活の充実度、DPの達成度など
既卒者・企業調査	学部卒業生・ 卒業生採用企業	随時(毎 年実施)	大学で身につけていた力・資質、教育内容評価、採用時に求める力・姿勢、卒業生に対する評価など

このような調査・アンケートについて、その調査結果をどのように分析し、一層の改善につなげていくかについては、事務局（学事・IR課）や作業部会などにおいて検討をしているところである。例えば、それぞれの結果の時系列的な分析や複数の調査結果のクロス集計を試みるなどである。しかし、こうした取り組みは端緒についたばかりの段階にあり、今後の課題といえる。

・初年次演習ループリック

ループリックを利用した学修成果の測定については、従来から初年次演習において全学共通のフォーマットを利用して行ってきたが、2023年度からの改定されたDPに合わせ、作業部会で改定案を作成し、カリキュラム編成委員会で2024年度から採用することを決定した（資料4-52）。

・POTI（学内ポータルサイト）における情報の蓄積と学生へのフィードバック

POTIにおいて、学生の成績等のほか、各学生の身上調書や初年次演習における個別面談記録など情報が蓄積され、演習担当教員はそれを指導に役立てることができるようになっている（資料4-53、4-54）。

また、学生は、POTIで自分の成績やTOEICのスコアの履歴などを閲覧することができる。2023年度からはその画面においてセメスター・学年ごとのGPAの推移をグラフ化し、視覚的に分かりやすくしている。今後は、DPの達成度などを集計デー

タとして把握するだけでなく、学生による自己評価などの記録を累積して学生自身
がその変化を確認することができるようにするなど、成長を実感できるようにするこ
とが課題である。

・ 演習発表大会など

学部ごとの取組の例として、商学部に伝統行事である演習発表大会がある。各演習
の代表者による発表についてあらかじめ示された7項目の評価基準に基づき審査が行
われ、最優秀賞、優秀賞が授与される。大会の運営は学生により行われる。大会プロ
グラムおよび発表抄録をまとめた報告集も作成している。これにより、学生は日頃の
演習の学修成果を競い合い、確認することができる(資料4-55【ウェブ】)。

また、国際関係学部では「論文部門」「メディア制作部門」「学習/社会活動部門」
における学生の学修・社会活動について、毎年「作品コンクール」を実施して、学生
による発表と教員による審査を経て表彰を行っている。同時に、「現場学習プログラ
ム」やE-Jトラック交流活動などの活動報告が行われ、「合同発表会」としている。
その総括としての「活動報告集」も作成している。これは学生の成長の記録であり、
学生自身が自らの成果を確認できるものとなっている(資料4-16)。

【点検・評価項目⑦】

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。ま
た、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ①適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
・ 学習成果の測定結果の適切な活用
- ②点検・評価結果に基づく改善・向上

■定期的な点検・評価

本学では、2章で述べた「内部質保証の方針」に定めた体制及び手続に基づき、定期的
な点検・評価及びその結果に基づく改善・向上について取り組んでいる。全学的に実施
する自己点検・評価において、教育課程及びその内容、方法の適切性について学部等自
己点検・評価実施部会が自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会では、その結果
の報告を受けて、学長が改善指示を出すというプロセスである。また、当然ながら、各
学部等は、自己点検・評価委員会の指示がない事項についても自らの検討結果に基づ
き、改善活動を行っている。

■点検・評価結果に基づく改善・向上

- ・ DP 及び CP の改定と教育課程の見直し

全学的な自己点検・評価の結果に基づき行った改善として次のような例を挙げるこ
とができる。

2021年度に学修成果の可視化を中心課題として教育課程への全学的な観点からの
点検・評価を進めるために、学長の指示により自己点検・評価委員会のもとに作業部

会を設置した。作業部会では、まず、他大学の事例の調査等を経て、「学修成果」や「可視化」の定義や成果の測定方法について討議した結果、学修成果の可視化の第一歩として、DPを改定すること及び全学のDPの改定案を自己点検・評価委員会に提案した。これを受けて、自己点検・評価委員会では、全学のDPの改定案を決定するとともに、各学部に対し、全学のDPをもとに学位プログラムごとのDPの改定案を作成することを指示した。これらのDPの改定は、最終的に常務会で決定された（実施は2023年度から）。

引き続き2022年度において、CPについて、作業部会で検討のうえ自己点検・評価委員会で全学のCPの改定案を決定し、学部を中心に各学位レベルでのCPの改定案の作成を行った（実施は2023年度）。

それと並行的に検討したのが、教育課程の見直しである。その目的は、2023年9月からの一部の学部・学科の池袋キャンパスへの移転に対応するだけでなく、学生が自らの学修成果を意識しやすいものとするにあり、見直しは、ナンバリングの仕組みのほか専門分野の分類や設置する専門科目、卒業要件などに及んだ。

ナンバリングについては、従来の仕組みが300番台の科目を第4セメスター（2年次秋学期）から履修できるなど、段階的な履修の確保が厳格にはなされていなかった。学長の指示のもと、すべての学部で、100番台は1年次（第1セメスター）から、200番台は2年次（第3セメスター）からというように、在籍しているセメスター以降に配置されている授業科目のみ履修することができるように改めた。

各学部・学科における教育課程の見直しの例を挙げると、経済学部経済学科では、ナンバリングの見直しとともに、専門分野の分類の見直し（従来11分野→7分野）、順次性に配慮した科目配置の変更（科目の新設・統合、先修条件の設定、2単位科目から4単位科目への変更）、卒業要件の変更（選択必修科目の追加、選択必修単位数の増加など）を行った。また、人間社会学部では、ナンバリングの見直しと同時に、点検評価項目③で述べた資格取得への配慮をより強化した教育課程に変更した。

・全学的な見地からの点検・評価に基づく改善の例

このほか、全学的な見地からの点検・評価に基づく改善の例として次のようなものをあげることができる。

(1) 初年次教育に関する改善

点検評価項目②の初年次教育・高大接続の箇所で説明した入学準備プログラムや初年次演習における個別面談は、大学生活をうまくスタートできない学生が増加し、そのことが初年次における退学者数の増加につながりかねない状況を踏まえ、学長の指示により、導入されたものである。

(2) 学部等における自己点検・評価に基づく改善の例

各学部等における自己点検・評価に基づく改善の例として、言語コミュニケーション学部における言語スキル科目として Basic TOEIC Strategies という科目の2024年度からの新設がある。これは、同学部の学生のTOEICの得点分布を検討の結果、成績上位層は留学に際してTOEICよりも重視されるIELTSやTOEFL

に取り組むニーズがある一方、TOEIC の得点が 500 点程度の中位層は、TOEIC の得点を上げることへのニーズが高く、そうした学生にターゲットを絞り、そのレベルに合わせた授業を選択科目として設置するほうが合理的かつ効果的な教育につながるかの判断によるものである。

また、大学院における試行的な取組として、経済学研究科の「担当講義自己評価シート」がある。教員は、このシートに従い担当した講義についての振り返りと次年度に向けての継続・改善事項を記載し、これを研究科内で共有することで全体の教育の質の向上につなげていくことを狙ったものである（資料 4-56）

(2) 長所・特色

COVID-19 の感染拡大に対応して、Zoom による同時配信型のオンライン授業（2020 年度）やオンデマンド授業（2021 年度）の導入など、他大学に比較して迅速かつ柔軟な対応を行い、教育効果の維持につなげたことは評価できる。

また、「公德心を体した真の国際人の養成」という建学の精神のもと、学修成果の可視化の観点から、従来の DP をより具体的なものに改める必要があるとの判断から DP の改定を行い、それに引続き CP の改定と教育課程の見直しなどに取り組んだことは評価できる。

(3) 問題点

教育課程・学習成果に関して、本学には今後の課題として次のような点がある。

- ・ 学位プログラムごとの教育成果を評価するために、授業評価アンケート等の調査・アンケートのデータについての分析力を高め、一層の改善につなげる方策を検討すること。
- ・ POTI において学生が GPA の推移等をグラフにより視覚的に捉えることができるようにするなどの取組を行っているが、学生が多様な視点から学修成果を自覚するために、いわゆるポートフォリオの作成などについて、さらなる検討をすすめること。

(4) 全体のまとめ

本学では学部、研究科ともに DP 及び CP を定め、これに基づき体系的な教育課程を適切に編成し、公表している。また、各学部・研究科の両方針のもと毎年の自己点検・評価活動や教育課程の改定において、実際の教育課程と方針の整合性や運用実態の適否等が検証される。

教育課程は体系的に編成されており、それを分かりやすく示すカリキュラム・ロードマップ、履修ロードマップなども作成されている。ナンバリング制、単位のキャップ制、修得の上限の設定などの仕組みのほか、シラバスの内容の適切性確保、授業における LMS の利用、平常点評価、初年次演習におけるルーブリックの使用・個別面談など効果的な教育を行うための様々な措置をとっている。

また、学修成果の可視化という要請に対して取り組み、なお課題はあるものの DP の達成度を測るためのアンケートの実施などを行ってきた。

以上の点で、教育課程・学習成果についての基準を満たしていると考えられる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- ①学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- ②下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
 - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

■学生の受け入れ方針の設定

- ・方針の内容

学生の受け入れ方針（AP）は学位授与方針（DP）および教育課程の編成・実施方針（CP）に基づいて定めている。学部のAPについて、本学では全学的な方針を定め、それを基盤に学位プログラムごとの方針を設定している（資料5-1【ウェブ】、5-2【ウェブ】、5-3【ウェブ】）。

全学的なAPを以下に示す。

(表1 全学的な学生の受け入れ方針)

東京国際大学は「公德心を体した真の国際人の養成」という建学の精神に則り、入学試験時において次の素養をもつ学生を求めます。

1. 入学後の学修に必要な知性（インテリジェンス）を有している。
 - ・高等学校で履修する各科目の内容を理解し高等学校卒業程度の知識を有している。
 - ・高等学校卒業程度の日本語力（書く力、読む力、話す力、聞く力）を有している。
 - ・ものごとを多角的、論理的に分析し、問題を解決する能力を有している。
 - ・自己の個性（長所・短所）を正しく認識している。
2. 将来に対する大志（ビジョン）をもっている。
 - ・大学で学修したい内容を説明できる。
 - ・自己の個性を活かす将来の可能性について道筋を描こうとしている。
 - ・将来のビジョンと志望する学部・学科・専攻・コースの教育内容とに整合性がある。
3. 新しい可能性にチャレンジする勇気（カレッジ）がある。
 - ・志を高くもち新しい可能性にチャレンジする勇気がある。
 - ・他者の異なる価値観を「個性」として受け容れ、コミュニケーションを図りつつ、相互理解を深められる。
 - ・他者と協働しながら困難な問題に立ち向かうことができる。
4. 公德心の萌芽を有している。
 - ・適切な倫理観、責任感を有し、感情や衝動に流されずに自己を律することができる。
 - ・社会や他者のために自己の能力を活かそうとする態度を有している。

また、言語コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科を例に、学位プログラムごとのAPの内容を以下に示す

(表2 学位プログラムごとの学生の受け入れ方針)

【言語コミュニケーション学部 英語コミュニケーション学科】：

英語コミュニケーション学科では、全学アドミッション・ポリシーを共通基盤とし、特に次の素養をもつ学生を求めます。

- ・学部が重視する英語教育に取り組むための基礎的な英語力を有する。
- ・グローバル社会に興味を持ち、多様な社会の理解に努める意欲と行動力を有する。
- ・「異文化コミュニケーション」「英語ビジネスコミュニケーション」「英語教員養成」のいずれかの分野に興味があり、学ぶ意欲を有する。

第5章 学生の受け入れ

本学では2022年度に学部のDPおよびCPを改定した。これら方針との整合を図るため、2023年度に各学部、学科において、APについても改定に取り組んでいる。前掲した方針は改定後のものであり、この方針が適用された学生が入学してくる年度は2025年度を予定している。

また、求める学力水準、能力等の評価方法や基準については、入学試験要項で個別の入試方式ごとに明示している。例えば、言語コミュニケーション学部の公募制推薦入試では、出願資格として高等学校の評定平均値が全体で3.5以上かつ外国語（英語）が3.8以上であることを求め、書類審査（調査書、推薦書、志望理由書）および面接・口頭試問によって合否を判定することを示している（資料5-4【p.3】）。

なお、資料として添付している入学試験要項は改定前の受け入れ方針に沿って作成した2024年度入学生向けのものである。今後作成する2025年度入学生向けの入学試験要項では、改定した学生の受け入れ方針に基づき、評価する能力およびその基準やAPとの関連性について具体的・明確に示す予定である。

研究科についても、DPおよびCPに基づき、APを定めている。研究科ごとに固有の受け入れ方針を設定し、入学試験要項で知識・能力の評価方法等を示している（資料5-3【ウェブ】、5-5【pp.3-5】）。

・方針の策定体制

APは、入学等に関する事項を所管する就学管理委員会、入学センター、Eトラック入学センターが中心となって策定している。

就学管理委員会は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与および懲戒に関する事項について討議する機能別教授会である。理事長によって任命された委員が、入学から卒業までの幅広い事項に関する意見を学長へ具申する（資料2-13【第2条】）。

入学センターおよびEトラック入学センターは学生募集や入学等を所管する事務局である。両センターは教育課程によって担当を分けており、主に外国人留学生が出願するイングリッシュトラックプログラム（以下、Eトラックプログラム）をEトラック入学センターが担当し、それ以外の課程を入学センターが担っている。

・方針の策定プロセス

AP策定の手順を、2023年度の改定を例にとって説明する（資料5-6）。

まずは就学管理委員会、入学センター、Eトラック入学センターが学部のDPおよびCPに基づき、全学的なAP案（学位プログラムごとの方針策定の基盤となるもの）を作成する。その後、全学的なAP案に対する意見を、3つの方針の一貫性という観点から自己点検・評価委員会（DPおよびCPを策定した組織）に求め、方針案へと反映させる。また、各学部、学科に対しても全学的なAP案に対しての意見を求め、反映させる。

この過程を経て全学的なAPを定めた後、この方針を基礎として、各学部で学位プログラムごとのAPを策定する。完成した方針は学長（就学管理委員会委員長）および常務会へと上程し、承認を得た後、正式な方針として運用を開始する。

・方針の公表方法

APは、大学案内、本学ウェブサイト、入学試験要項等の多様な媒体で公開している（資料1-7【pp.32-33】、1-8【p.16】、5-1【ウェブ】、5-2【ウェブ】、5-3【ウェブ】、5-4【p.1】、5-5【p.1】）。また、オープンキャンパスや受験相談会においても、入試に関する説明を行う際、APの内容を参加者へ伝えている。以上のように様々な経路で方針を周知し、情報の得やすさに配慮している。

・方針の適切性評価

学部、学科、研究科のAPは、DPおよびCPに基づいて策定しており、これら方針が一貫性をもった内容となるよう適切な手順で定めている。また、入学希望者に向けて、大学案内、入学試験要項、本学ウェブサイト等の多様な媒体で方針を公開し、周知に努めている。以上を踏まえ、APの内容および運用は適切だと評価する。

【点検・評価項目②】

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

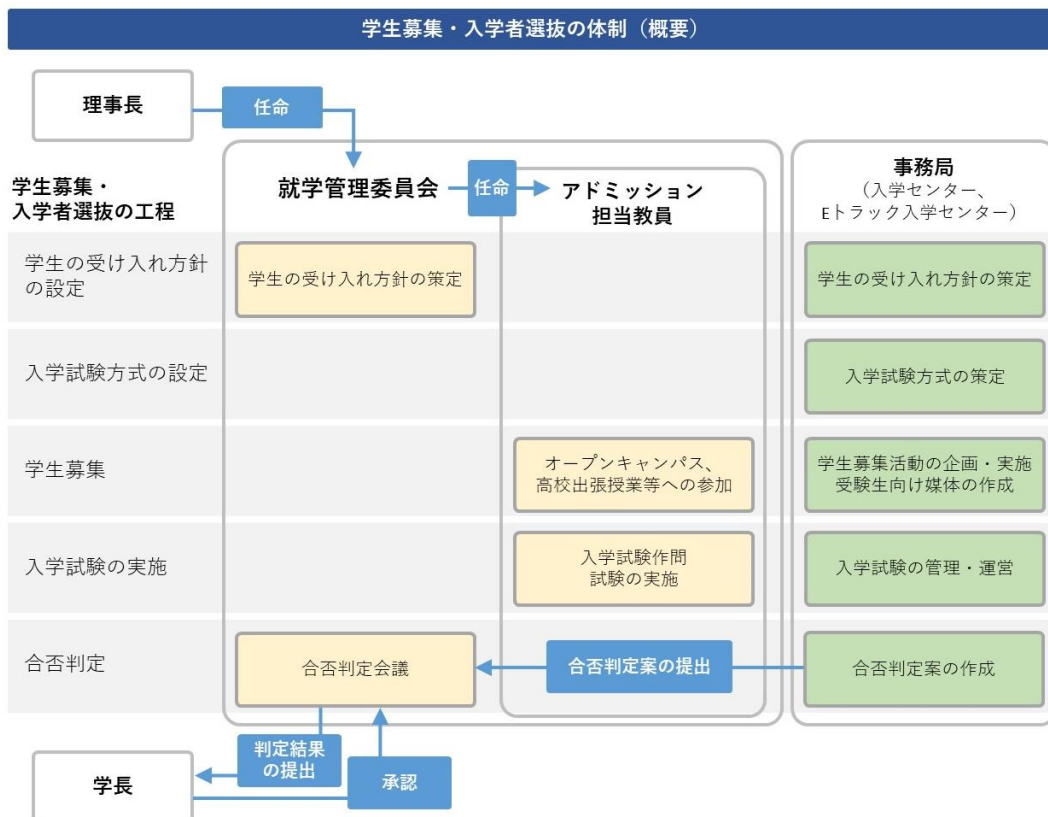
評価の視点

- ①学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- ②授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- ③入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- ④公正な入学者選抜の実施
- ⑤入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

■学生募集・入学者選抜の運営

- ・学生募集・入学者選抜の体制
体制の概要図を以下に示す。

(表3 学生募集・入学者選抜の体制)



本学の学生募集・入学者選抜は、就学管理委員会、就学管理委員会が任命するアドミッション担当教員（各学部および国際戦略研究所に所属する教員 80 名強）、事務局の入学センターおよび Eトラック入学センターを主要な担当とした体制で実施している（資料 5-7）。なお、各工程の体制や実施の手順等は学部と研究科で概ね共通している。各工程における詳細な手続き、実施の実態については次項で詳述する。

・ 学生募集・入学者選抜の実施手順、実態

(1) 入学試験方式の設定

入学試験方式は AP に基づいて入学センター、Eトラック入学センターが検討し、求める学生を選抜するための方式を設定している。

具体的な学部の入学試験方式は入学試験要項に示す（資料 5-4）。本学では多様な能力や関心をもつ学生を受け入れるため、様々な入学試験制度を設けている。例えば、「資格者 AO 入試」では、学部毎に各々の専門分野に関連する資格・検定や英語能力の実績を出願資格として求めている（資料 5-4 【pp.9-11】）。商学部を例として挙げると、日商簿記検定等の実績が出願の条件となっている。

大学院の入学試験においては、書類審査に加え、論文による筆記試験と面接・口頭試問を行い、各研究科の受け入れ方針に基づいた素養を測る入学試験方式を採っている（資料 5-5 【p.5】）。

(2) 学生募集

学生募集の具体的な方策は入学センター、Eトラック入学センターが企画し、アドミッション担当教員と協力しながら活動を行っている。

APに合致し、入学後の学修や活動に積極的に取り組む学生を受け入れるため、様々な学生募集活動を実施している。例えば、オープンキャンパスや高等学校で実施している模擬授業では、大学入学後に学ぶ専門分野について担当教員が講義を行い、本学の教育内容が自分自身の志向性と一致するかを受験生に判断してもらう機会としている（資料5-8、5-9）。Eトラックプログラムにおいても、外国人留学生向けに模擬授業や卒業生のパネルディスカッションイベントをオンラインで実施し、求める学生像に合致した学生の募集に取り組んでいる（資料5-10、5-11）。

また、経済状況に依らず学修意欲のある者が教育を受けられるよう、経済的支援や学費に関する情報を本学ウェブサイトや大学案内等で提供している（資料5-12【ウェブ】、1-7【pp.67-68】、1-8【pp.34-35】、1-9【pp.15,17】）。加えて、オープンキャンパスや受験相談会でも経済的支援に関する情報を発信し、学生募集の際に広く受験生へ周知している。

(3) 入学試験の実施

① 公平・公正な選抜の実現

入学試験実施の際は、入学センター、Eトラック入学センターが試験全体の管理・運営を行い、アドミッション担当教員が入学試験の作問、面接試験の実施、試験中の監督等を担う。

入学試験は公平・公正に実施することを旨として取り組んでいる。例えば、「AO入試」等での面接では評価項目を統一した面接評価シートを活用している（資料5-13）。さらに面接を実施する新任のアドミッション担当教員に対しては、面接試験の進め方や注意点等の情報共有を必ず行い、面接者間で実施方法および評価が標準化されるよう注力している。また、「全学統一入試（一般入試）」では、問題を作成する教員へ作問のガイドラインを周知している（資料5-14）。これにより科目間で問題様式が統一され、受験生の選択科目による有利・不利が生じないよう努めている。

② 障がいのある方への配慮

障がい等で支援を必要とする学生に対しては、入学試験の出願前に申し出ることを入学試験要項で周知している（資料5-4【p.42】、5-5【p.9】）。申し出があった場合は受験生と面談を行い、受験時および入学後にどのような支援が可能かを伝える。事前の面談によって支援内容を明確にするため、受験生やその保護者にとっては安心感へと繋がり、大学側にとっては必要な配慮の準備を行うことができる。

③ オンライン受験の配慮

COVID-19 への対応として、2021 年度入試では、感染症に罹患した受験生についてはオンラインによる面接試験の対応を行っていた。現在は学部の入学試験において、東京都および埼玉県外の道府県在住者はオンラインでの筆記試験（CBT 方式）を選択可能とし、遠方の受験生に配慮している（資料 5-4【p.19】）。

(4) 合否判定

合否判定については、試験の実施結果を基に入学センター、Eトラック入学センターが作成した合否判定案を踏まえ、就学管理委員会が開催する合否判定会議において各受験生の合否判定を行う。その合否判定の結果を学長に具申し、学長が入学者を決定するという手順を踏んでいる（資料 5-7【第2条】）。

・ 学生募集・入学者選抜の適切性評価

学生募集・入学者選抜の各工程について、入学試験方式の設定や学生募集活動は AP に基づき適切に実施している。入学試験の実施に際しては面接試験担当の教員に事前研修を行う等、評価の信頼性や妥当性を高め、公平・公正な入学試験に努めている。また、合否判定についても「入学者選抜規程」で手順を定め、それに則り行っている。ただし、規程面を見ると、「入学者選抜規程」は合格者の選考について規定しているが、入学試験方式の設定、入学試験の実施等に関する規定に欠けている。また、実際には入学センターとは別に Eトラック入学センターも事務を担当しているが、その点についても明らかにされていない。こうした点は早急に改める必要がある。

【点検・評価項目③】

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点

- ① 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理
 - ・ 入学定員に対する入学者数比率
 - ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
 - ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

■ 定員、受け入れの管理

・ 定員の設定

入学定員・収容定員の人数については、中期計画策定時に組織改編の方針と併せて定員変更の計画を立て、その時々々の志願動向や学生募集環境を鑑みながら定員を定めている（資料 1-20）。なお、定員変更の際は大学設置基準を踏まえた教員人数や施設設備等の教育環境等も勘案している。

第5章 学生の受け入れ

本学は2017年度の認証評価受審以来、学部・学科の新設や好調な志願動向を背景とした入学定員の増員を行ってきた。2017年度に5970人であった学部・学科全体の収容定員人数は、2023年度には7260人に増加している。一方、研究科の収容定員は全体で214人に設定しており、前回の認証評価受審時から変更はない。

・定員の管理、充足状況

入学者数、収容学生数については過不足が生じないように、適正な管理に努めている。学部、学科、研究科毎の定員充足状況は大学基礎データ表2に示すとおりだが、学部および研究科全体の定員充足率を以下に示す。

(表4 学部、研究科全体の定員充足率)

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	平均
学部	入学者数	1,532	1,528	1,789	1,741	2,141	
	入学定員	1,605	1,605	1,810	1,910	1,935	
	入学定員充足率	0.95	0.95	0.99	0.91	1.11	0.98
	在籍学生数	6,359	6,100	6,204	6,277	6,858	
	収容定員	6,270	6,420	6,625	6,930	7,260	
	収容定員充足率	1.01	0.95	0.94	0.91	0.94	0.95
研究科	入学者数	30	44	40	54	62	
	入学定員	103	103	103	103	103	
	入学定員充足率	0.29	0.43	0.39	0.52	0.60	0.45
	在籍学生数	88	82	88	95	126	
	収容定員	214	214	214	214	214	
	収容定員充足率	0.41	0.38	0.41	0.44	0.59	0.45

学部について、過去5年間の入学定員充足率の平均は0.98、収容定員充足率の平均は0.95で適正に定員管理を行えている。学科ごとの充足状況を見ると、商学科は過去5年間の入学定員充足率の平均が0.77で低く、国際メディア学科は2023年度の入学定員充足率が0.57で低調だったため、後述する対策に取り組んでいく。

研究科については、過去5年間の入学定員充足率の平均は0.45、収容定員充足率の平均も0.45で低い状況にある。特に経済学研究科（前期および後期）、国際関係学研究科、臨床心理学研究科（前期および後期）は充足率が低く、次項で説明する対策を進めている。

また、外国人留学生が多く在籍するEトラックプログラムについても学生の受け入れ状況を付記する。資料5-15に示すとおり、学部ではいずれの学科も入学者数、在籍学生数が過去5年間拡大基調にある。研究科に関しては専攻によって傾向が異なるが、全体では入学者数、在籍学生数ともに過去5年間で増加している。このように、2020年から始まったCOVID-19の感染拡大期にあっても、本学では安定的に外国人留学生を受け入れ、多様な学生が集うキャンパスの実現に努めていた。

・未充足学部、学科、研究科の対策

定員充足率の低い学部、学科については、学生募集活動において当該学位プログラムの教育内容の特長、魅力が伝わるよう情報発信に努めている。入試においては合格者数および入学手続き者数を常に把握し、充足率が低いと見込まれる学部・学科がある場合は入試機会を追加で設け、高校の進路指導担当教員へ周知し、受験を働きかけている。

特に商学部商学科は継続的に充足率が低い状況にあるため、その対策として2025年4月から学科名称をマーケティング学科へと変更する予定である（資料5-16）。本学商学科で多くの学生が学ぶ「マーケティング」を冠する名称に変更することによって、受験生にとっては学科の教育内容がより理解しやすく、商学部内での各学科の位置づけが明確になる効果を期待している。

研究科においては、2023年度から内部進学者の推薦入試制度を新たに導入し、学内からの進学志望者の増加を目指している（資料2-40）。現時点では入学者数という観点での成果は限定的だが、引き続き学生、教員への周知に努め、優秀な内部学生の受け入れを図っていく。

・定員管理の適切性評価

入学定員および収容定員の設定に際しては、学生募集環境や教員人数、教育環境等を勘案し、適正な学生確保および教育を実施できる規模で設定している。学部の定員充足状況については一部の学科で不足があるものの、総じて適正な定員管理を行っているとして評価する。一方、研究科の定員管理については、学生確保を充分に行えていない研究科が多い状況である。

学部、研究科いずれにせよ、引き続き過不足のない定員管理を目指し、各種施策に取り組んでいく。

【点検・評価項目④】

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ①適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- ②点検・評価結果に基づく改善・向上

■学生の受け入れに関する点検

・体制

APの適切性については、就学管理委員会と入学センター、Eトラック入学センターが点検を行っている。

学生募集や入学試験の実施等、学生の受け入れに係るそれ以外の事項については、第2章で詳述したとおり、自己点検・評価委員会が毎年度実施している自己点検・評価の枠組みの中で、入学センターとEトラック入学センターが点検を実施している。

・方法・プロセス

APの点検については、DP、CPの改定に合わせて就学管理委員会、入学センター、Eトラック入学センターがそれらとの整合性、一貫性を点検している。

AP以外の学生募集・入学者選抜に係る事項については、自己点検・評価委員会が設定した評価項目に基づき、入学センター、Eトラック入学センターが点検を行っている。両センターは振り返りを行った後、今後の課題・改善計画等を定め、根拠資料とあわせて自己点検・評価委員会に提出する。自己点検・評価委員会はその内容を精査し、必要に応じて改善等の指摘を行う。

以上のように、学生の受け入れについて点検を行い、継続的な改善に取り組んでいる。実際に行った改善策は次項で例示する。

・点検に基づいた改善策

2023年度に実施したAP改定の際、AO入試等で用いる面接評価シートについても点検を行い、内容を更新することとした。新たな方針に即した評価項目への刷新とともに、配点の仕組み等についても面接試験を担う教員の意見を踏まえ、改善を図っている（資料5-17）。これにより、面接担当の教員がよりの確に受験生の評価を行うことを目指している。

(2) 長所・特色

■外国人留学生の学生募集

Eトラック入学センターでは学生募集活動を点検する手段として、多様なデータを活用している。例えば、国や留学エージェント毎に実施した募集活動による志願者増や合格者歩留まりへの効果分析、毎学期の新入生を対象とした調査による本学認知経路、入学意思決定のプロセス、専攻分野に関する関心等の把握が挙げられる（資料5-18）。これらの情報は本学の海外事務所、各国の留学エージェント、学生募集活動に関与している教員等にも共有し、次期の活動へと継続的に反映している。

このような改善への取り組みを一因として、学部のEトラックプログラムにおいては、日本全体への外国人留学生が大きく減少したCOVID-19の流行期にあっても、本学へ入学する外国人留学生を大きく減ずることなく学生確保を実現していた（資料5-15）。

(3) 問題点

■研究科の定員未充足

研究科については定員未充足の状況が続いている（大学基礎データ表2）。前回の認証評価受審時から改善に取り組んではきたが、依然として十分な入学者を得られていない。引き続き、学生の確保に向けて方策を検討し、実行していくことが必要である。

(4) 全体のまとめ

本学では AP を DP および CP との一貫性を踏まえ策定している。2023 年度に AP 改定に取り組んでおり、2025 年度入学生から新規方針が適用される予定である。また、AP は多様な媒体へ掲載し、受験生や社会への浸透を目指している。

学生募集・入学者選抜は AP に基づいて実行し、公平・公正な選抜の実現に努めている。定員の管理について、研究科ではいずれの専攻も定員が未充足で学生確保に課題がある一方、学部では過去 5 年間の入学定員充足率の平均は 0.98、収容定員充足率は 0.95 で、概して過不足のない定員管理を行っている。定員充足率が低い一部の学科や研究科については充足に向けた方策に取り組んでおり、今後も引き続き学生確保に注力していく。

また、学生募集活動や入学試験の実施等、学生の受け入れに係る実務については、自己点検・評価委員会が毎年度実施している自己点検・評価の枠組みの中で、入学センターと E トラック入学センターが振り返りを行い、改善に取り組んでいる。

課題としては、研究科における定員充足と、学生募集・入学者選抜における各組織の役割や実施手順等の根拠となる各種規程の整備が挙げられる。

以上を踏まえ、「基準 5：学生の受け入れ」に関しては、さらなる努力が必要だと考える。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状の説明

【点検・評価項目①】

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点

- ①大学として求める教員像の設定・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
- ②各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

■教員・教員組織の方針

・求める教員像

求める教員像を下記の通り定めている。

1. 建学の精神に基づき、教育理念を追求すべく日々行動することができる者。
2. 当該学部・学科等の目的及び教育目標を十分に理解し、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力と教育研究の成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与する能力を有する者

・教員組織の編制方針

下記の通り、教員組織の方針を定めている。

1. 大学設置基準等関連法令に基づき、東京国際大学の建学の精神、学部・学科等の目的に即した教育が適正に行われる教員数を配置する。
2. 年齢構成・性別・国籍等を十分に考慮し、バランスの取れた教員組織となるよう配慮する。
3. 教員の募集・任免・昇格等は明文化された基準及び手続に従い公平かつ適切な方法で行う。
4. 教育内容及び方法の改善を図るために組織的な研修等、教員の資質向上に資する組織的なFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を実施する。

これら方針は、学内ポータルサイト（POTI）に掲載しており、学長報告で共有している（資料2-12【項目18】）。

以上のことから、本学は、建学の精神に基づき、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を適切に定め、明示していると評価できる。

【点検・評価項目②】

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点

- ①大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- ②適切な教員組織編制のための措置
 - ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
 - ・各学位課程の目的に即した教員配置
 - ・国際性、男女比
 - ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
 - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
 - ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
 - ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ③教養教育の運営体制

■教員組織の編制の内容

- ・大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数
大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数は、大学設置基準および大学院設置基準を満たしている（大学基礎データ表1）。

■適切な教員組織編制のための措置

- ・各学位課程の目的に即した教員配置
学部・学科等の目的に即した教育が適正に行われるよう適切な専任教員を配置している。新規教員採用の際には各学部、研究科で、科目担当として相応かを研究業績に加え教育能力についても評価し、本学教員としての適格性を確認し、配置している（資料6-1、6-2、6-3、6-4）。
- ・国際性、男女比
イングリッシュトラックプログラム（以下、Eトラックプログラム）や、英語教育のため国際教育体制を強化しており、専任教員のうち31%は外国人教員である。専任教員数の男女比率は、男性68%、女性32%である（資料6-5）。
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
専任教員の年齢構成は、大学全体では60代以上35%、50代21%、40代15%、30代23%、20代6%である（大学基礎データ表5）。
2014年度から導入したテニユアトラック制を活用して、若年層の採用も積極的に実施することにより、バランスのとれた年齢構成となるように努めている（資料6-6）。

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置
学部演習科目は専任教員を配置している。また専任教員と兼任教員の比率は、7:3で授業科目については概ね専任教員が担当している(大学基礎データ表1)
なお基幹教員制を見据えて主要科目については現在見直しを進めている。
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
研究科担当教員の資格については、「東京国際大学大学院専任教員の担当資格および選考基準」を設けて、明確にしている。この選考基準に従い、専門分野の教員等による審査を行うなど適切な手続きを経る体制としている(資料6-4)。
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
「東京国際大学専任教員授業担当規程」により専任教員の責任担当時間は、週6コマを原則としている。担当授業時間数及び担当科目が本学の都合により責任担当時間を超えた場合は「東京国際大学専任教員給与規程」に定める超過時間担当手当を支給している。また専任教員が本学の役職を兼務する場合、または特に理事長が認めた場合は責任時間を減ずることができると定め授業担当負担への配慮に努めている(資料6-7、6-8)。
- ・教養教育の運営体制
本学では幅広い教養と専門分野の学修の基礎力を身に付けるため、全学共通の基礎教育分野に初年次教育としてTIUコア科目および教養コア科目、言語スキル科目を設置し、担当副学長を定めている(資料6-9)。カリキュラムに変更が必要な場合は、カリキュラム編成委員会にて学長に具申し、常務会での審議を経て決定している。
ネイティブによる英語教育に関しては、英語教育組織GTI(Global Teaching Institute)において、また留学生向けの日本語教育に関しては、日本語教育組織JLI(Japanese Language Institute)において検討している。
Eトラックプログラムでは、国際戦略研究所およびEトラック運営機構長、各専攻のプログラム長が学習内容や科目の設置、担当教員について検討し、カリキュラムに変更が必要な場合は、カリキュラム編成委員会にて学長に具申し、常務会での審議を経て決定している。
- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
建学の精神、学部・学科等の目的に即した教育が適正に行われる教員数を配置していること、年齢構成・性別・国籍等を十分に考慮し、バランスの取れた教員組織となるよう配慮していることから方針と整合している。

以上のことから、本学は、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると評価できる。

【点検・評価項目③】

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点

- ①教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び
手続の設定と規程の整備
- ②規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

■教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きの設定と規程の整備

教員の募集、採用に関する基準及び手続に関する規程は、「東京国際大学教育職員人事手続規程」、「東京国際大学教員の採用に関する手続基準」、「東京国際大学全学人事委員会規程」に定めている（資料 6-10、6-11、6-12）。また任用に際しての基準を「東京国際大学専任教員任用資格基準」（ネイティブの英語語学専任講師については「東京国際大学 GTI 教員任用規程」、日本語専任講師については「東京国際大学 JLI 教員任用規程」）に定め、大学院を担当する場合においては、「大学院専任教員の担当資格・選考基準」に定めている（資料 6-1、6-2、6-3、6-4）。

昇格については「東京国際大学専任教員任用資格基準」に定める職位ごとの資格基準を前提として「東京国際大学教育職員人事手続規程」および「東京国際大学教員昇格基準」に専任教員の昇格審査及びその手続きを定め明確にしている。また「東京国際大学専任教員昇格審査要領」において昇格審査の基準を定めている（資料 6-13、6-14）。

本学はテニュアトラック制を導入しており、「東京国際大学教員のテニュアトラック制に関する規程」を定めている。テニュア資格審査については「東京国際大学テニュア資格審査要領」「テニュア資格認定基準」を設けている（資料 6-6、6-15、6-16）。

■規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

・募集、採用

新たに教員を採用する際には、学部長(もしくは学部長に準じる役職教員、以下()内は省略)が申請し、全学人事委員会(もしくは全学人事委員会に準じる人事委員会、以下()内は省略)の意見を徴して学長が選考又は審査し、常務会の議を経て理事長が決定している。

教員募集は原則として公募制で、JREC-IN、JALT、JACET、TESOL International などを通じて、国内外から幅広く行っている。専任教員の採用選考の際には、候補者による模擬授業を必要に応じて実施し、研究業績に加え教育能力についても評価している。

全学人事委員会では、採用又は昇格に当たっての業績審査について、当該学部長またはその他の有識者に諮問することができるとしており、候補者の研究分野によって、適切な者に事前の審査を依頼している。また、大学院を担当する場合においては、担当資格及び選考基準に則り審査している。

・昇格

学部長が、昇格審査要領の必要経験年数の他、専任教員評価結果等により適格性を確認して、昇格に相応しいと考えられる教員がいる場合に候補者として昇格審査申請書を作成し、審査に必要な書類及び資料を添えて学長に推薦している。

学長は、申請に基づき全学人事委員会の意見を徴し、昇格候補者を常務会に推薦し、常務会にて昇格審査対象者を決定している。

昇格審査対象となった者の昇格審査にあたって学長は、研究業績審査員(1件当たりの申請に対して3名とし、うち1名を主査とする)を指名する。主査は研究業績審査結果を「研究業績審査結果報告書」にまとめて学長に提出している。

これらを踏まえ、あらためて学長は全学人事委員会にて意見を徴し、選考・審査し、常務会の議を経て昇格を理事長が決定している。

テニユア移行に際しても、全学人事委員会において教育・指導、学内業務、研究活動、職位経験年数等から候補者の適格性について総合的に審査を行い、上程する候補者を決定する。常務会において適格と認められた候補者について研究業績審査を行い、テニユア移行の可否を決定している。

以上のことから、本学は、人事手続に関する規程を整備し、当該学部はもとより全学人事委員会を通じ、大学全体の統一した観点・基準をもって教員人事を行っており、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると評価できる。

【点検・評価項目④】

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

- ①ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
- ②教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

■FD活動の組織的な実施

本学では、FD委員会を設置し、年度内に1度は全学FD研修会を企画、実施している（資料2-13【第2条】）。また各学部・研究科においても、それぞれの教育向上のためにFD研修を行っており、実施内容はFD委員会、学長に報告されている。全学FD研修会実施後は、出席率や事後アンケートをもとに、実施内容についての振り返りを行い、次回の研修内容や方法について検討している。欠席した教員に対しては後日受講できるように、録画データの配信も行っている（資料6-17、6-18、6-19）。

また、FDニューズレターを発行し、FD活動の取組に関する情報を共有している（資料6-20）。

FD委員会では、毎年学期ごとに原則すべての開講科目を対象として授業評価アンケートを実施し、集計結果は学生、教員に公表している。また教員はアンケート結果に基づ

き授業の振り返りを行い、授業の改善向上に努めており、授業の振り返り資料も学生、教員に公表している（資料6-21）。

研究活動の活性化を図る取り組みとしては、科学研究費補助金申請に際して、科学研究費補助金採択経験者による申請説明会をオンデマンドで開催し、参加者からの質問にも対応している（資料6-22）。

■教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

・研究業績の活用

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の情報は、本学「研究業績システム」に教員各自が随時登録しており、その内容は本学ウェブサイトにて公表している（資料6-23【ウェブ】）。

研究活動活性化のため「東京国際大学人事手続規程」に直近5年間に研究業績のない専任教員に対しては2年以内に研究業績を上げることを義務付け、正当な事由なく履行されない場合には降格（職位の剥奪）することができる、と定めている（資料6-10【第15条2項】）。そのため、学長から、直近5年間で研究業績がない教員に対しては、2年以内に研究業績を上げるよう指導をしている。これまで指導を行った教員はいるものの2年以内に研究業績を上げられなかった教員はいない。

・授業評価アンケート結果の活用

授業評価アンケート結果は学事・IR課が集計分析を行い、学部長にフィードバックしている。そのフィードバックを受けて、学部は教育内容の改善に役立てている。例えば言語コミュニケーション学部では、学生の評価が高かった教員を講師とした学部FD研修会を実施するなど各学部の教育内容向上に役立てている（資料6-24）。

以上のことから、本学では、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げていると評価できる。

【点検・評価項目⑤】

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ①適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- ②点検・評価結果に基づく改善・向上

■教員・教員組織に関する点検

・体制

法人本部人事課、学部、研究科、全学人事委員会にて点検・評価している。

・方法・プロセス

教員組織の適切性について、大学設置基準で定められた専任教員数や年齢構成、男女比、外国人教員の割合については人事部で確認している。各学部、研究科においては、カリキュラムを検討する際に、教員組織が適切に運用できているかを確認し、退職教員の見込みや必要となる教員の見込みを立て、全学人事委員会に諮っている。

・点検に基づいた改善策

2023年度に自己点検・評価委員会の作業部会では、授業評価アンケートをより学生の学修成果を可視化する、教員の能力向上につながるものとするために、議論を行った。具体的には、授業評価アンケートの設問の変更、分析方法の改善を含む提案を行っている。現在FD委員長にその内容を報告し、2024年度の授業評価アンケート実施に向けて学事・IR課とともに検討を進めているところである（資料6-25）。

以上のように、教員・教員組織について毎年度点検を行い、継続的な改善に取り組んでいる。

(2) 長所・特色

本学では、教員の授業改善を、学生が参画する授業評価アンケートを用いて行っている。教員がシラバスを作成する（P）。それに基づいて授業を行う（D）。授業の結果を学生が評価する（C）。学生からの評価を受けた教員は、全学に向けて授業の振り返りシートを作成し公表する（A）。そして教育課程編成のための会議などを経て、またシラバスを作成する。学生が参画した授業改善のプロセスを持っていることは、本学の一つの特色である（資料6-21）。

科学研究費補助金の申請説明会をオンデマンドで行い、各教員の都合に合わせて視聴できるようにしていることに加えて、申請説明会は日本語、英語に対応しており、外国人教員の申請もサポートしている。研究を強く推奨していることも本学の特色である（資料6-22）。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、大学として求める教員像および教員組織の編制に関する方針を設定している。また教員の募集・採用・昇格等は、規程に則り運用し、大学および研究科の専任教員数は大学設置基準等の法令に定められた数を満たしており適切に配置している。

FD活動ではFD委員会を設置し、全学的なFD研修会を開催するとともに毎年度各学部、研究科でのFD研修会開催も促進し、教員の資質向上に努めている。また授業評価アンケートも実施し、各教員の授業内容の点検・評価に役立てている。

第6章 教員・教員組織

以上のことから、教員・教員組織について、全体として適切に整備されていると判断できる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

【点検・評価項目④】

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

- ①大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

■学生支援の方針

・方針の内容

本学では学生を支援する指針として、修学、生活、キャリア、国際交流の四つの観点から方針を定めている（資料7-1）。

例えば、キャリア支援に関しては「キャリア教育および就職支援行事等を行い、グローバル化が進むとともに多様で変化に富む社会の中で、社会的・職業的な自立および『公』のために貢献し得る力の涵養を支援する」ことを方針の一つとし、関連する部局が主体となって様々な支援を企画・実施している。

・方針の根拠

学生支援の方針は建学の精神および教育理念・目的に立脚し策定している。すなわち、国際的視野や世界で活躍するための知性といった資質を学生が身につけ、「公德心を体した真の国際人の養成」を実現することを目的に方針を定めている。修学、生活、キャリアに加え、国際交流を一つの項目として支援方針を明示している理由も建学の精神を踏まえてのことである。

また、多様な背景や目的をもつ学生が集まる本学においては、それぞれの学生が充実した学生生活を送れるよう、一人ひとりの学びや生活、進路選択等を丁寧に支えることが肝要だという考えに基づき、方針の具体的内容を策定している。

・学内での共有方法

学内では教員、職員に向け、年度の始めに学内ポータルサイトで方針を掲示し、学生支援の前提となる指針を留意するよう促している（資料2-12【項目18】）。

・方針の適切性評価

以上のとおり、本学の学生支援方針は建学の精神、教育理念・目的の実現を目指して策定しており、実効性を高めるために教職員へ確認を働きかけている。したがって、学生支援の方針の内容および運用は適切だと評価する。

【点検・評価項目②】

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点

- ①学生支援体制の適切な整備
- ②学生の修学に関する適切な支援の実施
- ③学生の生活に関する適切な支援の実施
- ④学生の進路に関する適切な支援の実施
- ⑤学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- ⑥その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

■学生支援の体制

学生に対する支援は、個々の支援内容に応じて関連する部局や教員が主体となって実施している。本学の支援方針の区分に沿って述べると、修学支援は教務部、生活支援は学生支援センター学生課、キャリア支援はキャリアセンター、国際交流支援は学生支援センター国際交流課がそれぞれ中心となり、取り組んでいる。具体的な内容については、次項で主だった支援を詳述する。

■学生支援の実施

・修学に関する支援

(1) 学生の能力に応じた教育補助、成績不振学生への支援

① オフィスアワー

教育の補助として、授業時間外でも学生が教員に質問・相談する機会をもてるよう、オフィスアワー制度を設けている。全ての教員は学期中、オフィスアワーとして定めた時刻は研究室等で待機し、学生の訪問を受け入れる。授業内容に関する疑問に答える等、学生の学習補助を主な目的にこの制度を運用しているが、相談可能な内容は学習に関することに限ってはいない。また、教員は学生からの個別の要望に応じて、設定したオフィスアワーの時間外にも面談を行っている。2023年度は年間で延べ5,022人の学生が教員と面談し（オフィスアワーの時間外も含む）、教員一人当たりが対応した学生数の平均は22.9人だった（資料7-2）。

2020年度からCOVID-19への対策として、オンラインでの実施対応を行っている。2023年度においても、学生の希望に応じて、面談の実施方法を対面あるいはオンラインから選択可能としている。

② 履修指導

成績不振の学部生を支援することを目的に、GPAによって基準を設け、指導を行っている（資料7-3）。指導対象となった学生には学内ポータルサイトの個人宛メッセージで授業への出席を促すことや、悩みや困っている事項を聴き取る

等、個別に対応を行っている（資料7-4）。初年次生については、GPA だけではなく必修科目の出席状況によっても指導対象を判別しており、入学直後の学期から学業不振の学生を早期に特定し支援することを目指している。初年次生の指導は、初年次の必修科目である初年次演習・基礎理学療法学演習の担当教員とも情報共有を行って連携し、担当教員による欠席理由の聴き取りや学生からの相談対応等を行っている。

③ アカデミックプロベーション

外国人留学生を対象としてアカデミックプロベーション制度を設け、成績不振学生の支援を行っている（資料4-22【第9条、第10条】）。本学では「学生の学習状況を観察し改善を促す期間」としてアカデミックプロベーションを位置づけており、規程で定めた成績・修得単位に満たない学生に対して面談、指導を行う。イングリッシュトラックプログラム（以下、Eトラックプログラム）では学生一人ひとりにアカデミックアドバイザーとなる教員を割り当てており、学生は教員（Eトラックプログラム以外の外国人留学生については教務課職員が担当）と相談した上で成績を改善するための学修計画書を作成し、提出することが求められる（資料7-5）。アカデミックプロベーションの判定は毎学期開始前に行い、2期連続で該当した学生は処分退学となる。

従前は学部生のみを制度の対象としていたが、2023年4月より国際関係学研究科のEトラックプログラムでも導入を始めた（資料7-6）。導入理由は当該研究科において学業不振に陥る学生がみられたため、早期に支援が必要な学生を発見し指導するためである。今後、他の研究科（Eトラックプログラム）にも展開していくかは、国際関係学研究科での実績をみながら検討する。

(2) 自主的な学修を促進する支援

① TIU COMMONS、English/Japanese PLAZA

言語習得を支援する場として、池袋キャンパスにはTIU COMMONS、川越第1キャンパスにはEnglish/Japanese PLAZAを設置している（資料7-7【ウェブ】、7-8【ウェブ】）。

TIU COMMONSでは、リラックスした雰囲気・場で教員と英会話ができる「English Lounge」、課題やTOEIC等について教員から1対1でアドバイスを受けられる「Academic Advising」、留学生との英会話で学ぶ「Peer English Practice」等、英語習得の意欲をもつ学生に向け、様々な機会を提供している（資料2-30）。一方、日本語修得を目指す外国人留学生に対しては、語学科目教員から日本語の個人指導を受けられる「寺子屋」、日本人学生との会話で日本語を学ぶ「会話パートナー」といった活動を実施している（資料2-31）。English/Japanese PLAZAについても同様に自主的な学びの場として運営し、外国語の学習を支援している。

言語習得を目指す多くの学生がTIU COMMONSやEnglish/Japanese PLAZAを利用しており、2023年度（4月～11月）では利用者は延べ16,868人

(English Lounge: 9,888 人、Peer English Practice: 2,252 人、Academic Advising: 2,646 人、Writing Help: 417 人、会話パートナー: 1,151 人、寺子屋: 514 人) に上る。なお、2020 年度、2021 年度は COVID-19 への対策として、オンラインで English Lounge 等を運営し、実践的な会話を通して言語を学ぶ場を確保していた。

(3) 正課外教育

① 入学準備プログラム

学部の早期合格者（Eトラックプログラムを除く）に対して、入学後スムーズに大学での学修に取り組めるよう入学準備プログラムを実施している（資料 7-9）。具体的には、入学までの学習意欲維持、大学での学びの動機付け、基礎学力の向上等を目的としている。各学部、学科ごとに担当教員がレポート等の課題を設定し、新入生は合計 2 回の課題提出が求められる。

一方、主に外国人留学生が入学する Eトラックプログラムについては、日本語の eラーニングを課している（資料 7-10）。Eトラックプログラムでは英語のみで学位取得が可能だが、日本での生活や就職活動を視野に入れ、日本語を学ぶ語学科目をカリキュラムに配置している。そのため、日本語の学習へスムーズに取り組んでいけるよう、事前に日本語修得の基礎となるひらがな・カタカナを学ぶ eラーニングのプログラムを用意している。プレイスメントテストで日本語の事前学習が必要と判定された新入生が対象となるが、それ以外の新入生に対しても受講を推奨している。

② 留学支援

本学の海外留学プログラムは学部生（Eトラックプログラムを除く）を対象に、アメリカンスタディーズ・プログラム(ASP)、海外ゼミナール、協定校交換留学（長期留学）、ISEP 交換留学、セメスター語学留学、スポーツ留学、スポーツ短期留学（グローバルスポーツプログラム）の 7 種で構成している（資料 7-11【ウェブ】）。また、Eトラックプログラムの学生に対しては、協定校交換留学（長期留学）および ISEP 交換留学の制度を用意している（資料 7-12【ウェブ】）。各々のプログラムには、留学期間の長短や学ぶ内容（語学、専門分野、スポーツ等）に特徴があり、幅広い学生の要望に合致する留学を提供できるよう努めている。

例えば、ASP は本学の姉妹校である米国ウィラメット大学で、半期あるいは 1 年間リベラルアーツを学ぶ留学プログラムであり、留学生活を通じた英語力向上も目指している。現地で修得した単位は最大 40 単位まで本学の単位として認定でき、1 年間留学した場合でも 4 年間で大学を卒業することが可能である。また、留学申込時の成績が優秀な学生に対しては留学参加費の一部を減免する奨学金制度を設け、意欲のある学生の留学を後押ししている（資料 7-13【ウェブ】）。

2020年度、2021年度はCOVID-19の影響で海外留学プログラムの殆どは中止となったが、協定校交換留学および海外ゼミナールについてはオンライン留学プログラムを導入した。2022年度は海外渡航に関する環境が改善したため、全ての留学プログラムを再開し、海外留学者数は大きな回復を見せた。各留学プログラムに参加した学生数の実績は資料7-14【pp.157-165】に示す

(4) 障がいのある学生への支援

① 出願前の面談

障がい等で支援を必要とする学生に対しては、入学試験の出願前に申し出ることを入学試験要項で周知している（資料5-4【p.42】、5-5【p.9】、7-15）。申し出があった場合、学部長、教務課、学生課、受験生で面談を行い、受験時および入学後に大学としてどのような支援が可能かを伝える。事前の面談によって支援内容を明確にするため、受験生やその保護者にとっては受験・修学時の安心感へと繋がり、大学側にとっては必要な配慮の準備を行うことができる。

② 支援依頼の学内発信

障がいをもつ学生への支援について、毎年度、学内ポータルサイトで授業実施時の配慮事項を発信している（資料7-16）。板書の書き方や災害発生時に配慮すべきこと等、具体的な注意点を挙げ、教員および職員が障がいをもつ学生の学びを適切に支援するよう促している。

(5) 休学者、退学者の防止と情報共有

① 入学直後の個人面談

初年次生（Eトラックプログラムを除く）の必修科目として配置している初年次演習または基礎理学療法学演習において、クラス担当教員が学生と1対1の面談を実施している（資料4-8）。面談の目的は、新入生が入学前に期待していた大学生活と入学後の現実とのギャップを把握し、早期に大学生活への不安を取り除いて休学や退学等の状況に陥らないようにすることである。面談の結果、支援が必要だと判断した学生については、支援内容に応じて教員から関係部局への情報共有を行い、対処する。また、面談結果全体を総括した報告書を作成し、今後の実施における改善点や学生支援における課題を共有している（資料7-17）。

② 休学者、退学者の情報共有

休学者、退学者については月毎に該当者をまとめ、各部局および学部へ情報を共有している（資料7-18、7-19）。継続的に各部局等が休学者、退学者の多寡や変動を確認することで、退学者等の増加が見られた際の原因把握や早期対処に努めている。例えば、学事・IR課では、退学者の情報とその成績データから退学者の多くが入学直後の学期から学修につまずいていることを明確にし、その知見が前項の個人面談の開始へとつながっている。

(6) 経済的支援

① 奨学金、学費減免

意欲のある学生が経済状況に関わらず十分な教育にアクセスができるよう、本学では様々な奨学金、学費減免の制度を設けている。具体的な制度、受給学生数等については大学基礎データ表7に示す。2020年度はCOVID-19への対策として「コロナ対応特別奨学金（給付）」を設置し、感染症の拡大によって家計が急変した学生を対象に支援を行った（資料7-20【ウェブ】）。

奨学金や学費減免といった経済的支援に関する情報は、本学ウェブサイト、大学案内等の受験生向け媒体、入学後に渡す学生ガイドブック等で発信を行い、全ての学生へ情報が行き渡るよう努めている（資料7-21【ウェブ】、7-22【ウェブ】、1-7【p.67】、1-8【p.34】、1-9【p.17】、7-23【pp.38-42】、7-24【pp.38-42】）。また、安易に奨学金を借り受けることのリスクを伝えるマネー講座を開催し、卒業後も含めて経済的に安定した生活を続けられるよう学生へ情報発信している（資料7-25）。

・生活に関する支援

(1) 外国人留学生に対する生活支援

① 学生同士の交流促進

多様な国からの留学生が多く在籍する本学では、学生同士が交流を行い、ともに学ぶ者として融和する支援を実施している。この支援を推進する学生側のスタッフとして、Student Leadership Intern(SLI)という組織を設置し、2022年度は89名の学生が活動に取り組んでいた（資料7-26）。前述したTIU COMMONS等での語学練習のパートナー活動や、イベントやワークショップの企画等を行い、学生同士の交流を促進している。2020年度からはCOVID-19への対策としてオンライン上でイベントを行い、大学に来ることが困難な状況でも学生同士の交流を図っていた。現在は対面とオンラインを併用しており、2022年度は年間で35のイベントやワークショップを開催し、延べ2,236名の学生が参加した（資料7-27）。

また、国際関係学部では学部独自の取り組みとして、「E-Jトラック交流活動※」を2021年度から行っている（資料7-28【pp.99-114】）。「楽しく交流」をモットーに、映画や俳句を用いたイベントや、外国語のレッスンを通じて文化を紹介するイベント等、国際関係学部の日本人学生と外国人留学生が交流を図るイベントを学生が主体となって企画・開催している。2022年度は年間で12のイベントを開催し、延べ100名以上の学生が参加した。

※ Jトラックプログラムという語は正式な用語ではないが、便宜上、Eトラックプログラム以外のプログラムを指すものとして使う

② 日本生活のサポート

外国人留学生が安心して学業に取り組めるよう、緊急時の医療対応として24時間365日対応可能な外部のコールセンターと業務委託契約を結び、学生の健康

を支援している（資料 7-29）。また、日常的な生活支援として、前項の SLI に所属する Peer Assistant という役割の学生が、市役所への転入手続きに必要な書類記入や銀行口座開設書類の作成等、日本で生活する上で必要となる諸手続きを補助している。居住環境については、初年次学生向けに川越第 2 キャンパス内とキャンパス近隣市に学生寮を設けている（資料 7-30【ウェブ】）。

(2) ハラスメントの防止

① 防止体制の整備

学生が安定した学生生活を送れるよう、差別およびハラスメントの防止に関する規程を整備し、相談窓口や相談を受けた後の調査実施方法等を定めている。差別・ハラスメントの防止については人事課を諸施策の推進者とし、後述する研修の企画・実施等を担っている（資料 7-31）。

② 学生に対する周知

学生に対しては、ハラスメントへの理解を深めてもらうため、入学時に配布する学生ガイドブックの中でセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントに該当する行為を例示している。また、様々な経路で学生が相談できるよう、大学内部および外部に複数の相談窓口を設け、学生ガイドブック内で周知している（資料 7-23【pp.17-18】、7-24【pp.45-47】）。

③ 教職員への研修

ハラスメントについて教職員が共通の理解・認識を持ち、学内での発生を予防するため、専任教員、職員を対象に e ラーニングによる研修を実施している。研修は日・英両言語で行い、2021 年度はパワーハラスメント、2022 年度はアカデミックハラスメントをテーマとした。いずれの研修も修了率は 100.0% であり、全教職員がハラスメントについての理解を深める機会となった（資料 7-32、7-33）。教職員を対象とした研修は年度によってテーマを変えているが、ハラスメントに関する研修は今後も定期的に行っていく予定であり、ハラスメントを防止できる組織風土の醸成に繋げる。

(3) 心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

① 学生相談室、保健室

学生の心身の健康を支えるため、保健室、学生相談室を設置している（資料 7-23【pp.15-16】）。保健室は川越第 1 キャンパス、川越第 2 キャンパス、池袋キャンパスに設置しており、学生の怪我や急病に対処するため看護師が常駐している。学生相談室は、学生生活や学修上の悩み等の相談先として、専門のカウンセラーが川越第 1 キャンパスと池袋キャンパスに常駐している。

保健室および学生相談室は外国人留学生のために英語対応可能な日を設定し、すべての学生を支援できる体制を整備している。COVID-19 が流行した際はオ

ンライン（メールや Zoom）での相談対応をしており、現在も対面および非対面での相談が可能である。

② ワクチンの接種

COVID-19 の罹患・感染拡大リスクを低減し、授業や課外活動等への影響を最小限に留めるため、COVID-19 ワクチン職域接種（大学拠点接種）の制度開始直後からワクチン接種を実施した（資料 7-34）。大学拠点接種は 2021 年 6 月から 2022 年 3 月まで計 3 回行っている。接種対象者は本学の学生や教職員だけでなく、地域の学校関係者や地域住民の方等へも広げ、地域自治体の負担軽減、ワクチン接種の加速化、COVID-19 感染症の収束に貢献することを目指した（資料 7-35）。

・進路に関する支援

(1) キャリア支援体制、就職活動情報の提供

① 就職支援デスク

学部、研究科の学生に対して、経験豊富な専門のコンサルタントが常駐する就職支援デスクを設置し、個々の学生の希望を面談で聴き取ったうえで、特長や適性を踏まえた最適な企業の紹介を行っている（資料 7-36【ウェブ】）。また、就職活動全体の進捗・経過を把握し、就職先の最終決定に至るまで学生を支援している。定期的な面談と支援を行うことで、2022 年度に本学を卒業した学部生（外国人留学生を除く）の就職率は 99.1%に達し、厳密な比較ではないが全国平均を上回る就職率を実現できている（資料 7-37、7-38【ウェブ】）。

学内の就職支援行事としては、面接ガイダンス、履歴書セミナー、マナーセミナー等、就職活動において必要とされる時期に応じた情報提供を行っている（資料 7-39）。2 日間で 100 社以上の企業が本学学生のために説明会を行う「就活フェスティバル」をはじめ、学内で企業人事担当者と接することが出来る行事を行っており、これらをきっかけに多くの学生が内定の獲得に至る。

② 外国人留学生就職支援

外国人留学生の就職活動に関しては、キャリアセンター内に Eトラックキャリアディベロップメント課を設け、現在 4 名の専任職員が支援を行っている。日本語のみならず英語での個人面談、さらに留学生に特化した就職支援行事も英語と日本語で実施している（資料 7-40）。外国人特有の就職における困難を考慮し、早期からの就職活動支援を展開。留学生の日本語力や特性に合わせた指導を行うことで就職へと導いている。日本国内での就職を果たした外国人留学生は、2022 年度に卒業・修了した学生 260 名の内 86 名で、比率は 33.1%であった（資料 7-37）。

③ アスリート就職支援デスク

体育会の強化クラブ（活動に対して大学による全面的な支援を受けるクラブ）に所属する学生のようにスポーツを学ぶ学生に対しては、その特長を活かしてスポーツ関連企業等に就職できるよう、アスリート就職支援デスクを設置している（資料7-36【ウェブ】）。例えば、強化クラブ対象の企業研究セミナーを開催し、体育会系学生の関心に合致する企業や、体育会系学生の採用意欲が高い企業等を集めることで、早い段階から企業接点を持てる場を創出し、就職活動に対する意識の醸成を図っている（資料7-41）。

以上の就職支援デスク、外国人留学生就職支援、アスリート就職支援デスクは2020年度からCOVID-19への対策として、面談やセミナー等はオンラインでの実施対応を行っている。2023年度においても、対面とオンラインを併用した体制としている。

(2) キャリア教育科目・プログラム

① 学生スタッフ成長プログラム

学内での学生スタッフ活動を通して、コミュニケーション能力やチームでの問題解決力、リーダーシップ等、社会人基礎力を身につけることを目的に、「学生スタッフ成長プログラム」と称した取り組みを行っている（資料7-42）。学生スタッフの能力・経験に応じてジュニア、ミドル、トレーナーの段階を設け、学生は各段階に応じた役割と責任を学生スタッフ組織内で果たすことが求められる。当プログラムに属する学生スタッフ組織では、学生の成長機会を増やすため、学生の主体性が発揮されるような組織運営を行っている。プログラムに参加している学生の研修等はキャリアセンターが担う。

2022年度に当プログラムに参加した学生は202名（資料7-26）。2022年度に実施した卒業時調査では、学生スタッフを経験した卒業生の内9割以上が「成長するきっかけになった」と回答しているため、狙い通り学生の成長に資する取り組みとなっている（資料7-43）。

学生スタッフに対しては学外からの評価も高く、例えばオープンキャンパス来場者に実施しているアンケートでは、オープンキャンパスを運営する学生スタッフへの感謝や振る舞いを評価するコメントが多く見られる（資料7-44）。

② 大学生生活デザイン演習

初年次生（Eトラックプログラムを除く）を対象とし、大学での学びの導入科目として「大学生生活デザイン演習」を配置している（資料7-45）。学生のキャリア・就職支援を行う外部企業から講師を招聘し、ディスカッションやプレゼンテーションを中心とした授業を通じて、社会で必要とされるコミュニケーション能力の修得を目指す。また、社会で活躍している卒業生、先輩学生の体験談を聴く機会を設け、大学4年間の過ごし方と将来のキャリアに対する意識を高めること

を目的としている。当科目の受講前と受講後を比較した調査により、コミュニケーション能力の向上が確認できている（資料7-46）。

授業には講師の他、学生スタッフとして1クラス3名の Student Facilitator を配置している。学生スタッフは講師と初年次生のつなぎ役として、「Away から Home」をテーマに入学間もない初年次生へ積極的に関わりながら、円滑な授業進行を補助している。学生スタッフにとっても、当科目でのファシリテーション等の経験は社会人基礎力を身につける重要な機会である。

③ 現実の課題をテーマとした PBL 科目

本学では、2013年にCOC（地（知）の拠点整備事業）に文部科学省から採択されて以来、事業期間終了後も地元川越市の地域活性化に貢献するための授業を実施している（資料7-47【ウェブ】）。具体的には「観光まちおこしワークショップ入門」や「観光まちおこしワークショップ実践」等、観光を活用したまちおこしの基本から実践的なスキルまでプロジェクト形式で学ぶ科目を設けている。本科目で学んだ学生が学外の地域活性化コンテストに出場し、好成績を収める等の発展的な成果も出ており、課題を発見する力や企画提案力等の社会人基礎力に通じる力が身につくPBL科目となっている（資料7-48【ウェブ】）。

また、Eトラックプログラムでは、グローバルに事業展開を行う日本企業の協力を得て、最先端の事業運営を英語で学ぶ「Career Experience Practicum」を毎学期開講している（資料7-49【ウェブ】）。授業では、企業から提示された問題に対して解決のためのビジネスを企画し、企業担当者を前に提案のプレゼンテーションを行う。学生がグループワークで現実的な事業課題に取り組むことにより、ビジネスやキャリアへの洞察を深め、チームワーク力や問題解決力を磨くことを目指している。また、外国人留学生にとっては、日本企業についての理解を深める貴重な機会である。学生の事業提案に対しては企業からの好意的なフィードバックを多く得ており、学生の成長につながる科目となっている。

(3) 大学院生の教育能力向上

① ティーチングアシスタント制度

大学院生を学部教育の補助にあたらせることにより、将来教員・研究者になるためのトレーニング機会を提供すること等を目的として、ティーチングアシスタント（TA）制度を設けている（資料7-50、7-51、7-52、7-53）。TAは科目別に教員からの要望に応じて募集し、学期ごとに採用している。業務内容については規程によって基準を定め、採用時に導入研修を行っている（資料7-54、7-55）。2023年度春学期では延べ23科目でTAが採用され、教育補助を担っていた（資料7-56）。

・ 正課外活動に関する支援

(1) 部活動支援

① 体育会強化クラブ

本学では12の体育会クラブを強化クラブとして指定し、その活動を大学として全面的に支援している（資料7-57【ウェブ】）。各競技の最新の施設・設備を擁した坂戸キャンパスの整備や優れた指導者の招聘、食堂では各競技に適したアスリート食を管理栄養士監修のもと提供し、部活動に取り組む学生を支えている。加えて、事務局としてスポーツ推進部を設置し、学生のクラブ活動や学業のサポートを行っている。

体育会強化クラブ所属の学生に対してはクラブ毎に担当教員を配置し、定期的（年間5回）に学生の学修状況を把握している。授業出席率や修得単位数等に問題が見られる学生については担当教員が面談し、指導を行っている（資料7-58）。担当教員は、自身が担当するクラブで実施した活動の記録として「強化クラブ指導記録」を月毎に作成し、スポーツ推進部や事務局長、理事長へ報告している。

② その他のクラブ、サークル活動の促進

体育会強化クラブ以外にも様々なクラブやサークルが活動している本学では、それらの活動を活性化するため、「クアトロ・アーラ」というクラブ、サークルの紹介冊子を作成し、学内ポータルサイトで新入生等に向けて発信している（資料7-59）。COVID-19が発生した際はクラブ、サークル活動を制限したが、その後感染対策マニュアルを作成し、罹患リスクの低い状態で活動を行えるよう環境の整備を進めていった。

・ 学生の要望に基づいた支援

学生の要望を把握するため、毎年度末に実施している大学生生活調査（学生が1年間の学生生活を振り返り回答するアンケート調査）において、2023年度実施の調査から要望を聴取する設問を設けている（資料7-60）。本報告書作成時点で調査は実施済みであり、今後は要望に対する詳細な対策を各部局において検討する。検討した対策については、学内ポータルサイトで学生へフィードバックする予定である。

・ 学生支援実施の適切性評価

以上のとおり、本学では日本人学生や外国人留学生それぞれが充実した学生生活を送るため、一人ひとりの学びや生活、進路選択等を丁寧に支えるよう支援を行っている。したがって、適切な学生支援を実施していると評価する。

【点検・評価項目③】

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ①適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- ②点検・評価結果に基づく改善・向上

■学生支援に関する点検

・体制

第2章で詳述したとおり、自己点検・評価委員会が毎年度実施している自己点検・評価の枠組みの中で、各々の部局が学生支援業務について点検を行っている。

・方法・プロセス

各部局は自己点検・評価委員会が設定した評価項目に基づき、学生支援を含めた部局の活動全体について実績や今後の課題・改善計画等を記述し、根拠資料とあわせて自己点検・評価委員会に提出する。自己点検・評価委員会はその内容を精査し、必要に応じて改善等の指摘を行う。

以上のように、実施している学生支援について毎年度点検を行い、継続的な改善に取り組んでいる。実際に行った改善策は次項で例示する。

・点検に基づいた改善策

(1) 外国人留学生への医療対応

Eトラックプログラムに所属する外国人留学生の増加から、緊急医療対応が必要な学生に対して迅速な対応を行う事が国際交流課のみでは難しくなった。そのため、2022年6月より外部の緊急医療サービスの対応会社と業務委託契約を結び、24時間365日、英語によって緊急医療の対応を行うサービスを導入した（資料7-29）。外国人留学生が不慣れな地でも安心して学業に専念できるよう、環境の整備に取り組んでいる。

(2) 大学生生活調査での学生要望の聴取

学事・IR課では、学生の要望を把握する取り組みとして、2023年度から大学生生活調査での要望聴取を始めた（資料7-60）。

COVID-19が発生する2019年以前は、学生が大学側へ要望を伝える場として、学生が主体となって運営する「全学代表者会議」が機能していた。しかし、COVID-19の拡大が続いた期間では当会議は開催されず、学生間で（先輩から後輩へ）会議運営方法の継承も十分にできなかった。2022年度には会議自体は実施されたものの、学生から大学へのまとまった意見として要望は提出されていない。そのため、学生の要望を把握することを目的に大学生生活調査での聴取を始めている。

(2) 長所・特色

■学生スタッフ成長プログラムの実施

学生スタッフに関して、ジュニア・ミドル・トレーナーという3つの階層を設定し、各々の役割を明確にすることで、学生が責任をもってスタッフ活動にあたるよう促している（資料7-42）。また、育成と評価の制度を確立し、ジュニアからトレーナーまでの成長ステップを明示している。これにより、スタッフとしての活動が目先の業務にただ取り組むだけのものでなく、成長の過程を意識した活動となるようプログラムを設計している。活動を通じてコミュニケーション能力やリーダーシップ等の社会人基礎力の修得を目指しており、実際に卒業時調査の結果から、スタッフ活動を経験した学生の多くが成長を実感していることを確認している（資料7-43）。加えて、学外からもスタッフとしての働きは評価されており、オープンキャンパス等で学外の方々に相対する学生として相応しいスキル、態度を有している（資料7-44）。

■外国人留学生への支援

本学には様々な国からの留学生が多数在籍しており、その多くは英語を用いて学んでいる。このため、キャリアセンターでの就職支援や保健室、学生相談室等、授業以外の様々な場面でも英語対応可能な体制を整えている。また、安心して学業に専念できるよう、24時間365日、英語で緊急医療対応を行うコールセンターを整備している（資料7-29）。このように外国人留学生に対して、教学面のみならず学生生活や就職についても包括的に手厚い支援を行い、充実した学生生活を送れるよう努めている。

(3) 問題点

■クラブ、サークル活動場所の整備

本学のキャンパスはキャンパスごとに特性があり、坂戸キャンパスは体育会クラブが、川越第1・第2キャンパスは体育会クラブと防音機能を必要とするようなクラブ、サークル等が活用するのに適している。

他方、池袋キャンパスは都市型のキャンパスであり、学生の使用方法が限られるため、文化系クラブやサークルが活用することを検討している。

修学キャンパスが替わったこと、キャンパスが分散したことでクラブ、サークル活動に、不便が生じていることもある。

学生が充実した学生生活、クラブ、サークル活動を送るための支援として、早急に各キャンパスのルールや環境を再整備する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では建学の精神および教育理念・目的に基づき、学生支援方針を修学、生活、キャリア、国際交流の4つの観点から設定している。外国人留学生をはじめ、多様な背景や目的をもつ学生がそれぞれ充実した学生生活を送るため、一人ひとりの学びや生活、進路選択等を丁寧に支えるよう支援を行っている。学生支援については、毎年度実施している自己点検・評価の中で、各学部や部局が支援の振り返りを行い、改善に取り組んでいる。

第7章 学生支援

以上を踏まえ、「基準7：学生支援」に係る取り組みは、概ね適切であるとする。

今後の課題としては、2023年9月に開設した池袋キャンパスは利用が始まって間もないことから、学生からの意見・要望を聴き取った上で、支援を充実していくことが必要となる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

【点検・評価項目①】

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点

- ①大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

■教育研究等環境の整備に関する方針

本学では、教育研究等環境の整備に関する方針を以下の通り定め、学内ポータルサイト（POTI）で方針を掲示している。また年度始めに教員、職員に向けて学長報告で教育研究等環境整備の方針を伝え浸透を図っている（資料 2-12 【項目 18】）。

・ 施設・設備

大学設置基準等の法令、ならびに本学の理念、教育目標を実現するため、中期計画等に基づき、校地、校舎、その他の施設・設備の維持・管理を適切に行い、安全・衛生の確保に努める。

・ 図書館

図書館は、学生の主体的な学びや教員の教育研究活動等を支援するため、資料の充実を図るとともに、環境を整備し利用を促進する。

・ 研究環境

教員の研究費・研究スペース・研究時間の確保に努めて研究活動の質的・量的発展をはかるとともに、外部研究費獲得や研究成果発表のための支援を行う。

研究倫理については、関係法令・ガイドラインを踏まえた規程・コンプライアンス体制を整備するとともに、研修等を通じた周知と確実な履行を図る。

以上のことから、本学は、教育研究等環境の整備に関する方針を定め、適切に明示していると評価できる。

【点検・評価項目②】

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点

①施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

②教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

■施設・設備の整備状況

- ・校地・校舎、運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備の整備

本学は、埼玉県川越市、坂戸市に加えて、中期計画に基づき 2023 年 9 月に東京都豊島区に池袋キャンパスを新たに開設した。これらのキャンパスは一つの鉄道路線でつながり、今後は「池袋・川越・坂戸」の 3 拠点において、建学の精神である「公德心を体した真の国際人の養成」を実践していく。また、池袋キャンパスではイングリッシュトラックプログラム（以下、Eトラックプログラム）学生の多くが学び、グローバル教育機能を高めたキャンパスとなっている。

それぞれの校地・校舎は、大学設置基準等の法令上必要な要件を満たしている（大学基礎データ表 1）。運動場としては坂戸キャンパスに総合グラウンドがあり、川越第 2 キャンパス内には、留学生のための国際学生寮を設置している。

また、各学部等の学びに必要な実習施設として、運動療法室やバイオメカニクス実習室、運動学実習室などを整備している（資料 8-1 【p.7】）。

なお、2024 年度からは商学研究科博士課程（前期）は池袋キャンパスに移転、人間社会学部の修学キャンパスは川越第 2 キャンパスから川越第 1 キャンパスに変更する。

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

学内の ICT 環境の整備状況は下記の通りである。学内ネットワークはキャンパス間に違いはなく一体運用しており、無線 LAN、有線 LAN を整備している。なお、学内ネットワークにはファイアウォールを設置し、インターネットからの不正アクセスやサイバー攻撃から防御するとともに、学内ネットワークに接続するパソコンにはセキュリティソフトを導入することで情報セキュリティを確保している。

2023年度入学生からは、BYOD（パソコン必携化）を進めているところではあるが、各キャンパスには、授業用 Windows パソコンを整備し、パソコンを持っていない学生が不利益を被らないように配慮している。

大学から学生への情報発信はPOTI（学内ポータルサイト）を経由して行っており、ペーパーレス化の促進にも役立っている（資料8-2）。

配信型授業（オンデマンド授業）を行えるように、教育向け動画プラットフォーム（Kaltura）でコンテンツを作成し、学習管理システム（Moodle）上にコンテンツを保存できるように、学修環境を整備している。加えて、クラウド型ウェブ会議システム（Zoom）の利用環境も整備しているため、ライブ型のオンライン授業も実施することができる（資料8-3）。

また、全ての教室にプロジェクター、大型ディスプレイなどを配備し、教員が資料共有する際に学生の視認性を高め、PBL型の授業時などで学生がプレゼンテーションのために活用している。

・教育研究等環境整備における COVID-19 への対応・対策

COVID-19 流行期においては、学生の学びを止めないために、2020年3月には全科目をライブ型のオンライン授業で行うことを決定し、Zoomで授業を行える環境を整え、2020年4月中旬にはいち早く授業を開始した。

翌年の2021年4月には教育の質を保つため段階的に対面による授業を増やすことを方針とし、感染拡大防止措置（教室内の収容人数の制限等）とも両立させることを踏まえて対面授業とオンデマンド授業を併用することとした（資料4-30）。

・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

施設・設備の管理は川越管財部、池袋管財部が対応する体制を整えており、施設管理委託業者とも連携し、設備の維持・管理に努めている。

安全・衛生については「衛生委員会」を組織し、安全管理・衛生管理のための定期的な巡視を行い、問題がある場合は所管部署に連絡し、改善を求めている（資料8-4）。

防災・危機管理の体制としては、毎年消防署へ消防計画書を提出し、自主防災組織を編成し、消防訓練を適宜実施している（COVID-19 流行期では消防訓練等は開催していなかったが、今後再開を検討している）。COVID-19 以前の2019年には、学生も参加する日本語・英語対応での全学的な避難訓練を行った（資料8-5）。

COVID-19 流行初期においては、本学学生、地域社会、教職員の安全確保、継続的な教育研究活動を保障するために大学としてはいち早く2021年6月に本学を会場として職域接種（大学拠点接種）を実施した。地域住民、地元学校教職員等も対象としたため、地域自治体の負担軽減にも貢献した（資料4-30）。

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

各キャンパスには、身障者用のスロープ、障がい用トイレを設置しバリアフリーに対応している。

様々な国籍の教員、学生への配慮としては、キャンパス内の施設サインは概ね日英両併記にしており、池袋キャンパスのエレベーターは英語によるアナウンスも行っている。

池袋キャンパスの学生食堂 INTERNATIONAL CAFETERIA 1 では世界各国のメニューを提供し、ハラル食にも対応している。この他、教職員及び学生が、瞑想、思索、礼拝の他、心を落ち着かせる場として特定の宗教に限定せずに活用することを目的とした Quiet Room を池袋キャンパスと川越第1キャンパスに設置している（資料7-23【pp.64-70】）。

・学生の自主的な学修を促進するための環境整備

(1) 学修管理システム(Moodle)

2016年度から Moodle を導入し、すべての開講科目でコースを設定して、教員と学生及び学生同士の双方向コミュニケーションの活性化、学生の自主的な学びを促している。COVID-19 流行期には、オンラインで授業を受講するためのコンテンツを迅速に配信することができた（資料8-6）。

(2) Office アプリケーションの配布

自律的に学ぶ力と、ICT 活用能力・スキルの向上を目的として 2023 年度の入学生から BYOD（パソコン必携化）を実施し、全学年の学生を対象に Microsoft365 を無償提供している（資料8-7）。

(3) 学生の主体的な学修を支援する学習環境

キャンパスには学生ラウンジ等を整備し、無線 LAN 環境を整えており、学生は自主学習などで使用することができる。また、川越第1キャンパス図書館、池袋キャンパス図書館にはグループ学習室がある。

川越第1キャンパスには、留学生が日本語を学ぶため、および留学生と日本人学生の交流を図るイベントなども開催する場として「Japanese PLAZA」を設置している。また、ネイティブ教員や留学生スタッフとリラックスした雰囲気では英会話を楽しめるラウンジや、英語学習のアドバイスが受けられるエリアなどを有する、学びの空間「English PLAZA」を設置している（資料7-8【ウェブ】）。

池袋キャンパスには「Learning Commons」と「Global Commons」からなる英語学習と異文化交流のスペース「TIU COMMONS」を設置している（資料7-7

【ウェブ】）。「Learning Commons」は、ネイティブ教員と英会話を楽しめる English Lounge を有し、また、マンツーマンで英語学習に関するアドバイスが受けられる Academic Advising を利用することができる場にもなっている。この他にもグループ学習用のスペース Learning Room も整えている。「Global Commons」の Presentation Space では、各種イベントを開催している。例えば、

異文化交流を促進するための異文化 DAY や各種ワークショップなどである。日常的にネイティブ教員、留学生スタッフと日本人学生が滞在しており、英語や異文化に触れられるエリアとなっている。

(4) 大学院生自習室

大学院生のための自習室は、川越第1キャンパス、川越第2キャンパス、池袋キャンパスのそれぞれに設置している（資料8-1、7-23【pp.64-70】）。

■教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

・教職員の情報倫理の確立に関する取り組み

新入教職員には、入職時オリエンテーションにおいて、学内で利用するシステムについて説明している。また POTI（学内ポータルサイト）に「インターネット利用ガイドライン」「POTI（ポータルサイト）利用ガイド」などの利用案内をいつでも参照できる環境を整備することで利用者の情報リテラシーの向上を図っている。

2023年度には、SD研修「教職員のための情報セキュリティの基礎」を実施し、教職員の情報倫理の確立に努めている（資料8-8、8-9）。

・学生の情報倫理の確立に関する取り組み

新入生ガイダンスにおいて学内で利用するシステムの説明や情報倫理に関する説明を行っている。また POTI に「インターネット利用ガイドライン」「Moodle 学生利用マニュアル」「Microsoft 365 Apps 利用手順書」「POTI（ポータルサイト）利用ガイド」などを掲載し、インターネット経由でいつでも参照できる環境を整備することで利用者の情報リテラシーの向上を図っている。

Jトラック※の学部学生に対しては、第1セメスターに設置している「ICT基礎」科目を必修としている。この科目で学生は、大学生活や社会人生活で不可欠な ICT に関する技術・スキル、情報倫理・情報の安全管理（セキュリティ）などを学んでいる（資料8-10）。

※ Jトラックプログラムという語は正式な用語ではないが、便宜上、Eトラックプログラム以外のプログラムを指すものとして使う

以上のことから、本学は、方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している、と評価する。

【点検・評価項目③】

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点

① 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

② 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

■ 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学は、池袋キャンパス、川越第1キャンパス、川越第2キャンパスの各キャンパスに図書館を設置している。図書は、約67万冊、雑誌は約3,500タイトルを所蔵、電子ジャーナル7種(延べ約12,000タイトル)、データベース10種を提供している(大学基礎データ表1、資料8-11)。

学生は修学キャンパスだけでなく、全キャンパスの図書館を利用することが出来、キャンパス間での資料の取り寄せも可能である(資料8-12、8-13)。

なお2024年4月からは、修学キャンパスの変更に伴い、川越第2キャンパス図書館は書庫としての機能に特化する計画である。

- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所(NII)が提供する目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)に参加しており、他大学図書館等との資料相互利用を行える環境を整備している。この他にも、埼玉県大学・短期大学図書館協議会(SALA)には加盟、川越市立中央図書館とは協定を結び、館内閲覧や所蔵資料の複写・相互貸借など、図書館サービスの相互利用を実施している。

- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応

全キャンパス図書館共通のOPACは、ポータルサイトとして機能しており、本学で契約している電子ジャーナルやデータベースの他、「CiNii Research」をはじめ学修に有益なサイトを「学修・研究に役立つサイト集」としてまとめて提供している(資料8-14【ウェブ】)。

またCOVID-19を契機として、本学学生、教職員がオンラインジャーナル等の各電子情報に学外からもアクセス可能とした。

- ・学生の学修に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

座席数は、池袋キャンパス図書館 156 席、川越第 1 キャンパス図書館 179 席である。この他にも、各キャンパスにはグループ学習室を整備している。

平日の開館時間は、池袋キャンパス図書館が 9 時から 20 時、川越第 1 キャンパスが 9 時から 19 時である。定期試験時には、開館時間を延長している。また、池袋キャンパス図書館のラーニングコモンズライブラリーには、英語学習のためさまざまなジャンルの洋書が英語力別に配置され、自分のレベルにあった本を選べるようになっている。

COVID-19 流行期においては、感染症の拡大を予防するために、下記の取り組みを行った。閲覧席を一定の距離を保って配置する、図書館ガイダンス資料や動画を作成してオンラインで公開する、新入生等への図書館案内を通常よりも少人数で実施する、などである。

■図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館には司書資格を有する専任職員を各キャンパスに配置している。前回の認証評価時は、司書資格を有する専任職員の数が 1 名であったが、池袋キャンパス開設に向けて 1 名増員した。

図書館の職員は専任の職員と業務委託先から派遣された職員で構成している。

専任職員は、図書館の予算管理、サービス計画の立案等運営に係ることを中心的に行い、業務委託先の職員はサービス業務、資料整理等を行っている。

以上のことから、本学は、学生及び教員が、学修、教育研究活動を十分に行うことができる図書館を整備し、学術情報サービスを適切に提供していると評価できる。

【点検・評価項目④】

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点

①研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

■研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

教育研究等環境の整備に関する方針の「研究環境」に以下 2 点を明示している。

教員の研究費・研究スペース・研究時間の確保に努めて研究活動の質的・量的発展をはかるとともに、外部研究費獲得や研究成果発表のための支援を行う。

研究倫理については、関係法令・ガイドラインを踏まえた規程・コンプライアンス体制を整備するとともに、研修等を通じた周知と確実な履行を図る。

・研究費の適切な支給

本学専任教員には個人研究費を支給している。取扱は「個人研究費取扱規程」、「個人研究費取扱規程施行細則」に定めている（資料8-15、8-16）。

支給を受けようとする教員は、年度始めに学長に研究内容、方法と支出の計画書を提出・申請し、年度末には「個人研究費経過・成果報告書」を学長に提出している。

・外部資金獲得のための支援

外部資金の中核となる科学研究費補助金の申請を支援するために、申請にインセンティブをつけている。科学研究費補助金奨励金制度では採択の如何を問わず、特別研究助成制度では不採択の場合に、学術研究を推進するために補助を行っている。また採択件数伸長のために、科学研究費補助金に複数回採択された経験のある教員による申請説明会をオンデマンドで実施し質問にも対応している（資料6-22）。

・大学院学生への支援

各研究科には所属大学院生が学会等に参加する際に要する旅費等の経費、学術研究論文の投稿を行う際に要する経費を「東京国際大学大学院研究経費補助取扱規程」に基づき支給している（資料8-17）。また、大学院研究科紀要を大学院生の「教育研究を助長し、学術的な教授研究の成果を学会及び広く社会に公表する手段として」位置付け、「大学院紀要編集及び発刊に関する規程」に基づき発行している（資料8-18）。

・研究室の整備

専任教員には原則として一人一部屋の研究室と、机、書架やPC等の教育研究に必要な設備と備品を貸与している。

・研究時間の確保

「東京国際大学専任教員就業規則」、「東京国際大学専任教員授業担当規程」により、専任教員の責任担当時間は、週6コマを原則としている。専任教員が役職を兼務する場合は、責任時間を減ずることがあるなど、研究・教育時間に配慮している（資料8-19、8-20）。

・研究専念期間の保障

研究専念期間の確保のために専任教員に対し、教員国内研修員ならびに教員海外研修員制度を整備している（資料8-21、8-22）。

- ・教育研究活動を支援する体制、ティーチングアシスタント（TA）
「東京国際大学ティーチング・アシスタント規程」「東京国際大学ティーチング・アシスタント規程施行細則」を定め、TAを必要に応じて配置している（資料7-50、7-51）。TAを配置することで、教員の教育研究活動を支援し、TAが将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会を提供するとともに経済的な支援の一助としている。
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制
教職員のシステムや情報機器に関する専用の相談窓口としてITヘルプデスクを設けている。ここで、オンデマンド授業等の教育を実施する教員からの相談にも対応している。また問い合わせ対応(FAQ)には、AIチャットボットも活用している。
COVID-19流行初期においては、2020年4月からオンライン授業を開催するために、2020年3月からITイノベーション推進部がZoomを利用したオンライン授業の行い方のハンズオンセミナーを開催し、教員に操作等技術的な説明を行った（資料8-23）。

以上のことから、本学は、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると評価できる。

【点検・評価項目⑤】

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点

- ①研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み
 - ・規程の整備
 - ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
 - ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

■研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備状況
本学では、「学術研究倫理審査要領」「学術研究倫理審査申請要領」「学術研究倫理審査委員会規程」「東京国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査規程」を整備し、「研究が科学的合理性と倫理的妥当性を有するか否か」を審査している（資料8-24、8-25、8-26、8-27）。
研究活動の不正防止に関する取り組みとしては、文部科学省通知「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき規程を整備し、本学ウェブサイトで公開している（資料8-28【ウェブ】、8-29、8-30、8-31、8-32）。

本学専任教員には論文の質の維持・向上及び論文投稿の迅速化を図るために、引用が適切に行われているかをチェックするツールとして iThenticate（アイセンティケイト）を提供している（資料 8-33 【p.13】）。また、教員に加えて Eトラック学生にはレポート、研究論文で引用が適切に行われているかをチェックするツールとして Turnitin（ターンイットイン）を利用できる環境を整えている（資料 8-34）。

また現在、文部科学省からの「大学及び研究機関等における安全保障貿易管理の徹底について」の通達を受けて、本学での安全保障貿易管理への対応を検討しているところである。

- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

本学では、教員及び学生における研究倫理確立のため、下記の取り組みを行っている。

(1) 教員に対する取り組み

教員には日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics : eL CoRE）の受講を促進している。教員の科学研究費補助金の申請、個人研究費の支給には、「eL CoRE」を受講していることを要件としている（資料 8-35）。

(2) 学生に対する取り組み

学生の不正、不適切な行為を未然に防ぐために、学長が、教員に対して学生に研究倫理教育を実施するよう促している（資料 8-36）。

履修ガイドブックでは、「TIU 教育・学修及び学術研究における研究倫理教育方針」、「大学での学びと「著作権」について」を掲載し、誠実に研究を行うこと、適切な引用を行うことを求めている。また、「学術研究倫理審査のガイドライン及び審査申請手続き」の概要を掲載し、論文やレポートを作成する際に求められる倫理を説明している（資料 1-10 【pp.53-54】）。

この他に Eトラックプログラムでは、卒業論文履修希望学生には、5 セメスターまたは 6 セメスターに卒業論文科目の先修条件として Undergraduate Thesis Writing Seminar の履修を求めている。この科目で、学術研究倫理審査のガイドラインや手続きを指導している（資料 8-37、8-38、8-39、8-40）。

(3) 大学院生に対する取り組み

大学院博士課程(前期)、修士課程学生に対しては、指導教員が指示する教材により倫理教育を行っている。また博士課程(後期)学生には、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics）「eL CoRE」の受講を必須としている。

各研究科は、大学院生への研究倫理教育の実施が義務付けられており、実施状況を総務・教育研究支援課に報告している（資料 8-36）。

以上のことから、本学は研究倫理に関する各種規程を整備して、研究内容に関する倫理審査を行っている。また学生、教員に対しては研究倫理教育を行っている。よって、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると評価できる。

【点検・評価項目⑥】

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ①適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- ②点検・評価結果に基づく改善・向上

■教育研究等環境に関する点検

・体制

自己点検・評価委員会が毎年度実施している自己点検・評価の枠組みの中で、学部等自己点検・評価実施部会が教育研究等環境に関して点検を行っている。

・方法・プロセス

学部等自己点検・評価実施部会は教育研究等環境の現状や今後の課題・改善計画等をワークシートに記述し、根拠資料とあわせて自己点検・評価委員会に提出する。実施部会が改善に努めるとともに、自己点検・評価委員会はその記述内容を精査し、必要に応じて改善等の指摘を行う（資料 2-36）。

・点検に基づいた改善策

例えば、学部等自己点検・評価実施部会などでは下記の改善を行った。

前述の通り、学生の研究不正防止については、従来から注意喚起を行っている。今般、生成 AI を使ったレポートの作成などが見られるようになったことを受けて、生成 AI、特に ChatGPT の使用に関して、教員の許可なく ChatGPT をレポートの作成などで使用する場合は、剽窃に該当する可能性があることを、ガイドブック、ガイダンス、学長メッセージを通じて学生に周知した（資料 8-41、8-42、8-43）。

COVID-19 流行期に、科研費申請説明会を動画配信で始めたところ、いつでもどこでも何度でも観られるという利点から参加者が増え、申請者も増加した。参加者、申請者を分析したところ、これまで参加していなかった新たな層の掘り起こしが認められたため、オンデマンドによる実施を継続することとした。

以上のように、毎年度点検を行い、継続的な改善に取り組んでいる。

(2) 長所・特色

■グローバルな教育・研究環境

教育研究等環境の整備にあたり、本学は様々な国籍の教員、学生が協同する大学として教育研究施設の表示は原則日英併記としている。学生窓口には英語対応可能な職員を配置し、また外国人教員の研究支援に対しても英語対応可能な職員を置き、各種書類も日英それぞれで用意している。科学研究費補助金の申請説明会も日本語、英語で行っている(資料8-44)ほか、外部資金で英文資料がない場合は英訳資料を作成しサポートしている。

また、学生の自主的な学修を支援する環境として、留学生が日本語の学習や日本人学生との交流を図るための場、日本人学生が英語の学習やネイティブ教員と英会話を楽しむための場を池袋キャンパス、川越第1キャンパスに設置している。特に2023年9月に開設した池袋キャンパスは、学ぶ学生の約半数は留学生であり、本学のグローバル教育機能を高めたキャンパスとなっている。この環境を活用し、世界から学生が集い協同する大学として更なる進化をめざしている。

■COVID-19における対応

COVID-19 流行初期に、ライブ配信によるオンライン授業を行うことを決定し、既にあったMoodleの環境を使い、ITイノベーション推進部と教員が協力することで、授業を行う準備を整えた。その結果、他の大学と比べても早く授業を開始することができた。加えて、本学学生、地域社会、教職員の安全確保のために職域接種(大学拠点接種)を早期に実施し、教育および研究を継続できる環境を整えた。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

本学の理念・目的を実現するため、教育研究等環境の整備に関する方針を定め、施設・設備を整備し、衛生・安全を確保する体制を整えている。

各キャンパスには図書館を設置し、教育研究活動を行うために十分な資料を備え、学生の学修に配慮した利用環境を整えている。

研究活動を支援する環境としては、専任教員に研究室を整備し、研究専念時間を確保する方策として教員国内研修員ならびに教員海外研修員制度を設けている。また研究費としては「個人研究費」を支給しており、外部資金獲得のための支援も行っている。

研究倫理や研究活動の不正防止の取組として、文部科学省のガイドラインに基づき規程を整備しており適切に対応している。

2023年9月に池袋キャンパスを開設し、2024年4月には川越校地において修学キャンパスを川越第1キャンパスに集約するなど、教育・研究の環境に新たな変化があるが、建学の精神を実現するために継続して点検・評価していく。

以上のとおり、本学は適切に教育研究環境を整備していると評価できる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

【点検・評価項目④】

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点

- ①大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

■社会連携・社会貢献に関する方針

・方針の公表

東京国際大学は、地域社会と連携し、交流を促進することにより、地域での活動を通じて建学の精神に立脚した人材育成を推進するとともに、教育研究の成果を社会に還元し、よりよい社会の発展に寄与することを社会連携・社会貢献に関する方針としている。この方針は本学のポータルサイト(POTI)に掲載しており、学長報告で教職員に周知している(資料2-12【項目18】)。

・学位授与方針(DP)、教育課程の編成と実施の方針(CP)と社会連携・社会貢献

全学のDPの一項目に「社会に対する関心と志を高くもち、社会に貢献する態度を有している」ことを定めている。

また、全学のCPでは「実践的な授業内容を通じて社会に対する関心と志を高くもち、社会に貢献する態度を育成するとともに、学んだ知識を社会に活かすことができるような様々な現場での体験型プログラムや課題解決型のプロジェクト科目を設置する」と規定している。

DP、CPにもあるように、社会連携・社会貢献に資する能力を身に付けることを、HPを通じて広く周知している(資料4-1【ウェブ】、4-4【ウェブ】)。

・社会連携・社会貢献に関する方針の適切性に関する評価

本学のキャンパスは、東京都豊島区、埼玉県川越市、坂戸市にある。この3つの地域は東武東上線一本でつながれており、この地域の発展に資することを本学は希求している。

豊島区は国際都市として発展をしており、本学の建学の精神「公德心を体した真の国際人」との親和性が高い。池袋キャンパスは2023年9月に開学したこともあり、地域との連携のあり様については豊島区などと協議を継続的に行っている(資料1-23【ウェブ】)。

川越市とは包括協定を結び協力体制を築いている。例えば、COVID-19禍には全国の大学に先駆け、地域の感染の拡大を予防するという観点から職域接種を行うとともに

に地域のエッセンシャルワーカーの方々がワクチンを接種できるように取り組んだ（資料 4-30）。

教学面では、COC（地（知）の拠点整備事業）に 2013 年に採択されて以来、より積極的に川越市の地域活性化、川越市のキーコンセプト小江戸川越等にグローバルな観点から貢献するための授業科目を実施し続けている（資料 9-1）。

このように、建学の精神を基盤として、学生が実践を通じて地域へ貢献できる授業科目を設置し、教育成果を地域に還元していること、より良い社会を構築することを目指し地域社会へ貢献するための姿勢を有していることから、社会連携・社会貢献の実践状況から鑑みて本方針は適切といえる。

【点検・評価項目②】

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

- ①学外組織との適切な連携体制
- ②社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- ③地域交流、国際交流事業への参加

■建学の地、川越

・授業関係での協力

2007 年に川越市教育委員会と「学校教育分野における相互協力に関する協定書」を締結し、学校教育分野における連携、協力を深めている（資料 9-2）。連携の一例としては、令和 3 年度埼玉県英語指導方法改善事業、文部科学省委託事業「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」の助言者として川越市教育委員会のプロジェクトに本学教員が参加していることや人間社会学部の学校インターンシップがあげられる（資料 9-3）。

また、長年にわたって、本学教員が川越市子どもサポート本部の本部長を務めており、子どもに様々な学修機会や体験活動の場を提供するための知見を提供している。

この他にも川越警察署と「相互連携に関する協定書」を結び、学生の遵法意識及び防犯意識の向上を図っている。具体的には、国際関係学部の学生が中心となり防犯啓発動画を作成しており、埼玉県警察のホームページに公開されている（資料 9-4【ウェブ】）。

商学部では、地域社会・地域企業との互恵的連携を重視し、2014 年度より川越商工会議所と連携したインターンシップ事業を実施している。2023 年度は、2 年生および 3 年生を対象に、11 事業所に 17 名の学生を派遣した（主に夏季休暇中の 7 月 25 日から 9 月 5 日まで）。川越商工会議所の協力のもと、企業の現場の中で実践的な経験を積むことのできる貴重な場となっている（資料 9-5）。この他にも、2022 年度には「企業研究」（「企業研究」は 2023 年度から「企業実践研究」へ科目名変更）の授業で学んだマーケティングの知見と、川越市の老舗醤油メーカーの笛木醤油株式会社のご

協力を得て、商品開発のノウハウを教授され、笛木醤油株式会社とコラボレーションしたバームクーヘンを開発し特別販売するに至った（資料9-6【ウェブ】）。

「観光まちおこしプロジェクト」では「COC（地（知）の拠点整備事業）」の期間が終わってからも公・産・学での連携を深めている。2022年度では、川越市、株式会社JTBの他、国土交通省、京浜河川事務所、河川財団、川崎市、株式会社ユニオン産業と協力し刈草を原料としたプラスチック含有量を50%削減したゴルフティを開発した（資料9-7【ウェブ】）。

このように、川越市や他の自治体、企業体と連携し、授業科目を運営している。

・スポーツ分野での協力

人間社会学部では、毎年川越市が主催する「小江戸川越ハーフマラソン」に学生ボランティアを派遣し、2023年度は22名が行事の運営に協力をしている（資料9-8）。これとは別に、駅伝部からは毎年招待選手としての参加もあり、2023年度は6名が参加している（資料9-9【ウェブ】）。

スポーツを通じて強化クラブが直接的に社会貢献活動を行うとともに、将来、本学の卒業生がスポーツを通じて社会貢献をしやすくなるよう教育カリキュラムを設定している。

・行政への貢献

本学の教員は、埼玉県や川越市の各種審議会や委員会に、学識者として参画し、その教育研究成果や知見をもって貢献している。

例えば、埼玉県の都市計画審議会には長年にわたり参画しており、街づくりプランの策定から、都市計画道路や上下水道の整備まで多岐にわたる議題に対応し、埼玉県の発展のために尽くしている（資料9-10【ウェブ】）。

また埼玉県警察学校へ外部講師として本学教員を派遣している。

■豊島区

・池袋キャンパスでの社会連携

2023年9月1日に開校した池袋キャンパスでは、行政機関としての豊島区、豊島区在住の方々、豊島区にある教育機関との協力体制を築き始め、「豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定書」を2023年11月に結んだところである（資料9-11【ウェブ】）。

なお、これに先立ち防災公園「IKE・SUNPARK」に面する池袋キャンパスは、開校来、豊島区との「帰宅困難者対策にかかる連携協力に関する協定」等により大規模災害発生時の帰宅困難者の一時滞在施設となっている（資料9-12【ウェブ】）。

今後も、地域の目指す方向と本学の方針をすり合わせながら、大学として社会との連携を具体化させることが課題である。

■その他の行政区

・教育分野での協力

ふじみ野市とは「学生インターンシップ活用事業に関する協定」が制度化される以前から学生インターンシップ（学校インターンシップ）を実施しており、毎年学生を派遣している（資料9-13）。

ただ、2023年9月から対象の学生を有する言語コミュニケーション学部が池袋キャンパスに移転したため、今後は希望する学生が減少することが想定される。引き続きふじみ野市との協力体制を維持するとともに、新しい自治体との連携を模索しているところである。

また、鶴ヶ島市や川島町とは「学校教育分野における相互協力に関する協定書」を結び教育実習生の受け入れを推進している他、「学校インターンシップ」として学生を派遣している（ただし、ふじみ野市同様、対象の言語コミュニケーション学部の移転により継続の方法を模索している）。埼玉県とは「相互協力連携に関する協定書」を結んでいる。2022年度には「埼玉県立高校グローバルリーダー育成プロジェクト」の英語ディベートセミナーを本学教員が担当している（資料9-14）。

■教育成果の社会への還元

・リカレント教育

埼玉県との連携により、大学の授業を一般公開し、社会人など地域の方々が受講できるようにしている。公開は、社会人にとって役に立つ実践的な科目を選定して行っている。しかしながら、2023年度には2科目を開講し、受講生は1名であった（資料9-15）。

この他にも、総務省統計研究研修所で都道府県等の職員を対象に「国際統計」テーマに講義を担当した教員もいる。

大学の持つ知見を社会に還元するための課題は、広く地域の方々にリカレント教育を実施していることを周知することにある。

・医療健康学部

日本トレーニング指導者（JATI）受験資格を有する学生が、2023年度末の時点で11名いる。当資格を有することで、国内で理学療法士としてだけでなく、トレーニング指導者としても活躍することができる（資料9-16）。また、「障がい者スポーツ支援論」を履修し単位修得した後、規定の手順に従って申請することで、公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）認定初級パラスポーツ指導員の資格を取得することができる。

この他にも、日本理学療法士協会や埼玉県理学療法士会と連携・調整をとりながら、毎年度、臨床実習指導者講習会を本学で開催し、臨床実習指導者の育成をしている。本講習会の講師やファシリテーターは、本学の教員と地域の施設の理学療法士で行っている。大学では理学療法士を養成するとともに、理学療法士を目指す学生を指導する実習指導者の育成も行っている（資料9-17）。

・臨床心理センター

本学は臨床心理センターを設置している。本センターは教育機関としての機能も有しており、公認心理師・臨床心理士5名の指導のもと大学院生が地域の子どもから高齢者までの様々な相談に対応している（年間10ケース程度）。地域の医療機関、教育機関との連携も確立されて地域に開かれた臨床心理センターになっている。

2023年度は10月までで77名の利用者があった（資料9-18）。内訳では、小中高生（43名）の来談が多く、10月時点で延べ相談回数は224回となっている。

大学院時に臨床経験をセンターで積んだ学生は、大学院修了後も、臨床心理センターでケースを担当し続け、地域に知見を還元している。

■建学の精神の発信

・国際シンポジウム

本学では、毎年度、広く開かれた国際シンポジウムを開催している（資料1-18）。国内外の見識ある方々に、国際社会での課題を題材として議論をお願いしている。この議論を「公德心を体した真の国際人」への理解を深める機会としている。

【点検・評価項目③】

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ①適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- ②点検・評価結果に基づく改善・向上学外組織との適切な連携体制

■点検・評価

自己点検・評価規程に基づき、年に1度は自己点検・評価実施部会が自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会に報告を行っている。自己点検・評価委員会は実施部会の評価結果を評価し、評価結果を実施部会にフィードバックしている（資料2-2）。

しかし、この点検評価は、年度単位で行っているもののため、今後はより長い時間軸で、社会連携・社会貢献を行う視点を持つ必要があると認識している。

COVID-19禍においては、本学は、最初期に、本学学生、地域社会（学校、保育関係者等）、教職員の安全確保のために職域接種（大学拠点接種）を実施し、地域自治体の負担軽減にも貢献した。

(2) 長所・特色

創学の地、川越では大学の知を地域に還元する連携と、社会と大学が協働する連携が深化している。

具体例は先述の通りではあるが、あらためていくつかの例を取りあげる。研究成果などの社会への還元では、各種審議会や委員会に教員が参画し、街づくりに知見が反映されている。また、2014年から商工会議所とは互恵的なパートナーシップを形成し、学生が

様々な企業のインターンシップに参加していたり、ハーフマラソンの運営に協力をしていたりしている。

また、2023年9月から開設している池袋キャンパスは大規模災害時には帰宅困難者を受け入れる機能を最初から有している。これは、社会と連携し貢献をする意思を示すものである。

建学の精神の浸透策として国際シンポジウムを開催している。討論者たちには、シンポジウム内で、国籍、性別、宗教などに違いはあれども、国際社会での課題を議論し、何らかの取り組みや合意を形成することを試みる。このプロセスを生み出しているのは、まさに、本学の建学の精神である「公德心を体した真の国際人」としての一人一人の振舞いである。

大学として学生を「公德心を体した真の国際人」に育てるだけでなく、この建学の精神を多くの方々に知ってもらうこともまた、目指すところである。

(3) 問題点

川越キャンパスから池袋キャンパスに移った学部があり、これまで地域と築いてきた関係性に変化が生まれることが想定される。そのため、長期的な視点をもって計画的に、これまで築いてきた関係性を発展させること、また、池袋キャンパスのある地域と新しい関係性を築くことが今後の課題である。

(4) 全体のまとめ

社会連携・社会貢献の方針を設定している。その上で、創学の地、川越での社会連携・社会貢献は深化し、新しく設置した池袋キャンパスでも豊島区と協定を結ぶなど社会連携を進める準備を整えている。これをもって、本基準を満たしていると判断している。

ただし、一部学部が池袋キャンパスに移転したことから、川越キャンパスでの社会連携、社会貢献のあり方を再構築すること、池袋キャンパスでは今後具体化していくことは課題である。

建学の精神を実現するために、永くその地に根を張り、地域と連携を取りながら互いに発展する覚悟を持っている。今後は、長期的な観点から社会連携・社会貢献を進めていく心づもりである。

第10章 大学運営・財務

基準10-1 大学運営

(1) (大学運営) 現状説明

【点検・評価項目①】

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

- ①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
- ②学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

■中期計画の周知

本学は、理事会の議を経て「学校法人東京国際大学中期計画」を2019年12月に策定している。また、中期計画を基に、単年度予算と「事業計画書」も理事会の議を経て策定している。理事会での議を通じて、これらを理事会の構成員に周知する仕組みになっている（資料1-20、1-27）。

大学の管理運営方針の周知は、理事長、副理事長、監事、学長、学部長、事務局長、事務局長補佐が参加する拡大常務会にて行っている。この他にも、学長が「事業計画書」を基に執行レベルまで落とし込んだ内容を含んだ学長方針を毎年作成し、教職員に周知している。なお、学長方針の周知は、理事長・副理事長・学部長・事務局長が参加する大学執行部打ち合わせにて共有した上で、各学部教授会で説明を行い、合わせてPOTI（学内ポータルサイト）を通じて教職員に知らせるプロセスを経ている（資料1-24【項目2】、1-25）。

また、教職員向けの年頭あいさつや職員向けの職員総会においては、直接対面で理事長から教職員に建学の精神や翌年を意識した次年度方針などが示される。この他にも、大学案内「GUIDEBOOK」や年3回発行の機関紙「TIU広報」を教職員全員に配布し大学の活動状況を共有するとともに、学外にも情報提供している（資料1-7、10-1-1【ウェブ】）。このような取り組みを通じて方針や計画の浸透を学内外に図っている。

■方針の周知と評価

これらのプロセスは、教職員に共有している「大学運営」についての方針を踏まえた「経営・教学の方針を統一」を実現するためのものでもある。よって、本学は、方針に沿った適切な運営ができていると評価するとともに、方針も適切であると評価している（資料1-25）。

【点検・評価項目②】

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点

①適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

②適切な危機管理対策の実施

■適切な大学運営のための組織の整備

・学長と常務会

学長の選任方法は、「東京国際大学教育職員人事手続規程」に定めており、学長は理事会が選考しその議を経て理事長が任ずる。次に、副学長・大学院研究科長・学部長・学科長の選任方法も同規程で定めており、学長が選考し、その議を経て理事長が任ずる（資料 6-10、10-1-2）。

学長は「寄付行為」「寄付行為施行細則」の定めにより学校法人の理事に選任され、常任理事として常務会の議決者となっている（資料 1-21、1-22）。常務会では、学長は教学を主として各種の議案を提案し、他の出席者である理事長、副理事長、常務理事、財務担当理事と審議している。なお、常務会の議決は出席構成員の過半の同意をもって決する。

常務会は、理事会、評議員会の決定に基づく業務の執行に関することなどを審議するために、毎週開催している。このため、常務会は、大学運営の迅速な意思決定を行う場として機能している。

・教授会

また、本学では「東京国際大学教授会設置規程」「東京国際大学学部教授会規程」「東京国際大学機能別教授会規程」に教授会の役割を定めている。教授会には機能別教授会と組織別教授会がある（資料 2-21、10-1-3、2-13）。

機能別教授会では学部横断的に全学的見地から学長に意見を具申する。常務会の構成員である学長は、機能別教授会で具申された内容を基に、常務会に議題を提出する。またその中でも重要な議題については、理事会に諮られる。

組織別教授会では、大学各学部及び大学院各研究科に設置され、固有の教育研究に関する重要事項について、学長等の求めに応じ、意見を具申する。なお、意思決定のプロセスは機能別教授会と同様である。

■危機管理体制

・防災管理規定

災害時の危機管理対策のために、「学校法人 東京国際大学防災管理規程」を定めている。理事長を委員長とする防災対策委員会を設置し、各設置校には防災管理者を定め、災害が発生、または発生するおそれがある場合には、必要な対処を実施することとしている（資料10-1-4）。

・COVID-19 への対応

実際に、防災管理規定に定める「その他異常な自然現象により生ずる被害」が想定された、COVID-19 の発生時においては、2020年3月にコロナウイルス対策本部を設置し、即座に対策を検討した。

対策の一つとして、4月16日には、全国に先駆けてオンラインによる授業を開始している。さらには、教職員・学生・地域住民も含めたワクチンの職域接種を早期から企画し、全国的にも早い6月21日から川越第1キャンパスにて実施した。その後も、COVID-19 の感染状況も踏まえて、対策を実施してきた（資料4-30）。

・事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

また、本学では危機管理対策の一環として、大規模地震を想定したBCPを2017年に策定している。本計画は、大規模地震に遭遇した場合にも、被害を最小限に抑え、学生、教職員の身の安全を確保しつつ速やかに事業再開するための体制、考え方を定めている。特に入学・合格発表、給与支払、卒業判定・試験、海外留学生の受入時の方針を定めて速やかな対応ができるようにしている。なお、2023年に完成した池袋キャンパスをも含めた計画は、今後の検討事項である（資料10-1-5）。

【点検・評価項目③】

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点

①予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

■予算編成と執行のプロセス

・予算編成

予算編成は、中期計画を踏まえて、財務経理部が前年度の予実分析、各予算管理組織へのヒアリングを行ったうえで、原案を策定している。その上で、予算会議、常務会の審議を経て、理事長が評議員会に諮った後に理事会にて決定している。

・ 予算執行

各部署における予算の執行に際しては、事前に稟議、承認を必要とする規程を置いている。予算執行のプロセスの適切性は、関係部署への回付を経て、予算執行額に応じて理事長ないしは事務局長が決裁する運用を徹底することで担保している。また、寄附行為に規定の予算執行に関しては、評議員会に諮問し理事会にて承認を得るプロセスを経る。

この予算執行のプロセスは、稟議書のペーパーレス化が実現したことにより、よりスピーディかつ透明性のある運用になっている。

・ 内部監査

本学では財務経理部を法人本部においている。組織上の独立した「内部監査」部署は設置していないが、財務経理部が執行業務外のチェック担当者として、実際の予算執行が事前に稟議決裁された内容主旨に沿っているかを精査している。

これらの会議体・決裁プロセスは「経理規程」「予算管理規程」「稟議及び決裁権限に関する規程」に基づいている（資料 10-1-6、10-1-7、10-1-8）。このように規程に基づき、適切な予算編成と執行を行っている。

【点検・評価項目④】

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点

①大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

■事務組織

・ 職員の採用

大学運営に携わる職員は、「職員就業規則」「稟議及び決裁権限に関する規程」に基づき採用を行っている（資料 10-1-9、10-1-8）。具体的には、人事部が発案し、稟議（人事）を申請し、人事部長、法人本部局長を経て、理事長が決裁することで手続きしている。

・ 職員の昇格と人事評価制度

また、職員に対しては、目標管理を使用した人事考課による評価制度を導入している。本制度は、「職員給与規定」「評価制度運用マニュアル」によって整備している。具体的には年2回（第1期11月1日～4月30日の半年間、第2期5月1日～10月31日の半年間）目標設定を行い、その成果を上長が評価し、面談を行う中でフィードバックをしている。目標に対する成果と評価は、給与（賞与）ならびに昇格へ反映している（資料10-1-10、10-1-11）。

・ 大学運営の組織

大学運営のための組織は、「東京国際大学事務組織規程」「東京国際大学業務分掌規程」「稟議及び決済権限に関する規程」に基づき整備している（資料10-1-12、10-1-13、10-1-8）。各部署に職員を適正に配置し、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務を行っている。

事務組織は必要に応じて適宜新設または改編し、高度な専門性を有する職員も配置している（資料10-1-14、10-1-15）。配置に際しては、業務の多様化への対応として幅広い業種からの一般企業経験者の中途採用、図書館司書やIT関連の資格を保有する人材の中途採用、そして日英両言語に対応できる日本・外国籍職員の中途採用等を積極的に行っている。

・ 教職協働

次に、教職協働の一例として、初年次生の必修科目の一つキャリア教育の導入として行っている「大学生生活デザイン演習」を取りあげる。本講義は、「多様な他者との関わりを通してコミュニケーション力を高めつつ、東京国際大学での4年間をどう過ごすのかを考え」、「自分はどんな4年間にしたいのか、何にチャレンジしたいのか」を考える内容になっている。このカリキュラムは、初年次生をサポートする先輩学生である Student Facilitator の役割や活動内容も含めて、教員とキャリアセンター（事務局）が連携して作成している（資料10-1-16）。

また、同じく初年次生の必修科目の一つである初年次演習との連携を図るため、初年次演習担当の教員が授業内容を把握できるように情報共有を行っている。

【点検・評価項目⑤】

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点

- ①大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施・内部統制等

■スタッフ・ディベロップメント

スタッフ・ディベロップメント（SD）は、人事部が企画実施している。実施の目的は、建学の精神の実現と大学の継続的な発展のために必要な能力、スキルや姿勢・態度を涵養することにある。

2021年度以降は、受講者の利便性を鑑み e-learning による実施形式に変更し、教職員の対応できる言語にも配慮し、日本語・英語のどちらの言語でも受講できるように見直しを図った。その結果、受講率は3年連続100%であった。実施内容は幅広く、特定の分野に偏らないように配慮している。

今後も本体制を継続して実施していく（資料10-1-17）。

【点検・評価項目⑥】

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- ①適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- ②監査プロセスの適切性
- ③点検・評価結果に基づく改善・向上

■大学運営の適切性

大学運営の適切性の点検は、各監査を通じて実施している。

・ 監事監査

監事は「寄付行為」に則り選任している。利益相反を適切に防止する観点から監事の独立性を確保している。監事は、監査職務を実行し、毎年監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している（資料1-21、10-1-18）。

また監事は、常務会、拡大常務会、予算会議などにも臨席し適宜助言、もしくは問題点の指摘等を行っている。

・ 会計監査

会計監査人監査は、私立学校法ないしは私立学校振興助成法に基づき双葉監査法人に依頼している。監査法人からは、監査を実施した結果を「独立監査法人の監査報告書」として受領している。監査法人は、会計期間中には4回に分けて各設置校を回って会計処理に関して実地調査を実施し、決算時期には決算帳票の確認等の調査を行っている（資料10-1-19）。

・ 点検評価

前述の通り、組織上独立した「内部監査」部署は設置していないが、予算・執行を財務経理部が管理することで、チェックする体制を構築している。

この他にも、日本私立大学連盟が策定した「私立大学ガバナンス・コード」に準拠し、ガバナンスの強化と健全性の向上に取り組んでいる。なお、ガバナンス・コードの遵守状況を毎年点検し、その結果をホームページに公表している（資料10-1-20【ウェブ】）。

各章で触れてきたように、自己点検・評価活動で、事務局の取り組みは方針に基づき行われていることが確認できている。その点検・評価活動自体の適切性は、常務会、理事会によって判断され、適切であることが認められている。

(2) (大学運営) 長所・特色

本学では前述の通り各種規程に沿って適切な大学運営を行っている。ここでは、特筆すべき長所・特色について触れておく。

■デジタルトランスフォーメーション (DX)

2022年度から稟議のためのシステムを変更して、よりスピーディにかつ透明性を担保できるようにした。

特に、予算執行においては、稟議と予算執行を同じシステムで管理していることから、その適切性を容易に把握することができている。また、先に述べた通り、大学からは独立した財務経理部が、予算執行について管理していることから、執行内容の適切さを客観的にチェックすることができている。

また、2023年9月から池袋キャンパスが稼働したことにより、稟議決裁者が複数拠点に配置されている。先のシステムはこのことを見越して導入しており、順調に運用できている。さらには、決済の時間効率が向上したことに加えて、ペーパーレス化も進んでいる。

今後も継続して業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) を推進する。

■COVID-19への対応

COVID-19が流行し始めた時点で、教育活動を滞らせることなく、学生が学修できる環境を整えることを最優先した。その結果、全国に先駆けてオンラインによる授業を実施することができた。また、学生、教職員、地域の安全を確保するために、職域接種を速やかに検討し実施につなげた。これらは、常時から危機管理に対する体制を規程に基づき築き、普段から円滑に活動できる体制を整えているからこそできたものであると考えている。

■池袋キャンパスの開設

本学は組織や規程に沿った常時の活動を適切に行っていることもさることながら、プロジェクトベースの取り組みにも注力している。

一例として、2023年9月に池袋キャンパスを開設することへの対応をしたことが挙げられる。新キャンパスを設置することで、学部等の移転、カリキュラムの変更、学生の活動拠点の変更、業務プロセスの変更など、大学運営上、大きい変化を求められることが想定できたため、開設の1年半前となる2022年4月に「池袋キャンパス開校プロジェ

クト」を大学部内事務局に立ち上げた。このプロジェクトは、池袋キャンパスの授業開始時に川越・池袋の両キャンパスにおいて円滑かつ遅延なく教学の運営ができることを最大の目的とした。この取り組みの結果、2023年9月からの秋学期を大きな混乱をきたすことなく迎えることができた（資料10-1-21）。

(3) (大学運営) 問題点

■池袋キャンパス運用上の課題

池袋キャンパス開設後、半年を経過し、施設設備管理や運営上の課題や問題点も生まれている。これらに対応するため、課題を持ち寄るための会議体を設置し、改善のための活動を毎週行っている。また、「防災管理規程」「事業継続活動計画書（BCP）」「情報セキュリティ対策基準」など、池袋キャンパスの運営内容を踏まえた反映ができていない規程や手順が存在しているため、洗い出し及び見直しを行っていく（資料10-1-4、10-1-5、10-1-22）。

■川越キャンパス活性化への課題

また、川越第1キャンパスから池袋キャンパスに一部の学部を移設したため、川越第1キャンパスへ2024年度4月から人間社会学部を移設することにした。これは、川越第1キャンパスの学生数を多く保つことで（現在、商学部と医療健康学部が利用）、学生間の交流を活発に保つという目的と、利便性の良い川越第1キャンパスを有効に活用し、教育研究活動を活性化するという目的がある。今後も、この目的のために注力しなければならない。

(4) (大学運営) 全体のまとめ

本学では、上述の通り中期計画に基づいて、医療健康学部の設置や池袋キャンパスの設置などの大規模な取組を遂行してきた。これらの取り組みが滞りなく遂行できたのは、明文化された規程に沿って日頃は安定した大学運営が継続できているからである。現状、いくつかの課題は認識しているものの、改善に取り組んでいる。

今後は、現中・長期計画が2024年12月までであるため、建学の精神の実現、大学の発展に資する新たな中期計画を策定し、実行に移していくことが課題となる。

基準 10-2 財務

(1) (財務) 現状説明

【点検・評価項目①】

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点

- ①大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
- ②当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

■中・長期の財務計画

・策定と見直し

本学は「学校法人東京国際大学中期計画」を 2019 年 12 月に策定している。この直後の 2020 年には、医療健康学部の設置を踏まえた中期財務計画を策定した（資料 1-20）。

しかし、同時に COVID-19 の世界的蔓延により財務状況が大きく激変した。その中であっても、本学の中期計画の核となっていた池袋キャンパスの設置を着実に推進するために、2022 年に中・長期の財務計画の見直しを実施した。この中期財務計画では、海外渡航が大きく制限された中で学生数の推移の見通しが想定できないことから、複数のシナリオを立案し、実用的で柔軟な対応ができるようにした（資料 10-2-1）。

■財務関係指標

なお、中期財務計画を策定するにあたっては、教育研究水準を維持・向上させるため、支出の適切性を維持するための指標として「人件費率」「教育研究経費比率」「管理経費比率」等の活動収支に着目しつつも、キャッシュを保有・増加させることに重点を置くため、その指標として「教育活動収支差額」を重視した。運用は、これらの指標値を確認することで、計画からの逸脱がないよう調整し、「教育活動資金収支差額」が常に適度な増加傾向で推移し安定した教育研究活動が実行できるように最大限注力・配慮してきた。

【点検・評価項目②】

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点

- ①大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
- ②教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
- ③外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

■財務基盤

・財務基盤における中期計画

本学の財務基盤は創学以来、基本的に無借金経営を継続してきた。2019年度に中期計画を策定し、特に財務面においては医療健康学部の設置も含んだ入学・収容定員の増員計画と、戦略的な先行投資と位置づけられる池袋キャンパスの設置計画を盛り込んだ。

これに加えて、入学・収容定員の増員計画を立てていた。この計画は、医療健康学部設置申請に際して、入学定員充足率が超過していた状況を改善しつつ、収支構造を改革させるものであった。

・COVID-19の影響

しかしながら、2020年から始まったCOVID-19による影響を受け、大学では中期計画に沿った収支構造の改革への活動が中断し、その他の2つの設置校においても学生数は大幅に減少した。

・池袋キャンパス設置の影響

また、池袋キャンパスの設置に際しては、必要資金を日本私立学校振興・共済事業団からの借入と、遊休施設売却、および自己資金から工面した。この資金を池袋キャンパスの設置という戦略的な先行投資による支出にあてたことにより、教育研究活動のための資金は依然潤沢であるものの、学校法人全体の「経常収支差額」「(運用資産) - (外部負債)の差額」を含め各種の指標数値が一時的に低下した(資料10-2-2)。

・改善計画

このような現状を踏まえて、前述の通り収支構造を改革し、指標値改善のため計画を立てて、複数年かけて実施することを予定している。大学部においては、川越第1キャンパスへ授業開講場所を集約することでキャンパスを活性化しつつ、余剰経費を削減すること、大学部以外の2つの設置校では収支改善の計画を立てている。

・外部資金の獲得

授業料以外の財源確保活動としては、2020年に「池袋キャンパス開設記念基金」を開始した。従前より継続しているスポーツ活動全般を積極的に支援するための「どるふいん教育／スポーツ振興サポーターズ募金」では、継続的に資金を獲得することができている。

(2) (財務) 長所・特色

2019年に策定した中期計画に沿った、医療健康学部の新設、入学・収容定員の増員計画、戦略投資である池袋キャンパスの設置は、財務面では負担となる大きな戦略であり挑戦であった。しかし、この計画を計画通り実行することができたのは、本学がこれまで無借金経営であり、キャッシュを重視した財務力が大きく貢献したところであった。

さらには、日本人学生だけでなく、成績が優秀な海外留学生にも学ぶ機会を用意し、収入のポートフォリオを整えてきたことが大きいと考えている。

(3) (財務) 問題点

2018年発出の文部科学省の通知「学校法人運営調査における経営指導の充実について」において、新たな経営指導強化指標が設定された。本学では、それ以前より大型プロジェクトとして取り組んでいた池袋キャンパスの開校に向けた戦略投資との兼ね合いもあり、新たな指標を満たすための具体的なアクションプランの策定が遅れていた。その反省に立って2023年度より対策を講じており、2024年度の事業計画や新中期計画にも具体的な財務改善活動を組み入れていく。

(4) (財務) 全体のまとめ

本学では、上述の通り必要かつ十分な財務基盤を確立し、その確立した財務基盤を活用して教育研究活動を支援し、中期計画に沿って維持・向上させることを行ってきた。今後は、外部環境の変化、池袋キャンパスの設置などを踏まえて、建学の精神を実現すべく教育活動を十分に実行できるように、上記(3)問題点で記した課題の改善活動を実施しながら安定的な財務基盤を確立することを目指していく。

終章

本学は、2016年度の自己点検・評価に基づき、2017年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審し、大学基準に適合していると認定された。同協会による3回目の機関別認証評価を受けるべく、ここに本報告書をまとめた。

前回の受審以降、本学では、2019年度に作成した中期計画に基づき、医療健康学部の新設、入学・収容定員の増員、さらには池袋キャンパスの設置という事業に取り組んだ。また、外部環境としてはCOVID-19の感染拡大という困難も経験した。

そうした中で、大学の目的及び使命を達成するためには自己点検・評価が最重要事項であることの認識に基づき、2021年度から寄付行為および学則を改正し、内部質保証の方針を定めるとともに、自己点検・評価委員会を全学の内部質保証推進組織と位置付けるなどの体制を整備した。

今回の自己点検・評価では、この内部質保証システムの下、各学部・研究科及び各部門におけるPDCA サイクルが機能して、教育の質向上につながる各種の取組がなされていることが確認でき、本学の長所・特色も見出すことができた。そして、大学基準協会の定める大学基準のほとんどについて概ね良好な状態であると評価することができた。一方、各章における全体のまとめや問題点に記したとおり、教育研究活動を更に向上・発展させるための課題も確認できた。

今後、それらの長所や課題を本学全体の自己点検・評価活動の過程で整理し、長所はさらに発展させ、問題点については早期に改善を図る取組が必要と考えている。

その中で重要なのは、やはり大学内部の教育・研究活動や組織運営の質の保証を目的とする内部質保証システムであろう。質保証のための組織のあり方については不断の見直しが必要であるだけでなく、その活動が自己目的化しないためにも学内の教職員のそれぞれが質保証を担う一員であるとの自覚を持つことも必要である。教育の質保証に関しては、「学修者本位の教育」の観点から求められる学修成果の可視化について、4章で述べたように各種のアンケート・調査の分析力を高めることや学生が学修成果を自覚できるようにするためのポートフォリオの作成などに取り組んでいきたい。

本年2024年は、池袋キャンパスの開設という大きなイベントを終え、現在の中期計画の最終年にあたる。2025年からは新たな中期計画がスタートする。内外の激しい社会的変化のなかで、建学の精神および教育理念の実現に向け、新たな中期計画のもとで内部質保証を重視した教育研究活動を行っていききたいと考えている。

以上

点検・評価報告書

2024年3月29日 発行

発行者：東京国際大学 自己点検・評価委員会
〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-42-31
TEL：03-5992-5555（代）